

令和 7 年第 1 回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3 月 5 日（水）	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○諸般の報告	9
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	10
1 番 新 井 健 司 議員	10
6 番 常 山 知 子 議員	14
11 番 内 海 勝 男 議員	19
○町長提出議案の報告及び一括上程	27
○議案第 1 号の説明、質疑、討論、採決	27
・議案第 1 号 皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 2 号の説明、質疑、討論、採決	29
・議案第 2 号 皆野町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 3 号の説明、質疑、討論、採決	30
・議案第 3 号 皆野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 4 号の説明、質疑、討論、採決	31
・議案第 4 号 皆野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 5 号の説明、質疑、討論、採決	33
・議案第 5 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
○議案第 6 号の説明、質疑、討論、採決	34
・議案第 6 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定について	
○発言の訂正	36
○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	36
・議案第 7 号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	
○議案第 8 号の説明、質疑、討論、採決	37

・議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	
○議案第 9 号の説明、質疑、討論、採決	3 8
・議案第 9 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
○議案第 1 0 号の説明、質疑、討論、採決	3 9
・議案第 1 0 号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決	4 1
・議案第 1 1 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	
○議案第 1 2 号の説明、質疑、討論、採決	4 4
・議案第 1 2 号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例の制定について	
○議案第 1 3 号の説明、質疑、討論、採決	4 5
・議案第 1 3 号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
○議案第 1 4 号の説明、質疑、討論、採決	4 6
・議案第 1 4 号 町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第 1 5 号の説明、質疑、討論、採決	4 8
・議案第 1 5 号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 6 号の説明、質疑、討論、採決	4 9
・議案第 1 6 号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	
○議案第 1 7 号の説明、質疑、討論、採決	5 0
・議案第 1 7 号 皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の 制定について	
○次会日程の報告	5 5
○散 会	5 6



3月6日（木）

○開 議	5 9
○議事日程の報告	5 9
○議案第 1 8 号の説明	5 9
・議案第 1 8 号 令和 7 年度皆野町一般会計予算	
○議案第 1 9 号の説明	6 4

・議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第20号の説明	66
・議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第21号の説明	69
・議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○延会について	70
○次会日程の報告	70
○延 会	71



3月7日（金）

○開 議	76
○議事日程の報告	76
○議案第18号の質疑、討論、採決	76
・議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算	
○議案第19号の質疑、討論、採決	115
・議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第20号の質疑、討論、採決	117
・議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第21号の質疑、討論、採決	119
・議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	119
・議案第22号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	121
・議案第23号 令和6年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	122
・議案第24号 令和6年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	124
・議案第25号 令和6年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
○承認第1号の説明、質疑、討論、採決	125
・承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度皆野町一般会計補正予算（第5号））	
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	126
・同意第1号 教育委員会委員の任命について	
○同意第2号から同意第15号の説明、同意第2号の質疑、討論、採決	127
・同意第2号 農業委員会委員の任命について	
○同意第3号の質疑、討論、採決	128

・ 同意第 3 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 4 号の質疑、討論、採決	1 2 8
・ 同意第 4 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 5 号の質疑、討論、採決	1 2 8
・ 同意第 5 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 6 号の質疑、討論、採決	1 2 9
・ 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 7 号の質疑、討論、採決	1 2 9
・ 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 8 号の質疑、討論、採決	1 3 0
・ 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 9 号の質疑、討論、採決	1 3 0
・ 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 10 号の質疑、討論、採決	1 3 1
・ 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 11 号の質疑、討論、採決	1 3 1
・ 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 12 号の質疑、討論、採決	1 3 2
・ 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 13 号の質疑、討論、採決	1 3 2
・ 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 14 号の質疑、討論、採決	1 3 2
・ 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について	
○同意第 15 号の質疑、討論、採決	1 3 3
・ 同意第 15 号 農業委員会委員の任命について	
○会議時間の延長	1 3 3
○日程の追加	1 3 4
○議員提出議案の報告及び上程	1 3 4
○発議第 1 号の説明、質疑、討論、採決	1 3 4
・ 発議第 1 号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 5
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 5
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 3 5
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 3 6
○議決事件の字句及び数字等の整理	1 3 6
○閉会について	1 3 6
○閉 会	1 3 6

○ 招 集 告 示

皆野町告示第10号

令和7年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月27日

皆野町長 黒 澤 栄 則

1 期 日 令和7年3月5日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和 7 年第 1 回皆野町議会定例会 第 1 日

令和 7 年 3 月 5 日（水曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

1 番 新 井 健 司 議員

6 番 常 山 知 子 議員

11 番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 1 号 皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 号 皆野町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3 号 皆野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4 号 皆野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6 号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7 号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9 号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第 10 号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号 町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第17号 皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決
- 1、次会日程の報告
- 1、散 会

午前10時03分開会

出席議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒	澤	栄	則	副 町 長	長	島	弘
会 計 兼 管 理 者 会 計 課 長	吉	岡	明	彦	教 育 長	新	井	孝 彦
総務課長	新	井	敏	文	企 画 財 政 課 長	嶋	田	政 則
参 事 兼 民 生 課 長	梅	津	順	子	福 祉 課 長	青	木	陽 子
健 康 課 長	太	幡	和	也	税 務 課 長	橋	本	賢 伸
産 業 観 光 課 長	三	橋	博	臣	建 設 課 長	若	林	直 樹
教育次長	白	石	純	一				

事務局職員出席者

事務局 長	山	田	厳	書 記	黒	沢	倫 之
-------	---	---	---	-----	---	---	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 03 分)

○議長（林 豊議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより令和7年第1回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（林 豊議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（林 豊議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は、令和7年第1回皆野町議会定例会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますこと、心から御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりにご尽力をいただき、敬意と感謝の意を表します。

また、本日傍聴にお越しいただきました皆様におかれましては、足元の悪い中、町政に関心を持っていただき足をお運びいただきましたことに御礼を申し上げます。

初めに、1月28日に発生した八潮市内での道路陥没事故について、男性1名が乗車していたトラックが落下してから早くも1か月が過ぎました。いまだ運転手の救出には至っておらず、また近隣自治体の住民生活にも多大な影響を及ぼしています。被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。本事故を受け、皆野長瀬下水道組合では改めて汚水が滞留しやすい箇所について目視により点検を行い、問題がないことを確認しております。引き続き、日頃からの安全確認を徹底するよう指示したところでございます。

また、2月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災は、延焼が続き、いまだ鎮圧のめどが立っておりません。緊急消防援助隊として秩父消防署から4名、消防車両1台が派遣され、消火活動に当たっているところです。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い鎮火と皆様の安全を心よりお祈り申し上げます。幸い当町では、令和6年は一件の火災もなく、本年も穏やかに過ごすことができいております。引き続き、町民の皆様、消防署、消防団等のご協力をいただきながら、安心安全なまちづくりを進めてまいります。

さて、昭和30年3月に誕生した皆野町は、このたび70周年を迎えました。町を愛し、町を思う先人たちの一步一步が道となり、皆野町の今を築いていただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。そ

の皆野町も今、少子高齢化と人口減少という大きな課題に直面しております。この難局を乗り越え、ふるさと皆野の未来を切り開いていくためには、みんなで皆野、共に思い、共につくるまちづくりが不可欠です。その実現に向け、対話を通してより多くの皆様のご理解、参画を得られるよう努めながら、チャレンジを重ねているところでございます。

ここで、12月定例会以降の町の取組を報告いたします。

12月、NPO法人コメリ災害対策センター様と災害時の物資供給に関する協定、また町内企業である株式会社浅見商会様と災害時の給電器、給電可能な車両の貸与に関する協定を締結いたしました。民間との連携により、災害への備えの充実を図ったものでございます。

1月には、新しい公共創生アドバイザーとして、株式会社アイマックスの今井良治氏に地域活性化起業人を委嘱しました。市は、自治会、商店街の活動支援のほか、さいたま市、埼玉県の政策立案の支援活動を行ってきた経歴があり、まちづくりに豊富な知見を有しております。町が目指す新しい公共の形、地域住民、企業など多様な主体がまちづくりを自分事として捉え、助け合い、手を取り合いながら進める、共創のまちづくりに協力を得るものでございます。

2月には、学校給食で鹿肉入りのジビエカレーを提供しました。鹿肉の提供は、昨年の2月に下田野地区にオープンしたジビエ加工場s a k u r a g o c h iさんで町内で捕獲した鹿肉の学校給食への採用は県内初の試みであり、新聞各紙にお取り上げをいただきました。今後もジビエ給食を継続し、給食を楽しみながら地域課題とも向き合う機会をつくっていきたいと考えております。

また、みんなで皆野まちおこし万博を開催しました。町、地域おこし協力隊、町と連携する大学、企業等の取組を紹介、共有するイベントとして初めての開催でしたが、約500人の方にご来場いただきました。当日ご来場できなかった方とも取組を共有できるよう、まちづくり万博の内容をまとめた報告書を役場窓口等で配布する予定ですので、ぜひ御覧をいただきたいと思います。

また、小学校の統合に向けた保護者、住民向け説明会を三沢小学校、国神小学校、皆野小学校を会場に実施いたしました。小学校の統合に疑問を呈する、また懸念を示すご意見もありましたが、全体としては統合に一定の理解を示した上で、統合後の子供たちの通学や学童保育の対応、環境の変化に対するケア、空き校舎の活用についてのご意見、ご要望が主なものでございました。学校教育は、次世代を支える人材の育成であり、まちづくりの土台、柱です。それぞれの学校で培われてきた取組、特色を受け継ぐ発展的統合となるよう、今後も統合準備委員会等を組織し、令和9年4月の統合に向け、丁寧に、そして着実に進めてまいります。

さて、令和7年度皆野町一般会計予算について申し上げます。6つの重点施策、1、教育・子育て環境の整備、2、生活環境の整備、3、行財政改革の推進、4、健康づくり機運の醸成と健診受診率の向上、5、安心・安全なまちづくりの推進、6、地方創生・共創のまちづくりの推進を掲げ、総額は57億4,531万1,000円で、これに特別会計予算を加えた予算の総額は81億8,206万5,000円でございます。

昨年3月の町長就任以降、「対話・チャレンジ・幸せの向上」を掲げ、これまで様々な取組を進めてまいりました。まちづくり地区懇談会、移動スーパーの導入、単身高齢者のごみ捨て支援、皆野駅前みなのんちの活用、みんなで皆野まちおこし万博の開催など、地方創生の新たな取組も活発に行われ、町内外の多様な主体を巻き込んだ地域競争が実際に動き始めております。令和7年度は、引き続きこうした取組を加速させつつ、数年来町政において検討事項となっていた小学校の統合、新たな学校給食センターの建設、公共交通の見直しなどに具体的に着手し、大きく歩を進めてまいります。

また、勤労福祉センター、ふれあいプール・ホットの廃止については、昨年の12月定例会において、より多くの理解、賛同をいただく上で、代替策は重要な要素であることから、施設廃止の条例案の提出の前にご意見等をいただく期間を設け、より丁寧に進めたいとの考えから、熟慮の上、令和7年3月定例会での提出としたいとご説明したとおり、代替策へのご意見等をいただく期間を設け、またまちづくり地区懇談会等で説明を重ね、より多くの理解、賛同を得られるよう、これまで努めてまいりました。限られた財源の中で少子高齢化に起因するこれからの諸課題に対応していくためには、施設の廃止、代替のサービスへの切替えはやむを得ない決断であり、本定例会に施設廃止の条例案を関連の予算案と併せ提出いたしました。今後も町の将来を見据え、困難な課題にもしっかりと対応しながら町民、事業者の皆様の幸せの向上を目指していく所存でございますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、41議案でございます。

ご審議を賜り、可決、承認、同意いただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（林 豊議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 豊議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

12番 宮 原 睦 夫 議員

1番 新 井 健 司 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（林 豊議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの6日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月10日までの6日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 豊議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。主なものについて報告いたします。

12月17日、小鹿野町役場で開催の秩父地域議長会第3回定例会に副議長と出席いたしました。

月が替わりまして、1月27日、秩父市役所で開催の秩父地域議員連盟第3回役員会に副議長と出席いたしました。

月が替わりまして、2月の7日、埼玉県民健康センターで開催の町村長・町村議会正副議長合同研修会に副議長と出席いたしました。

21日、埼玉県民健康センターで開催されました埼玉県町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合理議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

7番、若林光雄議員。

〔7番 若林光雄議員登壇〕

○7番（若林光雄議員） 7番、若林光雄です。秩父広域市町村圏組合理議会の報告をいたします。

令和7年2月6日、秩父クリーンセンターにおいて全員協議会が開催され、四方田実議員とともに出席をいたしました。議事として、諸報告があり、その後に令和7年第1回定例会管理者提出議案の概要の説明がありました。また、議会運営について議会条例の一部改正が協議されました。

次に、令和7年2月13日、秩父市役所本庁舎4階の議場にて第1回定例会が開催され、四方田実議員とともに出席をいたしました。管理者提出議案の報告と一般質問2名が行われました。管理者提出議案は7件であり、令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算をはじめ、いずれも可決、承認をされました。

以上で、秩父広域市町村圏組合理議会の報告といたします。

○議長（林 豊議員） 監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（林 豊議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 行政報告を申し上げます。

お手元に皆野町合併70周年町勢要覧及び皆野町空き家等対策計画を配付いたしました。御覧いただきま
すようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（林 豊議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（林 豊議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、1番、新井健司議員の質問を許します。

新井健司議員。

〔1番 新井健司議員登壇〕

○1番（新井健司議員） 皆さん、こんにちは。1番、新井健司です。傍聴にお越しいただいた皆様、皆野町議会並びに皆野町町政に関心を寄せていただきまして誠にありがとうございます。

私ごとですが、2月15日に開催された横瀬町のよこらば大会議2025に参加させていただきました。多くのイベントの中でも、内閣官房参事官補佐、総務省連携交流室長、国土交通省地方政策課長、国土交通省環境政策課課長補佐、埼玉県地域経営局長とそうそうたるメンバーによるトークセッションは大変勉強になりました。このトークセッションの中で国、県の垣根を越えて直接連絡、連携、そして共創することが大切との話がありました。また、このイベントの中でよく聞かれた言葉に「横瀬町はフットワークが軽い」という言葉がありました。皆野町の職員の皆さんもフットワークが軽いと私は信じております。これからますます軽くしていただき、国や県と連携、連絡を取り、よりよい皆野町を共創していくことをお願いして、質問に移らせていただきます。

大きな1番、移動販売車「うえたん号」について。2024年11月4日から移動販売車うえたん号の運行が開始されました。販売場所、利用状況等の課題をどのように認識し、その改善策をどのように議論し、具体的対策をどう講じていくのかをお聞かせください。

大きな2番、文化庁「地域文化財総合活用推進事業」について。この事業については、令和6年第3回定例会で町長から取組を進めていきますとの答弁をいただきました。現在の取組状況と今後の計画を教えてください。

大きな3番、公衆無線LANサービスについて。1番、皆野総合センターは、多くの方々が利用される、また利用できる施設です。図書室内には学習できるスペースが確保されていますが、パソコンやタブレット等を使用し、インターネットを利用して学習する環境が整備されていません。公衆無線LANサービス及びコンセントなどの電源を整備する考えはあるかお聞かせください。

2番、町民及び町へお越しになる方々への利便性向上のため、皆野町役場庁舎内において公衆無線LANサービスを提供する考えがあるかお聞かせください。

3番、災害時に誰でもパスワードなしでインターネットに接続できるSSID「00000 JAPAN」が利用できる環境を整える考えがあるかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（林 豊議員） 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長（新井孝彦） 1番、新井健司議員の文化庁地域文化財総合活用推進事業についてのご質問にお答えいたします。

皆野町には、長い年月をかけて伝えられてきた伝統芸能や行事、祭りが数多く残っております。町の歴

史や文化を物語るものであり、地域活性化の面からも重要な役割を果たしております。しかしながら、担い手や資金不足により継承が危ぶまれていることも承知しております。このような中にもかかわらず、伝統文化の整備、保存に関して、町内の各団体の皆様のご尽力によりまして継承してこられたことに心から敬意を表します。

教育委員会では、今後の伝統芸能や行事、祭り等の団体支援の具体的な在り方について様々な検討を進めてまいりました。文化庁地域文化財総合活用推進事業を進めるため、教育委員会といたしましては事業の活用を希望する保存団体を指定文化財の保存団体に限らず、幅広く募ってまいります。さらに、皆野町伝統文化連絡会議を立ち上げ、教育委員会が事務局となって支援を希望する団体を公平に選定して支援する仕組みをつくってまいります。そのための準備を現在進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 1 番、新井健司議員から通告のありました質問事項 1、移動販売車うえたん号について、販売場所、利用状況等の課題をどのように認識し、その改善策をどのように議論し、具体的対策をどう講じていくのかについてお答えいたします。

昨年11月から運行を開始し、駐車場所ごとの利用人数や商品の販売状況など、今現在、情報収集しているところでございます。駐車場所については、議員にも日頃からうえたん号の状況をよく御覧いただいているとおり、ご利用のない場所もあることは認識しております。今後、区長をはじめ、地域の皆様のご意見を聴取し、ルートの見直し等、よりお買物がしやすい事業展開を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 1 番、新井健司議員から通告のありました質問事項 3、公衆無線 LAN サービスについてのうち、①の皆野総合センターについてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の公衆無線 LAN 環境整備は、施設利用者を増やす効果が期待できるとともに、生涯学習、災害、観光など様々な利便性を高めるものであると承知しております。当施設は、昭和47年竣工と老朽化が進み、施設の今後と公民館、図書室の在り方を併せて総合的に検討していく中で、無線 LAN 環境の整備も考えていく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 1 番、新井健司議員から通告のありました質問事項 3、公衆無線 LAN サービスについてのうち、役場庁舎に関する部分についてお答えいたします。

現在、役場庁舎におきましては、公衆無線 LAN サービスの提供は行っておりません。これまでに役場庁舎の利用者等から、そうした要望につきましても特に寄せられていない状況でありますので、現時点では公衆無線 LAN サービスの提供については考えておりません。

次に、災害時等に無料開放され、誰でもパスワードなしで利用できる公衆無線 00000 J A P A N の環境整備についてですが、これまで全国で発生した災害において避難所や仮設住宅を中心に 00000 J A P A N

が通信手段の確保として効果を上げております。そうしたことから、庁舎における環境整備については現時点では考えておりませんが、避難所における環境整備については今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） それでは、それぞれ再質問をさせていただきたいと思います。

まず、文化庁の地域文化財総合活用推進事業についてですが、進めていただいているという答弁をいただきましたが、町民の方から言葉をかけてもらったことがない、また広報等でも募集がないという声をいただいております。その辺はどうでしょうか。

○議長（林 豊議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） 1 番、新井健司議員の再質問にお答えいたします。

今、皆様に広報に向けて早急に準備を進めているところでございますので、今一番それが課題というか、それで皆様に広報して幅広く公募していくと、そんな予定でございます。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 分かりました。この事業の取組につきましては、多くの町民の方が望んでいます。

2月22日に新井豪県議の県政報告会が行われました。その場で新井豪県議からも皆野町のみこしや山車の維持管理が課題になっており、今後文化庁の協力を得るために協力してまいりたいというお言葉をいただいております。新井豪県議におかれましては、親鼻のみこしを担いだり、原町祇園のみこしを担いだりと、非常に積極的に参加されている方でございます。その方が協力をしたいとおっしゃっていただいているので、ぜひとも早急に何年度にこの事業を申請するといった計画で進めていくことをお願いして、この件に関しては終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、移動販売車うえたん号ですが、私が1月13日から17日までの5日、また2月17日から21日までの5日、このうえたん号に同行いたしました。42か所ある販売場所で利用者がゼロ人であった場所、1月につきましては12か所、2月につきましては9か所ありました。そのうちの8か所は、1月、2月ともにゼロ人の場所でございます。こういった状況を、既に11月から始めているので3か月間、ウエルシアの方たちは待っているだけ。町から提示された販売場所ではしか営業ができないのです。やはりウエルシアは事業者です。売上げを上げなければいけない。町は、買物に不自由されている方のために動かなければいけない。それが合致すればもっと人が集まる、そう私は考えます。うえたん号の担当者の方と話し合いをしていますか、どうですか。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 1 番、新井議員の質問にお答えいたします。

11月4日から運行を開始しまして、場所によっては来客がゼロという場所もあるという報告も受けており、議員のおっしゃるとおり改善が必要と考えております。販売員のお声もちろん聴取をいたしておりますが、今後は事業所、ウエルシア薬局事業者の組織としての方針や意向も定期的に協議しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、地域のお声を聞いた上で事業所とも協議してまいります。また、季節や環境などによっても利用意向も変わってくると考えておりますので、それも踏まえて駐車場所やルートの見直しを検討してまいります。

以上です。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひともよりよい情報を得て、皆野町のうえたん号はちょっと違うぞというふう
に一緒にしていこうではありませんか。

私は、うえたん号の先進地である長瀬町、横瀬町の担当者の方とも連絡を取りました。利用者がゼロ人
という場所は現在ないそうです。また、同行したときにウエルシアの担当者の方の町民への配慮、そうい
ったところを見てきました。ある場所で高齢者の女性の方が今日は赤いポテトがないねとおっしゃったの
です。周りの方たちは赤いポテト分らなかったのです。でも、ウエルシアの担当者の方は、最初は分か
らなかったけれども、記憶をたどり探してくれたのです。赤いポテト、赤い芋、何でしょう。チップスタ
ーだったのです。ポテトチップのチップスターの赤い筒のことだったのです。それをウエルシアの担当者
は見つけ出してくれたのです。そのほかにも買いに来る方は毎週のように来られる方がいます。おじさん
は牛乳はこの銘柄だよね、きめ細かな配慮取っていただいているのです。そういった現場をぜひとも見て
いただきたい。大変助かっているという声もいただいているのです。ゼロ人のところをぜひともなくして
いきましょう。お願いして、この件については終わりにします。

最後に、公衆無線LANサービスについてを再質問させていただきます。総合センターについてですが、
これについては私のところに町民の方から連絡がありました。図書室を使って勉強しようと思って総合セ
ンターに行きました。新井さん、Wi-Fiがないよ。パソコンを使おうと思ったらコンセントもない。こ
の方は、現在秩父市の民間の施設を利用されているそうです。この方が総合センターで使えていれば、秩
父市まで行くこともないのではありませんか。ぜひとも早急に実施をお願いしたいと思います。

続きまして、役場庁舎内、考えはないという答弁をいただきました。これは3番目の00000 J A P A N
と私はつながりがあると思うのです。小鹿野町の例を出しますが、小鹿野町は役場庁舎内での無線LAN
サービスを災害時にこの00000 J A P A Nに切り替える、そういったことができるそうです。こういった
ことを考えてみてはいかがでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

役場庁舎につきましては、災害時等になりますと災害対策本部を設置することになります。そうしたこ
とから、そうした利用ができる不特定多数の方が押し寄せるということも想定をされます。そうしますと、
災害対応に混乱を来すということも想定ができますので、現段階では考えはないということで申し上げま
した。ちなみに、町内の小学校、皆野、国神、三沢の3校につきましては、既に00000 J A P A Nが利用
できる環境が整っております。そうしたことも踏まえまして、役場庁舎におきましては現時点では考えて
いないということでございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 00000 J A P A Nが使えるということは広報されているか、それをお聞きしたい
と思いますが。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 災害時等において使えるということにつきましては、特段広報はしてございませ
ん。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） ぜひとも広報していただきたいと思います。災害時に皆さん不安な気持ちであると思うので、使える場所に行けば使えるのだという情報は必要だと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 次に、6 番、常山知子議員の質問を許します。

常山知子議員。

〔6 番 常山知子議員登壇〕

○6 番（常山知子議員） 6 番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、昨年から今年にかけて深刻な物価高騰が暮らしや商売を直撃しています。働けど賃金は上らず、年金は目減りし、消費税や社会保障の負担が増やされ続けています。その一つが介護保険です。政府が2024年度から訪問介護の基本料金を引き下げたことにより、小規模な訪問介護事業所などが廃業の危機にさらされています。しかも、政府はこの先、利用料の2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要支援1、2の生活援助サービスの保険は保険外しなどを狙っています。

そうした中で、今全国の訪問介護事業の空白地域が広がっています。全国で事業所ゼロが107町村、残り1事業所が272市町村になっています。私たちが住む埼玉県では、事業所ゼロが東秩父村、残り1か所の事業所は越生町、鳩山町、横瀬町です。皆野町はそれに入っていないから安心だではありません。介護保険料を払っていても、介護が受けられない状況がこれから起こるかもしれません。介護提供体制を拡充するため、国庫負担割合の抜本的な引上げを行うことが求められています。

また、話題になっている高額療養費制度をめぐるのは、8月から段階的に改悪し、国民負担の引上げを行おうとしています。がんや医療費助成の対象になっていない難病など、高額な治療代を必要とする重い病気になるリスクは誰もが負っています。がんにかかる割合は、今や国民の2人に1人です。その治療を受けるときの命綱となっているのが高額療養費制度です。石破首相は、国会の施政方針演説で楽しい日本を目指すと言いました。国民を苦しめながら楽しい日本をつくるなどできません。患者に負担を押しつけるのではなく、医療費への国の負担率を引き上げることでないでしょうか。

それでは、質問に入ります。大きな1番は、5歳児健診の実施をです。5歳児健診は、小学校入学前の大事な子供の健診です。現在、町では5歳児ののびのび相談を行っています。

1つ、相談はどのくらい寄せられていますか。

2つ目は、支援が必要な子供に対して早期の対応が求められます。国からの交付税措置も利用しながら、専門の担当者を配置して健診の実施を行う考えはありますか。

大きな2つ目は、町の図書室の今後について伺います。1つ、図書室の利用者から、以前に比べ本が充実してきて大変うれしいという声が届いています。しかし、使い勝手がよくないという感想もあります。以下の点について、図書室の改善を求めます。

1つ、図書室が狭いため、本が1階や2階、廊下に置いてあり、3か所を探さなければなりません。改

善を求めます。

2つ目は、検索端末機がないので探すのに時間がかかります。検索端末機の配備を求めます。

もう一つは、図書館の建設については、多くの町民が望んでいるところです。図書館建設の考えを伺います。

以上です。

○議長（林 豊議員） 町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項1、5歳児健診の実施を、②、検診を実施する考えはあるかについて及び質問事項2、町の図書室の今後について、図書館の建設の考えについてお答えをいたします。

まず、5歳児健診を実施する考えはあるかについてでございますが、町では子供の健やかな成長や発達を促すとともに、就学に向けての支援を行うため、5歳児全員を対象とした5歳児のびのび相談を年4回実施しております。5歳児健診を実施するためには、診断のできる医師の配置が必要となります。小児科医等専門医の確保が難しい状況にありますが、小学校への就学に向け、支援を必要とする子供の特性に合わせた切れ目のない支援につなげることは、その後の生活への適応にとって非常に重要と考えますので、国の補助制度を活用し、専門員を配置した5歳児健診の実施について検討してまいります。

次に、図書館の建設の考えについてでございますが、図書の充実については今後も継続して取り組んでまいりたいと思いますが、新たに図書館を建設する考えはありません。今後の人口規模や財政規模の縮小を見据え、将来世代に過度な負担を残さず町民の暮らしを守っていくためには、必要な機能を集約しながらダウンサイジングを図る賢い縮小が必要です。他自治体では、学校図書館を地域に開放する事業が行われ、子供の読書、大人の読書、子供と大人の交流の場となっているようです。また、令和9年4月の統合により空き校舎となる国神小学校、三沢小学校の活用も一方策と考えます。いずれにいたしましても、新たな施設の建設ではなく、既存の施設の活用や機能集約により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

〔健康こども課長 太幡和也登壇〕

○健康こども課長（太幡和也） 6番、常山議員から通告のありました質問事項1、5歳児健診の実施をの①、相談はどのくらい寄せられていますかについてお答えいたします。

5歳児のびのび相談ですが、令和6年度の対象者は42名で40名が参加しております。なお、言語聴覚士や公認心理師による個別相談は希望制としておりますが、12件の相談を受けております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 6番、常山議員から通告のありました質問事項2、町の図書室の今後についてのうち、(1)、皆野総合センター図書室の改善についてのご質問にお答えいたします。

皆野総合センター内、公民館の蔵書の現状として、議員がおっしゃった1階、2階の陳列は、多くの皆さんに本を手にとっていただきたい考えがございます。1階には主に新着図書を陳列しております。最近話題の新刊や県推薦図書、県立図書館からの直近の配本などが施設利用者、なるべく多くの方の目に留ま

り、本を身近に感じていただきたいための配置でございます。2階の図書室には、これまでの蔵書を陳列しておりますが、ジャンル別かつ著者別あるいは五十音順など、興味を持っていただける見せ方、見つけやすい並べ方を心がけております。こういった配置が議員ご指摘のとおり、見つけずらさと感じる場合も確かにあろうかと思えます。

現状、検索端末機の設置は考えておりませんが、図書室の利用、図書の貸出しには必ず職員へのお声がけをお願いしておりまして、そのやり取りの中で蔵書検索のお手伝いをさせていただいております。図書管理システム導入により、蔵書をデータ管理化して検索性が高まったことで、こういった対応ができるようになってございます。当面は検索端末の代わりを職員の対応で補ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順番に再質問を行っていきます。

まず、最初の5歳児健診の充実をというところで、1つは5歳児ののびのび相談についてですが、昨年度の相談者が42名中40名が参加しているということで、たくさんの方が相談に伺っているのだなということがよく分かりました。しかし、そうするとあと2名については来れなかったのでしょうか、その親子に対応するのはどのような対応をしておりますか。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

欠席者につきましては、担当保健師地区別にありますので、そちらのほうからご相談をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ということは、欠席者には訪問するとか、何か来てもらってとか、そういう形で対応しているのでしょうか。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 常山議員のご質問にお答えいたします。

保健師のほうからご連絡いたしまして、訪問なり役場に来庁してもらったりということで相談のほうを受ける形を取っております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） よく分かりました。本当に子供の数も少ないのですけれども、2人ですから、しっかりと対応していただきたいと思えます。

それから、2番目の国からの支援を受けて専門の担当者を配置して健診の実施を行う考えはありますかについて行きます。私、第2期の皆野町子ども・子育て支援事業計画というのを読みました。これはもう今年の令和6年度までの計画なのですけれども、子供への支援、基本施策、1番目は子どもの権利の尊重、2番目は遊びと体験、3番目は健康、4番目は保育環境とありました。

そこで、③の健康についてですが、保健・医療等の充実を図り、子供の健全な成長を支援します。乳幼児健康審査等の充実では、就学に向けて発達障害等の相談に対応するため、5歳児相談も実施しています。ここでのびのび相談が出てくるのだと思うのですけれども、やはり子供の健やかな成長、発達のために、

ぜひ今後もきめ細やかな健診を継続していきますとあります。しかし、このきめ細やかな健診を私は行っていただきたいと思って質問をしていますが、こののびのび相談というのは、先ほどの町長の答弁ですと医師も配置した、そういうことを配置した健診ということですが、のびのび相談というのはどうして5歳児健診って出さないのだろう、のびのび相談というふうになるのでしょうか。ぜひ医師も配置した健診を行っていただきたいと思うのですけれども、その辺は課長、どうお思いますか。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 6番、常山議員のご質問にお答えいたします。

5歳児健診として実施するに当たっては、診断のできる医師の配置が必要となります。発達障害の専門医が非常に少なく、健診を担っていただく医師の確保が難しい状況にございますけれども、医師会と関係機関と協議をいたしまして、ご協力をいただきながら5歳児健診の実施について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ぜひそういったきめ細やかな健診をやっていただきたいと思います。

そして、町長の答弁にもありましたけれども、国のホームページ、それを見ますとこども家庭庁の5歳児健康診査事業というのがこの令和7年度から新規事業で始まるそうですが、これは市町村において5歳児の健康診査の実施に係る費用、それを助成するということでありました。国が2分の1、市町村が2分の1ということで、ぜひそういう国からの補助も使ってもらって早期に発見する、早期に子供の異常を発見して就学までに必要な支援につなげる、そういうことができると思いますので、ぜひその辺をしっかりとやっていただきたいと思います。町長、いいですか、すみません、よろしくお願いします。答弁をお願いします。

○議長（林 豊議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 6番、常山知子議員からの再質問にお答えをしたいと思います。

今課長から答弁申し上げたとおり、専門医の確保がなかなか難しい状況にあるということでございますが、しっかりとその確保に向けて取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。ぜひ専門医、小児科の先生が少ないということはよく重々承知しておりますが、やはり秩父郡市内で協力し合って、そういう医師も確保していただいて、子供たちの健やかな成長をお願いしたいと思います。

次に移ります。次の図書室の今後についてですが、私は町の図書室を多くの人が利用してほしい、多くの子供たちが本を読んでほしいという思いからこの質問を行っています。1番の1階に本を置くようになったのは大変な高齢者がいるから、2階に上がるのも大変だというような形ですけれども、本を探すの、例えばシリーズ本を探すとき、細かい話になりますけれども、シリーズ本を探すとき、ナンバー1は1階にあってナンバー2は2階にあるという場合、それをナンバー1、2を一緒に借りたい場合、すぐ見つからないという細かい意見が来たのです。ですから、そういうときは1階、2階でも一緒に置いてほしいなという、本当に細かい話なのですけれども、その辺担当者に伝えられますか。その辺どうでしょう。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 6 番、常山議員のご質問にお答えいたします。

担当職員に伝えることは容易でございます。シリーズ本が別々に配置ということですが、先ほど答弁申し上げたとおり、新刊は1階にあたり、その前の数巻は上に移ってしまったりと、そういったところはこちらの考えと利用者の方の探し方の違いということもあろうかと思っておりますので、そこの辺はまた先ほどの答弁と重なりますけれども、ぜひ職員と直接やり取りをしていただいて、対応していきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6 番（常山知子議員） ぜひ総合センターにいる方は、働いている方も大変ですけれども、やはり来た人にきめ細やかに対応していただきたいと思います。

それから、検索端末機の配備は考えていないということなのですが、声をかければ検索してくれるという形でいいのですか。それをやはりなかなかその答弁を聞いていて、大きな図書館と同じようにはできないのだなということはお分かりました。でも、その検索端末機の配備についてもぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、2 番目の図書館の建設について質問します。再質問なのですが、国神小学校だより3月号をいただきました。大きな見出しに「読書活動の時間を大切にしています」とありました。子供たちや職員が毎日10分間読書をしているということです。現在インターネットが普及し、1人1台のタブレット端末を持つ状況の中でこそ、子供たちがたった10分ですが本を読む、大事な時間だと私は思います。本を読むことによって想像力を高め、学習面で読解力が養われると考えています。私は、この読書時間を学校だけでなく地域や家庭にも広げられたらと思います。スマホを操作する時間を休めて本や新聞を読む、決して強制ではありませんが、町に出たついでに図書館に寄って本を読み、本を借りてくる、そうしたことが日常的に行われるような町になるといいのではないかと私は思っています。既に行っている人もいます。そうした気軽に寄れる図書館の建設を私は考えていただきたい。

しかし、答弁では、新たな建設は考えていないと、そういう答弁をもらいました。私は、図書室にある総合センターを改修して図書室を広げて司書を配置すれば、一番早く簡単に図書館ができると考えましたが、皆野町の公共施設等総合管理計画によれば、先ほどの答弁にもありましたけれども、総合センターは建設から54年が経過して施設の老朽化が進んでいると、これ以上手をかけて改修しても長もちができないということを考えました。そうなれば早急に町の公民館と図書館をセットにした総合センターに代わる建物を建設することも必要なのではないかというふうに考えたのですが、町長の答弁ですと、統合して廃校になった学校を使ったらどうかとか、そういうことを提案していましたけれども、やはりぜひ町民が集えるところ、みんなが気楽に図書館に寄って本が借りられるような場所、これは幾ら人口が少なくなって、子供たちや大人が少なくなったとしても、小さな町で一番最低限公民館、図書館、それは最低限の整備の重要だと私は思います。そんな大きい建物を建ててほしいというのではないのです。皆さんが利用できる、みんなが憩いの場所となるような建物をぜひ考えていただきたいと思いますが、最後に町長、もう一回どうですか。

○議長（林 豊議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 6 番、常山知子議員からの再質問にお答えをしたいと思います。

図書、これは子供たちなり地域の大人たちが読書ができて集えるような場所、これを実現していくとい

うことは、私もそのようにそれを進めていきたいというふうに考えております。ただ、それを新しい施設で実現するのか、これまである施設を有効活用していくのか、私は今ある施設等を有効に活用することで実現ができるというふうに考えてございます。

先ほど公共施設等総合管理計画等のお話も出していただきましたけれども、今ある施設をこのままの状態で持ち続ければ、それを維持、補修する財源もすぐになくなってしまうということがもう予見されているわけございまして、それを踏まえて賢い縮小ということで、機能集約をしながら施設を有効活用して、集約したり複合化したりして持続可能な形にしましょうというのが私の考えでございます。そして、図書に慣れ親しむ環境というのは、施設、ハードではなくて、仕組み、ソフトの事業として実現していくべきものだと思っております。そういった仕組みづくりにしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 最後になりますけれども、私は今ある施設を有効活用する、だけれどもいろいろと考えてみると、三沢小学校へ行ってみる、それから国神小学校を見る、そうすると皆さんが本当に気軽にそこへ行けるか、図書館ができたとしても行けるかどうかという足の問題もありますし、地域の離れているところもあります。縮小するというのではなくて、ぜひ新しい建設を考えていただいて、図書館、総合センターに代わるものを考えていただいて、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますのですけれども、分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、先々週あたりまで日本海側での大雪なり豪雪、それとは対照的に太平洋側においては降水量が少なく乾燥した状況下、先週の26日、先ほど町長挨拶の中でも触れられましたが、岩手県の大船渡市では大規模な山林火災が発生し、平成以降最大の林野火災のようです。いまだ延焼中で建物被害も85棟に迫り、約4,600人に避難指示が出されるなど大変な被災状況になっております。早い鎮火と早期の平常生活の復活を願っております。

また、秩父地方においては大変な乾燥状況が続いておりましたが、昨日からの降雪で水不足の解消にはつながっているかと思いますが、積雪による災害、今のところ発生していないという報告がありますが、事故等発生しないことを願っております。

そうした中、今月11日はあの未曾有の大震災であった東日本大震災、また人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸14年がたとうとしております。しかし、原発事故での放射能汚染によりふるさと奪われ、戻りたくても戻れない、そうした原発避難者は昨年11月1日時点で2万5,610人と言われております。

また、昨年11月、福島第一原発2号機から熔融核燃料デブリ0.7グラムの試験採取に成功したと言われております。しかし、1号機から3号機の熔融核燃料デブリの推計は880トン、デブリの取り出しだけで

もあと100年にかかる、このように言われており、廃炉作業は遅々として進んでおりません。そして、事故処理費用は総額81兆円との試算もあり、このことは今後、国民への税金や電気料金での負担増につながることになるかと思います。

また、この間の全国の前発から排出される使用済み核燃料や高レベル放射能廃棄物など、処分もできず増え続ける核のごみに目を背け、自公政権は2月18日、第7次エネルギー基本計画を閣議決定しました。その内容は、福島第一原発事故以降、曲がりなりにも記載が続いていた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言は削除され、2040年には電源構成割合の20%程度を原発で賄うとして、原発敷地内での新增設も容認した原発回帰、原発推進への大転換であります。このことは、国民大衆や地域住民の命や健康、暮らしを犠牲にし、自然や地域社会を破壊し、山並みを荒らし、海を汚す、こうした反動政策にほかならないと思います。地震大国日本において悲惨な原発事故を再び繰り返さないためにも、反原発、脱原発を強く訴え、また自然エネルギーなどによる電力供給体制の構築を強く求めて、通告に基づき2項目について質問に入ります。

1項目の皆野町地域公共交通計画についてであります。2年間での継続としてあった地域公共交通計画策定の計画案が示され、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年間となっております。計画達成のため、買物、通院に利用できる路線バスへの再編、高齢者お出かけタクシー利便性向上、路線バスを補完するデマンド交通の導入など7項目の施策が挙げられております。しかし、実施時期は2026年度、令和8年度以降がほとんどのようです。そこで、何点か質問をいたします。

1点目ですが、関係する施策の令和7年度の予算計上と事業の前倒しについての考えをお聞きしたいと思います。

2点目ですが、路線バスを補完するデマンド交通の導入とありますが、デマンド交通とはどのような運行形態を考えているのか。

3点目ですが、この事業の予算化の当初、デマンドタクシー導入に向け、お出かけタクシーとの差別化を図ることなどが計画の主眼にあったと思います。しかし、今後の施策の中ではデマンドタクシーの名称も出てこない。反面、高齢者お出かけタクシーの利便性向上がうたわれております。このような計画になった理由と高齢者お出かけタクシーの利便性向上の具体的な内容の検討についてお聞きしたいと思います。

2項目のPFAS（有機フッ素化合物）問題についてであります。昨今、国内各地の水道水等からPFAS、有機フッ素化合物のうち、発がん性物質と言われておりますPFOS及びPFOAが検出されている問題であります。町内の小規模水道の水源が県道の谷側や町道沿いにある地域住民の方から、PFASに対する不安の声が寄せられております。既に秩父広域水道局の各浄水場でのPFOSとPFOAの検査結果は全て不検出であった、このようなことが令和7年2月1日付の水道だよりで報告されておりました。

そこで、町として町内の小規模水道におけるPFAS等の検査の考えはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

〔副町長 長島 弘登壇〕

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員から通告のありました質問事項1、地域公共交通計画についてお答えいたします。

皆野町地域公共交通計画の策定につきましては、令和5年度、6年度の継続事業として取り組んでおり

ます。これまでに法定協議会である皆野町地域公共交通活性化協議会の下部組織として位置づけた皆野町地域公共交通検討委員会を7回開催するとともに、皆野町地域公共交通活性化協議会を2回開催し、令和7年1月に皆野町地域公共交通計画案を取りまとめております。2月にはパブリックコメントを実施し、3月18日に第3回の活性化協議会を開催し、計画案の決定をいただき、3月末に計画を策定する見込みで現在進めております。令和7年度につきましては、主に買物、通院に利用できる路線バスへの再編、通学に利用できる路線バスへの再編、路線バスを補完するデマンド交通の導入などの事業実施に向けた具体的な検討、調整を行うための分科会を設置するとともに、引き続き活性化協議会を開催し、事業の検討及び計画推進の進行管理を実施してまいります。

ご質問の1点目、令和7年度に関する施策の予算計上についてでございますが、本定例会でご審議いただきます議案第18号に活性化協議会委員の報酬や分科会員の報償費として計53万円、地域公共交通計画のアクションプランとなる地域公共交通利用増進計画の策定支援業務委託料として1,252万9,000円、地域公共交通計画アドバイザー業務委託料として36万円、計1,341万9,000円を計上しております。

また、事業の前倒しについてでございますが、計画における事業実施スケジュールにつきましては、これまでの法定協議会及び検討委員会において、複数の委員の皆様から可能な限り速やかに実施するようにとのご意見を踏まえ検討した結果決定されたものでありますので、ご理解をいただければと考えております。

なお、お出かけタクシーの利便性向上につきましては、今年度既にタクシー事業者と調整を行いまして、料金の支払い方法の改善を図り、令和7年度から実施することを進めております。

2点目のデマンド交通の運行形態についてですが、乗合タクシーの形式で、運行方式は自由経路ミーティングポイント型及び運行ダイヤは基本ダイヤ型を想定しております。この自由経路ミーティングポイント型は、運行ルートは定めず、予約に応じてあらかじめ定められた主要施設や乗降ポイント間を最短経路で結ぶ方式で、所要時間を短縮できるとともに、乗降ポイントを多数設置することにより、利用者の停留所までの歩行距離を短縮することができるというものでございます。基本ダイヤ型につきましては、運行の頻度と主要施設や乗降ポイントにおけるおおむねの発着時間を設定しておき、予約に応じて運行するというものでございます。

3点目のデマンド交通とお出かけタクシーとの差別化、関係性についてでございますが、今回の地域公共交通計画の検討を進めるに当たってアドバイザーである福島大学の吉田教授からは、現在ある資源として路線バスとお出かけタクシーをどのように活用していくかを基本として検討を進めるべきであるとのご提言を踏まえて議論してまいりました。その結果、計画における基本的な方針として、路線バスについては既存のバス路線再編を最優先事項として、通学を含め地域住民及び観光客の利用しやすい交通への見直しを行う。お出かけタクシーについては、町の中心部における効率的な運行により、町なかの移動がしやすい交通への見直しを行う。デマンド交通については、路線バスを補完する形態の導入を検討し、安心して移動できる環境整備を行うと定めております。お出かけタクシーは、高齢者の外出支援を目的としたもので、その利用は自動車の運転免許証がなく外出のための移動の確保が困難な70歳以上の高齢者を対象としております。今後導入するデマンド交通は、路線バスが運行されていない地域を中心に、子供から高齢者まで地域の暮らしを支える公共交通の実現を図ることを目的としております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 11番、内海勝男議員から通告のありました質問事項2、P F A S（有機フッ素化合物）問題の町として小規模水道の水質検査をどのように考えているのかについてお答えいたします。

P F A S問題につきましては、最近テレビ等でも大きく報道されており、人間の健康への影響が懸念されております。秩父広域水道局では、全ての浄水場において水質検査を実施し、全ての浄水場で国の暫定目標値50ナノグラムパーリットルを下回り、ほぼ検出されない結果と公表いたしました。これを受け町といたしましても、小規模水道をご利用している方が安心して飲料水としてご使用いただけるよう、来年度からP F A Sの検査を従来の水質検査に追加し、実施する予定でございます。なお、P F A S問題につきましては、今後も国や県の動向を注視し、住民の皆様が安心して飲料水としてご利用いただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 最初に、P F A Sの関係について再質問をさせていただきたいと思うのですが、町内の小規模水道の安全性を確認するために、来年度から検査を追加して実施する予定という答弁をいただきました。

そこで、この追加検査分については全て町負担で行う予定なのか、また一水道組合のP F A Sに関する検査費用、1件当たりどのくらいを見込んでいるのか、それと現在でも各小規模水道組合、町からの半額補助があるにしても年間約13万円以上の法定検査料を支払っているかというふうに思います。令和7年度については、追加の検査分については予算化されているということなのですが、今後といいますか、令和8年度以降、この水質検査の補助等考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子） 11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

費用負担についてですが、現在町では県の自家用水道条例で定められた水質検査につきましては、検査費用の2分の1を補助しております。P F A Sにつきましては、現時点では県条例で定められた検査項目ではないため、来年度につきましては全額町が負担する予定でございます。検査費用の額ですが、おおむね1件当たり12万円を見込んでおります。来年度以降につきましては、また今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。令和7年度については、追加検査項目分は全て町で負担していただくという答弁であります。令和8年度以降につきましては、今後検討していきたいということなのですが、いずれにしても、水道組合の現在の検査料についても、町から半額補助されているにしても13万円以上支出しているわけですので、ぜひこの追加検査分が加わった段階においてもできる限り受益者負担といいますか、各小規模水道組合等の負担が軽減されるように、ぜひ今後の検討課題にさせていただきたいというふうに要望させていただきます。また、住民の安全確保ということで、できましたら令和7年度早期の法定検査をお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、地域公共交通計画についての再質問に入らせていただきたいと思います。1点目の関係なのですが、端的に言いますと事業の前倒し等については、今のところ考えていないということのようですが、

新年度予算との関係になりますが、予算書の中で地域公共交通支援業務委託料約1,253万円が計上されております。具体的に公共交通支援業務とはどのような業務なのか、先ほど副町長の答弁の中に含んでいたかと思うのですが、お聞きしたいというふうに思います。

また、この支援業務の中に実証実験等を含んだ委託料なのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

利便増進計画につきましては、地域公共交通計画、現在策定をしておりますが、そちらがマスタープランということで基本構想的な計画でございます。利用増進計画というのは、より具体性の実施計画に近いものでございまして、この中に分科会を設けまして路線バスでありますとか、デマンド交通でありますとか、その施策について現実的にできるかどうか計画を策定していくものでございます。この分科会につきましては、交通事業者さんも加わりますので、この中で警察等の協議を重ねて実施可能な計画を策定しているものでございます。この利便増進計画につきましては、今回地域公共交通計画を策定するにとりまして、国庫補助金のほうも626万4,000円を充当して行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） より詳細といいますか、利便性増進の計画、そういう実施計画を立てるためだというふうな説明がされたのですが、既にこの2年間約1,290万円の経費をかけて地域公共交通の計画策定や業務委託を行ってきているかというふうに思います。今回これと同額程度の多額な支援業務委託料であろうかというふうに思います。ぜひ実証実験、実際に運行等を実施するような形での検討が、前倒しになるような形になろうかと思うのですが、そういったことが検討できないものか再度お聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

小学校の統合を見据えて、令和9年4月からは新しい町の公共交通をスタートさせたいと考えております。それに先立ちまして、お出かけタクシーの改正を令和7年度当初から。デマンド交通、これから一番議論が進もうかと思えますけれども、この実証実験は令和8年度に行いまして、令和9年度からは本格運行ができるように計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） なかなか前倒した形での実証実験等計画がないようですが、2点目の再質問に入っていきたいと思います。

デマンド交通につきましては、答弁の中でいただきました、利用者の予約に応じる形で運行経路を設けないで、定めないで運行スケジュール等を実施して、それに合わせて運行すると、このような乗合タクシーを使う中で行う、こういったことが答弁がされております。以前私は、路線バスのない空白地域等についてはワゴン車等による巡回運行、こういったことを提起した経過があります。この路線バスを補完するワゴン車等による巡回運行等、こういった検討がされたのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

バス等の、タクシー等の巡回式、あるいはその中から皆野町の地形、地勢について一番何が適しているかということで、現在出したものが自由経路ミーティングポイント型の基本ダイヤ型、この組合せが一番適しているだろうということを実証を令和8年に行いまして、9年度から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今後の課題になるかと思うのですが、令和9年度から小学校の統合化が進む中で、空白地域、ここは例えば金崎とか大淵とか野巻とか、そういったところの路線バスの運行がされていない、そういった地域のところで巡回運行を含めたというか、スクールバスの併用といいますか、そういったことを含めて巡回運行といいますか、ワゴン車になるか、バスになるか、その辺は分かりませんが、そういったことを加味した形での巡回運行をぜひ検討していただきたいというふうに、これは要望させていただきたいというふうに思います。

3点目の高齢者お出かけタクシーの利便性の向上に関しての再質問になるかと思うのですが、今までは高齢者外出支援タクシー、俗称お出かけタクシーというふうに言われていたと思うのですが、令和7年度より高齢者お出かけタクシーと名称も変更するようであります。関連質問になるのですが、先ほどの新井健司議員のうえたん号による移動販売の関係が質問がされておりました。昨年の11月から買物弱者への支援としてうえたん号による移動販売を実施してきております。こうした施策によってお出かけタクシーの利用状況、何か変化が現れているのか、まだ4か月間の経過であります、傾向等把握しておりましたらお聞きしたいと思います。

2点目ののですが、先ほど副町長のほうからも高齢者お出かけタクシーについて、令和7年度から検討している部分があるという答弁をいただいたのですが、1回に使用できる枚数を利用者に委ねる、そういったことが検討されているようです。そうした中で利用券の交付枚数、これについては令和7年度どのような検討がされているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんからのお出かけタクシーに関する再質問にお答えいたします。

令和7年度からの改善といいますと、先ほど議員さんおっしゃるとおり、利用券の使い方を利用者に委ねるという形を取りたいと考えております。利用者が全額利用券で支払おうとも、これまでどおり半分にしようとも、正の定額にしようとも、そういうことを可能にするものでございます。

配布枚数につきましては、町のほうからでも増やしていただけないかということを事業者のほうと調整しているところでございますが、事業者さんのほうではいわゆる担い手であります運転手さんの確保が大変難しい状況でございまして、なかなかその合意形成が図られていないところでございます。需要というのでしょうか、町民の皆さんに対して供給する運転手側のことが満たされていない現状が現在ありまして、待ち時間が長いとか、こんな状況が起きているようでございますので、この辺も事業者さんとの合意形成を図る中で、枚数を増やすことが可能であれば増やしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、移動スーパーの運行からのお出かけタクシーの利用者の関係性というところでございますが、昨年11月からうえたん号の事業が開始された後の変化を見るために、10月から1月までのお出かけタクシーの利用者数を調査いたしました。比較対象として、一昨年と同じ時期の利用者数とも比較いたしましたが、移動スーパーの運行によってお出かけタクシーの利用者にデータ上の変化は見られませんでした。なお、来年度タクシー業者にもご協力をいただき、高齢者お出かけタクシーのご利用の用途を利用時に聴取いたしまして、データ化を検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） うえたん号の移動販売によって、このお出かけタクシーの相乗効果は現われていないと、そういった傾向のようです。逆に令和5年度の11月から翌年の1月と令和6年度の10月から1月、データに変化はないということなのですけれども、特徴的に言えることがありましたら再度お聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 11番、内海議員の質問にお答えいたします。

お出かけタクシーの利用者の推移についての特徴的な点につきましては、令和5年度10月から1月の利用者数と令和6年度の利用者数については、令和6年度の利用者数のほうが10名前後増加しているという傾向がございます。この利用者数の増加というところでは、お買物というほかにも病院の受診、それから秩父地域への利用の範囲が広がったということ、それからコロナ禍の自粛の緩和という様々な理由が挙げられるかと思っております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 言っているんですか。福祉課長、今プラス10ということですけども、全体数はどのくらいですか、量。

福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 利用者数について詳細に少しお答えいたします。

令和5年度の10月が64名、11月が58名、12月が50名、令和6年の10月が71名、11月が66名、12月が60名でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういうことであります。傾向的には前年に比べて10名前後令和6年度は増えているということであろうかというふうに思います。

利用券の利用方法の関係なのですが、1回に使用できる枚数を利用者に委ねると、利用券の発行枚数については、これは町のほうとして地域ごとに配布枚数が決定できるのではないですか、増やすとかそういったことについては。この点についてはどうなのですか。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

町としまして増やせるかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、枚数を増やすことによって利用者が増えると、やはり待ち時間が多いたとかというトラブルが今現状起きている状況でございます。その辺を増やしたいということで事業者のほうと合意形成を図るように、今後も協議、調整を図りたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員に申し上げます。

お出かけタクシーに関しては3度目になりますので。

○11番（内海勝男議員） 最後になります。利用枚数を増やさない限り利用者の負担は変わらないというふうに思います。現状町で半額を補助していただいているわけなのですが、町中心部から8キロ以上離れた地域においては片道2,000円以上の自己負担が現在生じております。利用者のアンケートの中でも、自己負担額を少なくしてほしいと、こういった声が最も多く出されているかというふうに思います。

過去3年間のお出かけタクシーの町の助成金額なのですが、令和3年度が約124万円、令和4年度が約118万円、令和5年度は約146万円、このように令和5年度は増えておりますが、先ほど福祉課長のほうからも答弁の中にあっただかと思うのですが、令和5年度から町外へのタクシー利用、これも助成対象になっているかと思えます。そういったことから令和5年度については金額が増えていると、こういったことが言えるかと思えます。しかし、町負担が半額であっても年間約150万円程度の助成金であります。これをタクシー代の4分の3を町の負担にした場合でも、年間225万円程度の助成金でなろうかと思えます。ぜひ利用券の使い方、そういったことが令和7年度から実施されるということなのですが、いずれにしましても、利用券を増やさない限り利用者の負担は軽減されないわけですから、先ほど申し上げた形でタクシー代金の4分の3を町で負担して、利用者に4分の1を負担してもらうと、こういったことを図ることによって、利便性の向上もつながるのではないかなというふうに思います。この件については、副町長、もう一度といいますか、町負担を4分の3にするとか、そういったことの検討をしていただきたいと思いますのですが、副町長どうでしょうか。

○議長（林 豊議員） 副町長、これで終わりになりますから、よろしくお願いします。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたことの繰り返になってしまうのですが、こちら側としても委ねるということで、例えばこれまで2分の1だったものが4分の3の負担で済む方もいらっしゃいます。議員さんご指摘の方は、全ての券を使った方に限られると思うのですが、これまでの形からいきますと。いずれにしても、町民の方が使い勝手がよくなるように、担い手であります交通事業者さんの合意形成が必要でございますので、その辺を今後とも協議、調整は図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 業者との関係ということで言われても……

○議長（林 豊議員） まとめてください。

○11番（内海勝男議員） なかなかその辺が理解できない。町として例えば利用券を増やすとか、町負担を4分の3にするとか、これは町の姿勢として打ち出せる施策ではないかというふうに思いますので、ぜひその辺を検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、交通弱者である特に高齢者が町内のどこに住んでいても自己負担が極力少なくて安心して移動できる、こういったことがこの地域公共交通の整備の主体であろうかというふうに私は思っています。また今後、運転免許証の返納者、これも増える状況でございます。ぜひ利用しやすい地域公共交通の早期の実施を強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（林 豊議員） お疲れさまでした。

以上、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。
これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 01 分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（林 豊議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付のとおり、議案第1号から第25号までの25件、承認第1号の1件、同意第1号から第15号までの15件、以上41件でございます。

議案の内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

_____ ◇ _____

◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第7、議案第1号 皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第1号 皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

例月出納検査の実施日について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第1号 皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。第6条の改正は、例月出納検

査の実施日について、現行の「10日」を「26日」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第1号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ちょっとお伺いします。ただ単に10日が26日に改めるというだけの話なのか。それだったら何で10日から26日にするのか理由があるわけなのでしょうけれども、どんな理由なのでしょう。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

これにつきましては、条例で10日ということで日が決めておりましたけれども、これまで慣例に倣いまして26日に実施していたものでございます。といいますと、資料の準備等で10日の実施ですと例月締めてから期間が短いということで、そういった関係もあったものだと思いますが、実際には条例の規定の10日ではなく26日に実施されておりますので、実際に実施されている日に合わせて今回26日に実施することによって変更するものでございます。

以上です。

〔「それじゃ、今まで違反だったということ」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） その辺については、はっきり明言は難しいところでございますが、慣例によりまして実施をしていたということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

〔「慣例に合わせた」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文） 現実に合わせてということです。

○議長（林 豊議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第8、議案第2号 皆野町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第2号 皆野町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

刑法等の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことにより、関係条例の一部の字句を改正する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第2号 皆野町個人情報保護法施行条例等の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。第1条関係の改正は、上段の皆野町個人情報保護法施行条例について、下段の皆野町議会の個人情報の保護に関する条例について、2ページの下段になりますが、皆野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

3ページの中段、第2条関係の改正は、町長等の給与等に関する条例について、4ページ下段になりますが、皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、5ページ上段の皆野町一般職員の給与に関する条例について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

6ページ中段、第3条関係の改正は、皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例について、「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

7ページの第4条関係の改正は、皆野町消防団条例について、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

改正条例本文1ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第9、議案第3号 皆野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第3号 皆野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の改正が必要となったため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第3号 皆野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、第2条における引用条文を改めるものでございます。

第2条第2項中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に、第3号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に、第4号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」にそれぞれ改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第3号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第10、議案第4号 皆野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第4号 皆野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

委員会または委員の事務部局を兼ねることのできる職員について改めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第4号 皆野町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。第2条第2項の改正は、「前項第1号」の次に「及び第2号」を加えるもので、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の事務部局の職員について、議会の事務部局の職員が兼務できるようにするものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 関連になるかと思うのですが、参考までにお聞きしたいと思います。

第2条関係で令和6年の4月1日時点での各部局の職員数分かりましたらお聞きしたいと思います。

また、第2条の2項に関係するのですが、監査委員の事務局の職員2人ということですが、現行の条例でいきますと第2条の1項の（1）、町長の事務局の職員が兼務できるというふうになっているかと思えます。現状この監査委員についてはどこが兼務しているのか、また議会事務局で兼務、現状しているわけ

ですが、いつの時点から監査委員の事務局まで兼務するようになったのか、はっきり言えば条例違反を行ってきたということだと思います。この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

それぞれの事務部局の職員の実数につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほど確認させていただきますまして報告をさせていただきます。

また、2点目の監査委員事務局の関係ですけれども、以前は総務課で兼務をしていたというふうに記憶をしておりますが、人事異動等に伴いまして、職員数の関係で議会事務局のほうに移ったものという認識をしております。この時期につきましては、これもまた同じく手元に資料がございませんので、後ほど確認をさせていただければと思っております。

そうしたことから、これまでは先ほどの慣例的という、1号議案のほうでお話をいたしました、議会事務局のほうで現時点では職員が兼ねているという状況が続いておりました。今後もそういった状況が見込まれるというところで、今回条例の改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 現状の職員数については、後ほど示していただきたいと思うのですが、いずれにしても、私の記憶で言いますと十数年前、当時総務で監査委員の業務をやっていた方が議会事務局長に就任したときに併せて業務まで持ってこられたと、そういった経過があったかと思うのですが、いずれにしても、議会事務局の職員についてもこの間、当時は3名いたか2名だったか分かりませんが、その時点から監査委員事務局の業務増えているわけです。だから、そういった面では逆にそういうことであれば議会事務局の職員を、それこそ定数では3人ということになっていますので、これに近づけるような形を努力をしていただきたい。

あわせまして、総務課長の説明でいきますと、改正後については条例どおりの読み方をすれば、説明にもあったのですが、議会事務局で選挙管理委員会の事務なり、または公平委員会の事務を兼務することができるというような説明がされたかと思いますが、大変そうなりますと議会事務局の業務が拡大しますので、その点については現状は監査委員事務局まで兼ねているというところについては、理解といったらおかしいですけれども、するにしても、先ほどの説明みたいな形で選挙管理委員会なり公平委員会までこの条例どおり業務を拡大するということはないということをはっきりしていただけますか。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

この改正したことによりまして、条文の解釈上、兼ねることができるという説明をさせていただきました。今現在、選挙管理委員会、また公平委員会につきましては、総務課のほうで事務局を担当しておりますので、今後もその点については引き続き総務課で担当させていただく予定であります。この点について、現時点では議会事務局の職員が兼ねるということは想定しておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第11、議案第5号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第5号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充に対応するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第5号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。第8条の4の改正は、時間外勤務等の免除の対象となる子供の範囲について、3歳に満たない子から小学校就学前の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

次の2ページを御覧ください。中段の第14条第2項第15号の改正は、子供の看護休暇の取得理由に感染症に伴う学級閉鎖や教育もしくは保育に係る行事への参加を追加するものでございます。

4ページ上段の第15条の3第1項の改正は、任命権者は職員が配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度または措置その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置について追加するものでございます。

第2項は、職員が40歳に達したときは、前項に規定する事項を知らせなければならないというものでご

ざいます。

第15条の4では、任命権者は介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する研修の実施や相談体制の整備、その他勤務環境の整備に関する措置について追加するものでございます。

第15条の5は、子育て時間について新たに追加するもので、小学生の子供を養育するため、1日の勤務時間の一部について子育て時間を取得することができるもので、子育て時間については、1日の終わりが始めに2時間を超えない範囲で必要と認められる時間と定めております。

改正条例本文2ページを御覧ください。附則でございますが、第1項でこの条例は令和7年4月1日から施行するもので、第2項は経過措置について定めております。

以上、議案第5号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第12、議案第6号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第6号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、当該条例の改正が必要となったため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第6号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。今回の改正は、附則の経過措置について、地方公務員法の一部改正に伴い引用条文を改めるもので、附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改めるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 大変紛らわしい条例の関係なのですが、2項のところで暫定再任用職員というのが出てくるのですが、この暫定再任用職員というのはどういった職員なのか、また現状こういった職員が実在するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

暫定再任用職員の定義でございますが、定年が段階的に引き上げられる経過措置において、65歳まで再任用できるよう旧再任用制度同様の仕組みを措置する制度でございます。現在、皆野町に3人の職員がおります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 豊議員） ここで先ほどの。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 先ほど内海議員からご質問のありました各部局の職員数について確認ができましたので、報告をさせていただきます。

まず、これは令和7年3月1日現在で押さえさせていただきましたけれども、町長の事務部局の職員75人、議会事務局の職員2名、農業委員会の事務局の職員1名が町長の部局の職員が兼務をしてございます。1名兼務ということになります。教育委員会の事務部局の職員につきましては、25人となってございます。

以上でございます。



◎発言の訂正

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 失礼いたしました。先ほど内海議員さんの暫定再任用職員のときに現在3人というお話をいたしましたが、4人の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海議員。

○11番（内海勝男議員） 分かりました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第13、議案第7号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第7号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の改正が必要となったため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第7号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。第9条及び第16条の改正は、字句の整理に伴うものでございます。

1ページの下段から2ページにまたがりませんが、第20条の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条文を改めるもので、第3項中「第61条第

32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第7号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第14、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年の人事院勧告に準じて、一般職の給与条例と同様に、期末手当の引上げについての改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

令和6年の人事院勧告では、ボーナスを0.10月分引き上げ、年間4.50月を4.60月としております。この人事院勧告に準じて議会の議員の期末手当について引上げを行うものでございます。

それでは、改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表1ページを御覧ください。第1条関係の改正は、第5条第2項の期末手当について「100分の225」、6月に支給する場合においては「100分の225」、

12月に支給する場合においては「100分の235」に改めるものです。

令和6年の期末手当について人事院勧告どおりに0.10月分引き上げ、12月の期末手当として支給するものでございます。

次の2ページを御覧ください。第2条関係の改正は、令和7年4月以降に支給される期末手当について、第1条で引き上げた0.10月分について6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、6月と12月の支給率を100分の230に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から遡及適用させるものでございます。

第3項では、改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、議案第8号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第15、議案第9号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第9号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を職務の内容等との権衡を保つよう引き上げるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案の内容の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第9号 特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。別表中、農業委員会の会長の報酬を月額1万5,000円から1万8,000円に、農業委員会の委員と農地利用適正化推進委員の報酬を月額1万円から1万3,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

改正条例本文2ページを御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第16、議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年の人事院勧告に準じて、一般職の給与条例と同様に、期末手当の引上げ及び地域手当の支給についての改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第10号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

令和6年の人事院勧告では、ボーナスの0.10月分引上げと給与制度のアップデートとして地域手当の見直しが行われております。この人事院勧告に準じて期末手当及び地域手当について改正を行うものでございます。

それでは、改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条関係の改正は、第6条第2項の期末手当について「100分の225」を「、6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の235」に改めるもので、先ほどの議案第8号、議会の議員の期末手当に係る改正内容と同様でございます。

次の2ページを御覧ください。第2条の改正は、町長等の給与に新たに地域手当を加えるもので、地域手当とは公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で支給されるもので、地域手当の支給対象が都道府県単位に変更されたことに伴い、支給されるものでございます。

第5条の2では、町長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例によると規定しております。一般職員における地域手当の月額については、この後の議案第11号でも説明いたしますが、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に100分の2を乗じた額となっております。

第6条の改正は、令和7年4月以降に支給される期末手当について、第1条で引き上げた0.10月分について6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ配分し、6月と12月の支給率を100分の230に改めるものでございます。

改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から遡及適用させるものでございます。

第3項では、改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上、議案第10号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 11 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第17、議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年の人事院勧告に準じて給与改定、各種手当の支給割合等の改正を行い、また職務の級に7級を追加するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第11号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、令和6年国の人事院勧告の概要についてご説明いたします。給与につきましては、民間企業の賃上げの状況を反映して、月例給は約30年ぶりの高水準のベースアップとなっております。初任給を引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に俸給表を引き上げて改定しております。ボーナスについては、3年連続で0.10月分引き上げ、年間4.60月分としております。

また、給与制度のアップデートとして、地域手当の都道府県単位への広域化や共働き世帯が増加している実態を踏まえた配偶者手当の廃止と子供に係る手当の充実などが行われております。

それでは、改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。第17条の4第2項の期末手当について0.05月分引き上げ、現行の「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改めるものでございます。

第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

下段の第17条の7第2項の勤勉手当は、次の2ページになりますが、第1号では期末手当と同様に0.05月分引き上げ、現行の「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改めるもので、第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、現行の「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改めるものでございます。

中段の別表第1の改正は、行政職給料表の改正になります。人事院勧告に準じて、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引き上げて改定しております。

8ページを御覧ください。第2条関係の改正になります。第2条、給料の改正は、新たに地域手当を加えるものでございます。

第3条第1項の改正は、給料表の職務の級について「6級」を「7級」に改めるもので、これにつきましては人事院勧告とは別に、町として職員の給与改善を目的として実施するものでございます。

第8条、扶養手当の改正は、現行の第2項第1号の配偶者に対する扶養手当を廃止し、9ページになりますが、現行の「第6号、心身に著しい障害がある者」を「第5号、重度心身障害者」に改めるものでございます。

第3項は、子供の扶養手当の月額を1人につき1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

下段の第9条第1項では、地域手当の支給対象職員について定めております。

第2項では、地域手当の月額は給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に100分の2を乗じて得た額と定めております。

12ページを御覧ください。上段の第10条は通勤手当の改正で、15ページにまたがりませんが、通勤手当の支給限度額を月額5万5,000円から15万円に引き上げるとともに、新幹線等の利用に係る特別料金について、支給限度額の範囲内で全額支給するというものでございます。

16ページになります。下段の第17条の2は、管理職員特別手当の改正で、支給対象時間について「午前0時から」を「午後10時から」とするものでございます。

下段の第17条の4期末手当の改正は、18ページにまたがりませんが、令和7年4月以降に支給される期末手当について、第1条で引き上げた0.05月分について6月と12月にそれぞれ0.025月分ずつ配分し、支給率を100分の125に改めるものでございます。

第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、第1条で引き上げた0.025月分について、6月と12月にそれぞれ0.0125月分ずつ配分し、支給率を100分の70に改めるものでございます。

19ページ上段、第17条の7第2項の勤勉手当の改正は、令和7年4月以降に支給される勤務手当について、第1号では第1条で引き上げた0.05月分について6月と12月にそれぞれ0.025月分ずつ配分し、支給率を100分の105に改めるものでございます。

第2号の定年前再任用短時間勤務職員については、第1条で引き上げた0.025月分について6月と12月にそれぞれ0.0125月分ずつ配分し、支給率を100分の50に改めるものでございます。

次の20ページ、下段、別表第1、行政職給料表ですが、第3条で改正する職員の職務の級、7級を新たに追加しております。

最後の26ページを御覧ください。別表第2、等級別基準職務表の改正は、現行の6級である参事、総務課長を7級へ、現行の5級である課長、教育次長、局長を6級へそれぞれ引き上げるものでございます。

改正条例本文の14ページを御覧ください。附則でございますが、第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は令和7年4月1日から施行するものです。

第2項は、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和6年4月1日から遡及適用させるものでございます。

15ページの上段、第6項は扶養手当に関する経過措置といたしまして、子供に対する扶養手当について、現行の1万円を令和7年度については1万1,500円に、令和8年度からは1万3,000円に引き上げるものでございます。

また、配偶者に対する扶養手当については、現行の6,500円を令和7年度については3,000円に引き下げ、令和8年度から廃止するというものでございます。

以上、議案第11号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 等級別の基準職務表の関係です。7級を追加したということなのですが、昨年の6月議会の中で宮原議員から皆野町職員のラスパイレス指数の関係で改善を図るべきだということで質問がされております。その中で町長の答弁として、職階の区分を細分化し、人事評価の結果を職責に応じてよりきめ細かく給与に反映できるよう改正するなど、他の改善策も実施してまいりたいと考えておりますという、そういった答弁がされておりますので、これに基づく7級の追加というふうに理解します。この実施については、令和7年の4月1日から施行ということでありますので、このことによってラスパイレス指数の改善が出るというのは1年ぐらい先になるかなと思うのですが、いずれにしても、こういった等級を追加することによって改善が図られるという考えが言えるのかどうか。

それと併せまして、現行3級のところで主査及び参与、主席主任の職務というふうになっているかと思うのですが、この参与と主席主任の職務、これが改正後にはどこにも出てこないのです。これを削った理由、それと主席主任の登用といいますか、これにつきましては以前から昇格試験というか、係長試験を通過しないと3級の主査に登用されなかったというふうに思います。ただ、ある時点から係長試験にパスしなくてというか、もう年齢が過ぎてしまって受けられないという、そういう方もいましたので、そういったことについては推薦といいますか、形で主席主任という職務でもって3級に登用してきたという経過があらうかと思います。それらを含めて、今回参与と特には主席主任の職務なのですが、これが新しい等級別の基準職務表に出てないと、どういった扱いになるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えします。

まず、ラスパイレス指数との関係について答弁いたします。初任給、昇格、昇給等の基準につきましては、現在はしっかり運用されております。採用年次から日の浅い職員、いわゆる若年層については、国との公差がさほどなく、適正な指数であると考えられます。しかしながら、現在の運用と異なり、健全財政に重みを置いた過去の昇給、昇格によって役付となった高齢層の職員が他自治体と比較すると指数が低い状況であると思料されることから、今回7級を創設いたしました。また、現在の若年層職員についても、将来そこを目指すことができるということになります。町の給与については、国公準拠の原則が適用されますので、国家公務員の給与法から逸脱することなく、人事院評価の適正な運用を含めて、今後もラスパイレス指数の改善に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、等級別基準職務表につきましては、標準的な職務ということで欄に書いてあるとおり、今後も参与、主席主任につきましては3級ということで扱いを行います。これは他自治体の例も含めまして研究したところ、標準的な職務、かなりの職数がありますので、いわゆる雑駁な表現になりますけれども、元となる職種を記入することで足りるということで簡素化を図りました。ですから、主席主任につきましても、これまでどおりの基準どおり設けますし、参与につきましても3級ということで運用してまいります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 改めて参与と主席主任については、新しい職務表には載せなかったと、ただ運用については今までどおりで行うと、そういったことはどこかに明記しておく必要があるのではないかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） この表の一番最終ページ、26ページの一番上見ていただくと分かるのですが、標準的な職務ということでここに欄が記入しておりまして、例えば4級のところを見ますと出先機関の長の職務というのが過去にはございました。しかしながら、こういう役付の関係ですとか、あるいは5級の技監、この辺りを整理いたしまして、あくまで標準的な職務ということで、運用につきましては内部決裁で主席主任のほうも記録は取っておりますので、今後も主席主任制度は設けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第18、議案第12号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第12号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年の人事院勧告に準じて、地域手当と住居手当について、暫定再任用職員へも支給できるよう改正するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第12号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。附則第9項中「、第8条、第

9条及び第9条の2」を「及び第8条」に改めるものでございます。

第9条は地域手当に関する規定、第9条の2は住居手当に関する規定となっており、この改正によって暫定再任用職員にも支給できるようにするものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第12号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第19、議案第13号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第13号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年の人事院勧告に準じて、一般職の給与条例と同様に、給与改定及び地域手当の支給についての改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第13号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条関係の改正は、令和6年の国の人事院勧告及び埼玉県の人事委員会勧告に準じて、別表第1、給料表を改正するものでござ

います。

5 ページを御覧ください。第 2 条関係の第 3 条の改正は、フルタイム会計年度任用職員の給与に新たに地域手当を加えるものでございます。

第 6 条の 2 の改正は、地域手当について一般職員の給与条例第 9 条の規定を準用し、支給率を 100 分の 2 とするものでございます。

第 17 条第 4 項の改正は、次の 6 ページになります。改正後の 2 行目から 3 行目の改正部分に下線の記載が漏れておりました。大変申し訳ございません。パートタイム会計年度任用職員の報酬について、基準月額に地域手当に相当する額を加算するものでございます。

改正条例本文の 4 ページを御覧ください。附則でございますが、第 1 項は、この条例は公布の日から施行し、第 2 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

第 2 項は、第 1 条の規定による改正後の条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から遡及適用させるものでございます。

以上、議案第 13 号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 14 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第 20、議案第 14 号 町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第 14 号 町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和 6 年の人事院勧告に準じて、町技能職員及び会計年度任用技能労務職員に地域手当及び勤勉手当が支給されるよう改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第14号 町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に添付してあります新旧対照表の1ページを御覧ください。第3条の改正は、技能職員の給与に新たに地域手当を加えるものでございます。

第5条第1項第1号の改正は、パートタイム会計年度任用労務職員の給与について、勤勉手当を加えるものでございます。

第2号の改正は、フルタイム会計年度任用労務職員の給与について、地域手当と勤勉手当を加えるものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。
11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町技能職員並びに会計年度任用技能労務職員、現状職場的にこういった職員が何人ぐらい存在するのか、分かりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

技能職員については、現在職員はおりません。

会計年度任用技能労務職員ですけれども、令和7年3月1日現在で21人おります。フルタイムの職員はゼロ人、いない状況でございまして、パートタイムについて21人いるという状況です。その内訳ですけれども、小中学校の校務員、幼稚園の園務員として5人、それから給食センターの給食調理員、配送車の運転手として13人、それから温水プールの監視員として3人、合計の21人でございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 給食センターの関係、もう少し詳しく運転手さんとか調理員とか、配送何と言いましたっけ、総務課長、給食センターの関係。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 先ほど申したのは給食の調理員、それから配送車の運転手として13人、その内訳についてはちょっと手元にございませんで、もしかしたらまた確認をさせていただきます。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 結構ですか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〔「議長、休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時48分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第21、議案第15号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第15号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正と、入湯税について小学生以下の者と日帰りで入湯する者の課税を免除し、温泉施設に宿泊する入湯者に入湯税を課税するため、この案を提案するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 橋本賢伸登壇〕

○税務課長（橋本賢伸） 議案第15号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

改正の主な内容でございますが、入湯税について小学生以下の者と日帰りで入湯する者の課税を免除し、温泉施設に宿泊する入湯者に入湯税を課税するものでございます。

改正条例本文の次に添付をいたしました新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表 1 ページをお開きください。第36条の 2 第 9 項の改正は、いわゆるマイナンバー法の改正による項ずれで「第15項」を「第16項」に改めるものでございます。同様の改正が計 5 か所ございます。

4 ページをお開きください。第142条の改正は、入湯税の課税免除について子供の料金区分に合わせる改正と日帰りで入湯する者を追加するものでございます。

改正条例本文をお開きください。附則でございますが、第 1 項は施行期日を、第 2 項は改正後の条例の経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第 1 6 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第22、議案第16号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第16号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職金の支給区分を改めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第16号 皆野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明いたします。

改正条例本文の後に新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。今回の改正は、消防団員の処遇改善を図ることを目的としたもので、第3条では、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令で定めるを加えることで、上位の階級区分に基づく退職金の支給を可能にするものでございます。

別表の退職報償金支給額表の改正は、勤務年数の区分に35年以上を追加し、退職報償金の支給額を増額するものでございます。

1枚お戻りいただきまして、改正条例本文を御覧ください。附則でございますが、第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第16号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 参考までにちょっと確認をしたいのですが、現在における団員数、それと消防団員の退職者への資金準備金についてお伺いしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

令和7年3月1日現在の消防団員数ですが、169名となっております。

それから、退職報償金の準備金ということですが、これにつきましては消防団員等公務災害補償等共済基金というものがございまして、ここに毎年町として掛金をお支払いをしております。退団者が出たときにその基金に請求をいたしまして、退職報償金を受領するというものでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第23、議案第17号 皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を

廃止する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第17号 皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町勤労福祉センターの運営を令和7年12月31日をもって終了するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 白石純一登壇〕

○教育次長（白石純一） 議案第17号 皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本件は、当該施設の設置及び管理に関する条例を廃止することにより、皆野町勤労福祉センターの運営を終了するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、廃止条例本文を御覧ください。後段、附則でございますが、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。したがって、皆野町勤労福祉センターの運営は令和7年12月31日をもって終了するものでございます。

以上、議案第17号の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） この廃止条例についてちょっと質問したいと思います。

執行部のほうも代替案についていろいろと何回となく私も聞かせていただきました。代替案をする前に皆野町の職員でどなたか、これから恐らく秩父市の温水プールを廃止後は使わせてもらうということを聞いております。それについて、皆野町の職員の方が温水プールへ行ってどういう状態なのかよく確認して代替案を出しているのか、それを1つお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、廃止後の利用について、スポーツ施設……

○議長（林 豊議員） 新井議員に申し上げます。

内容は討論ですので、質問でありましたら……

〔「討論じゃないよ」「質疑」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 失礼しました。

○8番（新井達男議員） いいの。

○議長（林 豊議員） どうぞ。続行してください。

○8番（新井達男議員） それともう一つ、それからあの建屋については、たまたま皆野の温水プールへ水中運動に来ている方がおりまして、秩父市の公共施設を何棟も監督、一級建築士の方も水中運動で来ています。その方にいろいろと建屋を見てもらいましたら、平均ではまだ30年はもちますよと言われたのですが、この施設を廃止するというのに、温水プールを廃止した場合、その後のスポーツ施設に使う

かどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

〔「議長、議事運営について」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の新井議員の質問は、この条例とは関係のないことを質問していますので、この条例についてだけ質問するように指導してください。

○議長（林 豊議員） 先ほど私が少し先走ってしまったのですが、質疑ということで許しましたけれども、本来これは一般質問で行うべき事柄です。一般質問については、従前より議員活動の一環として全議員の方々にとにかく一般質問を議員活動の一つとしてやっていただきたいというように毎度お願いをしております。今回もこの議案を含めて大変多くの重要案件があるにもかかわらず、本日の午前中、あまりそれらに関係のないというところとちょっと言い過ぎですが、こんなにたくさんの議案があるのに一般質問が少なかったのは大変残念だと朝の挨拶でも言いました。私自身も実は用意をしていましたが、皆様がやってくれるということで取り下げたのですが、現実問題としてはもっと各議員の皆様にもお願いしたいところで、この案件を含めてやるのであれば一般質問でやっていただければよかったのかなと感じております。

それらを含めて一時休憩いたします。暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまの質疑につきましては、新井議員のほうから取下げということですが、他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

8番、新井達男議員。

まず、議案第17号に対する反対討論を許します。

〔8番 新井達男議員登壇〕

○8番（新井達男議員） 大変失礼しました。8番、新井達男です。議長のお許しを得たので、反対討論を述べさせていただきます。

皆野町勤労福祉センター廃止条例反対討論、議員として、さらに日本水泳連盟公認指導員として反対討論を申し上げます。私も既に指導員として五十数年の実績があり、水泳指導員の経験を通して5,000名余り、さらに5クラス合わせて1万人以上の指導を行い、泳ぎを覚えていただけたことになります。以前は幼児、4歳から小学生だった子供たちが現在では父親、母親となり、その子供たちが泳ぎを練習に来ているのです。

2年前、町長が本会議で突然2年後に閉館すると明言があり、現状維持を保つに関して経費がかかり過ぎることが理由のようでした。利用者及び地域住民から廃止、撤回の声をいただき、プール存続に向け請願書をお願いしたところ、8,000余名の署名実績をいただきました。これもプールを利用した関係者各位

の結果ではないか。プール利用者は少なく、税の不公平性からいっても閉館すべきと耳にしますが、水泳は陸上のスポーツと違い、水に浮くことから始まり、泳ぎながら呼吸しなくてはいけない3つの壁にぶつかります。これが一つの利用者が少ない要因ではないかと思います。

プールには、体によいと言われる大きな4つの効果があります。第1の効果、水温、体温調節機能の活性化、第2の効果、水圧、むくみの解消、第3の効果、浮力、体への負担の軽減、第4の効果、抵抗、運動効率アップがあります。高齢者にとっては、プール利用により腰痛、血糖値の安定化、脳の活性化、認知予防、多くの方の症状が改善し、つえをついていた方がつかないで歩けるようになった、週1回の整形外科に通院していたのに1か月に1回の通院となり、身体とともに改善したとよく聞きます。また、子供たちには社会性や協調性の好調が図れ、クラスでの練習を通じて社会性や友達との協調性などを身につけられる、プールは体重が10分の1となり、地上ではできない運動が無理なくでき、弱くなった筋肉がよみえる効果があります。室内での健康体操を否定するわけではありませんが、体重が10分の1に軽減される運動はプール以外にありません。

皆野町勤労福祉センターでは、秩父市の温水プールに先駆けて水中運動教室を実施し、かなりの成果を上げ、他の自治体からも参加させてもらえませんか要望もありました。その頃、定住自立圏の中に高齢者の水中運動を取り入れたらどうかとの話がありました。医師会の中でも、水中運動は高齢者にとって地上での運動ではできないリハビリができ、団塊世代の多くの方が健康管理のため利用できれば、皆野町勤労福祉センターは医療保険負担を軽減する唯一の施設とも言えるでしょう。勤労福祉センターを閉鎖後、今後は住民の治療費負担が増加し、町の医療費負担が増加する結果になるでしょう。

地球温暖化の進化の中、全国的に小中学校における屋外プールでの水泳授業はできなくなることが予想されます。説明会でプールの上によしずをかけるようなことを説明していましたが、日陰になり水温が上がリません。小学校のプールは、基本的なプールの水泳授業の適温は気温プラス水温で計算し、45度が基準となっています。近年、地球温暖化により気温プラス水温が65度以上になるため、屋外での水泳授業は中止になることが多くなっています。

皆野町、秩父市の両プールも老朽化が進み、秩父のプールを利用したところで何年利用できるかが未定とのこと。皆野に温水プールがあるのに町内小学校の水泳授業で秩父市の温水プールの使用料は恐らく数百万円の予算が必要。その予算をプールを修繕するために使わないでなぜ秩父市のプールを使用するのか疑問を感じます。私も今日までいろいろな資料等を執行部に提供してきましたが、何かに洗脳されたのごとく否定的な説明でした。近隣の長瀬町が小学校の水泳授業2回で398万円を民間プール利用するために令和6年度予算に計上されたようです。皆野町のプールを利用したら3分の1以下でできたのではないのでしょうか。さらに、秩父市の久那小学校が民間プールを利用して夏場の水泳授業を実施したことも聞いております。このようなことを考えると、皆野町でも今後近隣の長瀬町、秩父市、吉田、太田、小鹿野町の小学校で屋外プールでの水泳授業が実施することができなくなったとき、さらに高齢者の健康管理のためにプール授業の参加を希望する方を受け入れ、共有することも必要だと思います。

さらに、運営面では以前県内高校水泳部で合宿に民宿を利用していました。勤労福祉センターのプールは、秩父市のプールでは水深が浅く禁止されているスタートができるからです。インターネットを利用し、宿泊施設は数年後に廃校になる小学校も考えられます。ふるさと納税、クラウドファンディングサイトを活用すること、数年前の定住自立圏に組み込むことも考え、経費節減に努力し、新たな場所に具体化するまで1市4町の組長さんの同意を得てクリーンセンターの附帯設備として申請すれば予算は取りやすいと

のこと。自分の子供はもう泳ぎはできるから、腰痛もなくなり、血糖値も下がったから、あまりにも温水プールには経費がかかるからやめたほうがよいと言われる方も一部におられますが、埼玉北部地域のこれからを担う子供たちのためにも、あまりにも無責任な言葉と感じました。

〔「議長、議事運営について」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の新井議員の答弁を聞いていると、今までの経過説明や自分の私見や、そんなことは必要ないのです。この議案に対してこういうことで反対しますと、それだけ言えばいいのだよ。

○8番（新井達男議員） 今それ最後に言います。

○12番（宮原睦夫議員） 最後ではないよ。余分なことは要らないのだよ。

○8番（新井達男議員） 最後まで聞いてください。分かりました。

○12番（宮原睦夫議員） 議長、注意してください。

○議長（林 豊議員） 新井議員に申し上げます。

思いは熱い、それは分かりますけれども、討論の……

〔何事か言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 宮原議員、ちょっと静粛をお願いします。

ただいまの発言は討論の範囲を超えております。注意いたします。早急に簡便に簡略して討論を終了してください。

どうぞ。

○8番（新井達男議員） はい、分かりました。どこだか分からなくなってしまった。

○議長（林 豊議員） だから、もう最後でいいのです。

○8番（新井達男議員） 未来ある子供たちの夢を壊すような言葉……

〔「そんなことはいいんだよ」と言う人あり〕

○8番（新井達男議員） それでは、とにかく熱源に、このような将来を担う子供たちのためにも、新たな場所に1市4町が共有した県北地域の新たな施設として、熱源に化石燃料をしない温水プールの構想ができるまでの期間まで、皆野町勤労福祉センタープールの継続をお願いし、反対討論とさせていただきます。大変失礼しました。

○議長（林 豊議員） 次に、賛成討論を許します。

5番、林太平議員。

〔5番 林 太平議員登壇〕

○5番（林 太平議員） 激論を交わした後なので、少し緊張しております。5番、林太平です。皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止にする条例の制定について、私は賛成討論をいたします。先ほど新井議員は、議員として、また水泳連盟の会長として反対に討論しましたが、私は先ほど言ったとおり賛成討論を行います。

令和4年に柴崎町長が誕生し、間もなく温水プールの廃止を発表したことは、あまりにも突然なので、多くの町民から延びよとの声が上がリ、運営継続を求める署名活動が行われたのは皆さんもご承知のとおりです。最初から私は廃止ありきの説明会ではないかと多くの方が意見を訴えておりましたが、柴崎町長の答弁は、経年劣化のために見込まれる維持補修費等も今後はますます大変であるとのことでありました。私は、利用料金を大幅に値上げしてはどうかと提案しましたが、とてもではないがよい方向にはならない

との回答でした。議会の一般質問でも多くの議員が継続を求める質問をし、水泳は健康増進にも一番よい、また学校、児童生徒のためにも継続を訴えても、答弁は財政から見ても今後も維持管理していくのは大変であるとのことでした。廃止に伴う代替案が示されました。水中運動のサポート及びスポーツ施設の利用等、多くの方の意見を聞き、充実した制度設計をお願いします。

秩父地域では、スポーツ施設など大きな箱物の維持管理を1つの市町で行うことは無理があると思います。多くの方の意見に広域市町村圏組合で、孫子の代まで安心して使用できるスポーツ施設があればと、そういう意見も聞いております。ぜひとも考慮してもらいたい。そして、現在は電気、ガス料金など高騰及び食料品等の値上がりで多くの方が生活は大変な状況であります。

今回の廃止条例は、賛否両論いろいろありますが、このような現状や今後の町の財政等を考え、私は廃止に賛成することがよいと考えますので、多くの議員のご賛同をいただくようお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（林 豊議員） 他に討論はございませんか。

1 番、新井健司議員。

〔1 番 新井健司議員登壇〕

○1 番（新井健司議員） 1 番、新井健司です。皆野町勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、私は反対いたします。

私は、皆野町を歩いているときに多くの町民の方から、この条例の制定についてたくさんのお話を聞いてきました。代替案は示されましたが、廃止になった後の建物を取り壊し、そういった計画、費用示されておりません。教育委員会が示す建物の安全性が確保できない、老朽化等の声を聞いた町民は、建物を取り壊す、そういうふうに思っています。しかしながら、その計画、費用が示されておりません。町民は不安に思っています。

そういったことから、私はこの制定に反対いたします。

○議長（林 豊議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（林 豊議員） 起立多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（林 豊議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

明日6日は、午前10時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集お願いいたします。



◎散会の宣告

○議長（林　　豊議員）　本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　3時25分

令和 7 年第 1 回皆野町議会定例会 第 2 日

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 18 号 令和 7 年度皆野町一般会計予算の説明

1、議案第 19 号 令和 7 年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

1、議案第 20 号 令和 7 年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

1、議案第 21 号 令和 7 年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前10時02分開議

出席議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒	澤	栄	則	副 町 長	長	島	弘
会 計 兼 管 理 者 会 計 課 長	吉	岡	明	彦	教 育 長	新	井	孝 彦
総務課長	新	井	敏	文	企 画 財 政 課 長	嶋	田	政 則
参 事 兼 民 生 課 長	梅	津	順	子	福 祉 課 長	青	木	陽 子
健 康 課 長	太	幡	和	也	税 務 課 長	橋	本	賢 伸
産 業 観 光 課 長	三	橋	博	臣	建 設 課 長	若	林	直 樹
教育次長	白	石	純	一				

事務局職員出席者

事務局 長	山	田	厳	書 記	黒	沢	倫	之
-------	---	---	---	-----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前 10 時 02 分)

○議長（林 豊議員） ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

また、遅刻の届出が宮原睦夫議員からございましたので、ご報告いたします。



◎議事日程の報告

○議長（林 豊議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第18号の説明

○議長（林 豊議員） 日程第1、議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,531万1,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算について内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算です。令和7年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,531万1,000円とするものです。これは前年度当初予算と比べ、15億6,606万3,000円の増額です。

第2条から第6条までは、それぞれ継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用につ

いて定めたものです。

7 ページをお開きください。第2表、継続費は、令和7年度以降にも継続して実施する3つの事業について、総額と年度及び年割額を定めたものです。

8 ページを御覧ください。第3表、債務負担行為は、後年度の支出が発生する4つの事業について、期限と限度額を定めたものです。

9 ページをお開きください。第4表、地方債は、県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金から上水道広域化施設整備事業出資までの限度額等を定めるもので、合計を7億6,880万円とするものです。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。1段目、款1町税、項1町民税の合計4億5,727万4,000円は、近年の課税実績や社会経済状況を勘案して見込んだものです。なお、目1個人は前年度と比べて、4,588万5,000円の増額となっております。これは、定額減税による減収があったものが平年並みに戻るためです。

2段目、項2固定資産税の合計5億1,789万4,000円は、前年度と比べて588万6,000円の増額です。主な要因は、新增築等を見込んだ家屋分の増額です。

5 ページをお開きください。ページ中ほど、款7地方消費税交付金は2億3,400万円で、前年度に比べて1,900万円の増額です。一般財源分として1億1,100万円、社会保障財源化分として1億2,300万円を見込んでおります。なお、社会保障財源化分の充当は、別にお配りしました資料のとおりです。

6 ページをお開きください。1段目、款10地方特例交付金は571万円で、前年度に比べて3,774万2,000円の減額です。これは、定額減税に伴う減収補填分がなくなり、平年並みに戻るものです。

2段目、款11地方交付税は19億4,884万5,000円で、前年度と比べて1億4,341万円の増額です。これは、国の地方財政計画において、地方交付税の総額が増額されたことや地域おこし協力隊などの経費に対する特別交付税の増額を見込んだものです。

7 ページを御覧ください。2段目、款14使用料及び手数料、項1使用料、目5教育使用料、節4保健体育施設使用料の1行目、温水プール使用料108万6,000円は、12月の施設廃止を踏まえ、前年度から90万6,000円減額しています。

8 ページをお開きください。最下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は3億9,235万6,000円で、前年度と比べて6,856万4,000円の増額です。

次の9ページを御覧ください。民生費国庫負担金の増額要因ですが、上から2行目、節15児童手当国庫負担金1億2,426万1,000円の計上によるもので、昨年10月の制度改正により、支給対象が拡大されたことや国の負担割合が増えたため、前年度と比べて5,650万1,000円の増額となっています。

2段目、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の3行目、学校施設環境改善交付金3,396万5,000円は、新学校給食センター建設事業の財源となるものです。

10ページをお開きください。最上段、目7総務費国庫補助金の2行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,880万4,000円は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援や防犯対策の強化に活用するよう交付されるものです。

その下、地域公共交通確保維持改善事業費補助金626万4,000円は、現在策定を進めている地域公共交通計画のアクションプランとして、地域公共交通利便増進計画を策定するため、その経費に対する補助を受け入れるものです。

3 段目、款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金 1 億9,461万8,000円は、前年度と比べて722万9,000円の増額です。主な要因は、節 3 子ども・子育て支援給付費県負担金の 1 行目、子どものための教育・保育給付費県負担金で、保育士等の処遇の抜本的改善を目的として、単価の上げが図られるものです。

11ページを御覧ください。2 段目、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 4 企画費県補助金の 1 行目、ふるさと創造資金県補助金100万円は、産業観光課において実施予定の皆野・長瀬周遊企画「デジタルスタンプラリー」事業に対する補助を受け入れるもので、補助率は 2 分の 1 です。

その下、埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金83万9,000円は、皆野駅前みなのんちのさらなる活用を図るため、移住相談センター改修工事や関連する備品購入に対する補助を受け入れるもので、補助率は 2 分の 1 です。

13ページをお開きください。1 段目、目 5 教育費県補助金2,540万8,000円は、前年度と比べて2,315万6,000円の増額です。増額の要因は、節 1 教育総務費県補助金の埼玉県公立学校情報機器整備事業費県補助金2,306万3,000円の計上です。これは、国の G I G A スクール構想に基づいて、小中学校の児童生徒に 1 人 1 台配備しているタブレット端末について一斉更新を図るため、県の基金を財源として補助を受け入れるものです。県の共同調達に参加することにより、端末代金の 3 分の 2 相当額の補助を受けられるものです。

2 段目、項 3 県委託金、目 1 総務費県委託金2,953万2,000円は、前年度と比べて1,184万6,000円の増額です。主な要因は、国勢調査の実施に伴う節 3 統計調査費県委託金の増額や、節 5 選挙費委託金として、夏に予定されている参議院議員通常選挙の執行にかかる県委託金の計上によるものです。

15ページをお開きください。3 段目、款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 公共施設整備基金繰入金 1 億8,935万3,000円は、全額を新学校給食センター建設事業の財源として充当します。

2 つ目、目 4 財政調整基金繰入金 3 億2,888万8,000円は、歳入歳出差引額の調整によるものです。なお、令和 7 年度末における財政調整基金現在高は、10億425万1,000円となる見込みです。

16ページをお開きください。最下段、款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入7,601万1,000円は、前年度と比べて4,688万4,000円の増額です。主な要因は、次の17ページに移りまして、節 5 雑入の一番下、デジタル基盤改革支援補助金4,580万8,000円の計上です。これは、基幹系システムの標準化、共通化に係る事業に対する補助を受け入れるものです。

最下段、款22町債、項 1 町債、目 2 消防債 1 億9,180万円は、防災行政無線やJーアラート関連の 3 つの事業の財源として、緊急防災・減災事業債を借り入れるものです。充当率は100%、交付税措置は70%です。

その下、目 5 教育債、過疎対策事業債 4 億4,150万円の借入れは、新学校給食センター建設事業の財源として借り入れるものです。

最下段、目11衛生費、上水道広域化施設整備事業出資債 1 億3,550万円は、秩父広域市町村圏組合への出資金の財源として借り入れるものです。

18ページをお開きください。最上段は、廃目処理となっていますが、交付税の代替財源として、例年借り入れてきた臨時財政対策債については、平成13年度の制度創設以来、初めて国の発行額がなくなることが示されたため、皆減となっています。

次の黄色の仕切りの次からが歳出です。

26ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6交通政策費、次の27ページに移りまして、節12委託料の4行目、地域公共交通支援業務委託料1,252万9,000円は、現在策定を進めている地域公共交通計画の次のステップとして、路線バス再編やデマンド交通の運行について検討を進めるもので、令和8年度からの実証実験開始を目指して、より詳細な計画を策定するものです。

その下、節14工事請負費の2行目、防犯カメラ設置工事費551万4,000円は、町内各所に防犯カメラの設置を行うもので、20基分を見込んでいます。なお、財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しています。

続いて、目7企画費、次の28ページに移りまして、節12委託料の2行目、地域おこし協力隊委託料4,908万円は、現在在籍中の隊員1名と新たに生きがい、ウエルビーイング向上の分野で委嘱する2名、さらにデジタルラボみなもの所属で委嘱する5名の合計8名に関する委託料などを計上するものです。このほかに、子供の居場所づくり、移住促進、ジビエの利活用、観光の分野において、各費目の予算において、地域おこし協力隊の委託料を計上しております。なお、地域おこし協力隊に係る経費につきましては、全額国の特別交付税措置を財源としているものです。

29ページを御覧ください。節14工事請負費、移住相談センター改修工事費118万円は、コミュニティースペースとして活用している皆野駅前のみなのんちについて、ドアのスマートロック化を図るために改修するものです。県の埼玉版スーパー・シティプロジェクトにエントリーして実施するもので、補助率2分の1の県補助金を充当します。

次の目8電子計算費、節11役務費の2行目、通信回線利用料1,153万5,000円は、役場内部の業務効率を向上するため、オンライン会議システムなどの利用料を計上したものです。

その下、節12委託料の1行目、電算システム導入業務委託料4,635万9,000円は、基幹システムの全国的な標準化、共通化のためのもので、データ移行や環境構築などにかかる経費です。

次の30ページをお開きください。ページ中ほど、目9地域振興費の2行目、行政区活性化支援補助金80万円は、従来の地域づくり奨励補助金を再編して実施するもので、行政区における地域活性化の取組に対して、上限4万円の補助を行うものです。

34ページをお開きください。34ページの2段目、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、次の35ページに移りまして、節12委託料の1行目、電算システム改修委託料968万円は、基幹システムの全国的な標準化、共通化に対応する改修や、法改正による戸籍への振り仮名記載に対応するための改修費用です。

36ページをお開きください。項4選挙費、目2参議院議員選挙費988万円は、夏に執行が予定されている参議院議員通常選挙の経費です。なお、財源として、県の交付金を充当しています。

42ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19扶助費の3行目、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金219万1,000円は、前年度と比べて63万3,000円の増額です。地域公共交通の利便性向上のため、1回の乗車で使用できる枚数制限の見直しやタクシー料金の値上げを踏まえた補助額の増額など、実証実験として制度見直しを行います。

46ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金、次の47ページに移りまして、1行目、物価高騰対策子育て応援給付金2,184万円は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、児童手当支給対象の児童1人当たり2万円を給付するもので、国の地方創生臨時交付金を充当して実施するものです。

53ページをお開きください。2 段目、款 4 衛生費、項 3 上水道費、目 1 上水道費 1 億7,038万5,000円は、前年度と比べて3,837万1,000円の増額です。主な要因は、節23投資及び出資金、構成市町出資金 1 億3,550万円で、前年度と比べて3,830万円の増額です。財源として、歳入に計上している上水道広域化施設整備事業出資債を充当いたします。

58ページをお開きください。款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林道整備費、次の59ページに移りまして、節14工事請負費3,400万円は、林道の整備及び林道の橋梁補修にかかる工事費です。雨乞曽根坂線、二本木線など 4 路線と 3 つの橋梁の補修を計画しています。

61ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費、めくっていただき、62ページに移りまして、節12委託料の中ほど、秩父華嚴の滝観光トイレ設計積算業務委託料232万1,000円は、現在の観光トイレが老朽化しているため、建て替えに向けて設計を行うものです。

その 2 つ下、皆野・長瀬周遊企画「デジタルスタンプラリー」事業委託料200万円は、観光の周遊性を高めて、町内への観光を誘導するため実施するものです。なお、財源として、ふるさと創造資金県補助金の充当を見込んでおります。

次に、節18負担金、補助及び交付金、63ページに移りまして、上段の説明欄のポピーまつり負担金266万円です。今年の春は、天空のポピーの開催を見送ることとなりましたが、令和 8 年度の再開に向けた会場整備や種の購入、また観光宣伝のための経費として負担するものです。

64ページをお開きください。64ページ、款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 2 地籍調査費747万5,000円は、前年度と比べて741万5,000円の増額です。令和 7 年度から、本町においても、国土調査法などに基づく地籍調査を開始するため、金沢地内の鳥打峠から着手します。

66ページをお開きください。目 2 道路維持費、節14工事請負費3,950万円は、町道の補修工事費で、町道72号線など合わせて 7 路線を計画しています。なお、前年度の肉づけ後となる第 1 号補正予算と比較すると、1,350万円の減額となります。これは、新学校給食センター建設のため、普通建設事業費の中で調整を行ったものです。

次に、目 3 道路新設改良費、次の67ページに移りまして、節14工事請負費6,000万円は、町道の改良工事費です。こちらも前年度の肉づけ後となる第 1 号補正予算と比較すると、2,300万円の減額となります。先ほどと同様に、新学校給食センター建設のため調整を行ったものです。

71ページをお開きください。款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費、次の72ページに移りまして、節14工事請負費の 2 行目、全国瞬時警報システム受信装置単独設置工事費152万4,000円は、県衛星系防災行政無線の再整備に伴い、共同で使用している J -アラートの受信用設備に対する工事です。

その下、防災行政無線同報系システム設備更新工事費 1 億7,861万8,000円は、平成24年度から26年度にかけて整備した防災行政無線の機器が耐用年数を迎えるため更新するものです。多額の経費がかかることから、財政負担を考慮し、令和 7 年度から 9 年度の 3 か年の継続費としています。

その下、節18負担金、補助及び交付金の 3 行目、県衛星系防災行政無線施設再整備事業負担金1,170万円は、県防災行政無線の機能強化に対して、負担金を支出するものです。なお、ただいま申し上げました目 4 災害対策費に計上した 3 つの事業につきましては、財源として、その全額を緊急防災・減災事業債の借入れを予定しております。

73ページを御覧ください。款10教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、1 枚めくっていただき、75ページに移りまして、節12委託料の一番下、町立小学校統合準備総合支援業務委託料698万5,000円は、令和

9年4月の小学校統合に向けた準備を進めるため、各種調査業務などを行うためのものです。

下に行きまして、節17備品購入費、小・中学校児童生徒用タブレット端末購入費4,403万円は、歳入でもご説明したとおり、耐用年数を迎えるため、一斉更新を図るものです。財源として、端末代金の3分の2相当額分の県補助金の充当を予定しています。

その下、節18負担金、補助及び交付金、次の76ページに移りまして、上から2行目、大学生等保護者支援金1,050万円は、物価高騰対策として、大学生等を養育する保護者に対して、学生1人当たり5万円を支給するもので、国の臨時交付金を充当して実施するものです。

少し飛びまして、91ページをお開きください。91ページの項6保健体育費、目2学校給食費、めくっていただき、92ページに移りまして、一番下、節12委託料の新・学校給食センター（仮称）建設工事監理業務委託料815万8,000円と、次の93ページに移りまして、節14工事請負費、新・学校給食センター（仮称）建設工事費6億5,666万円は、本体工事に着手するもので、令和7年度、8年度の2か年の継続費としています。なお、これら建設工事及び監理業務委託の財源につきましては、過疎対策事業債として4億4,150万円の借入れ、公共施設整備基金から1億8,935万3,000円の繰入れ、国の学校施設環境改善交付金から3,396万5,000円を予定しております。

下に行きまして、目3温水プール費、1枚めくっていただき、95ページに移りまして、節14工事請負費267万4,000円は、施設の廃止に伴い必要となる工事を計上したものです。

96ページをお開きください。最下段、款12公債費の合計は2億9,751万6,000円で、前年度と比べて1,292万8,000円の増額です。上水道広域化施設整備事業出資債や過疎対策事業債など、借入れが増加傾向にあるため、償還額も増加していますが、交付税措置があるものを優先的に借り入れるなど、過度な財政負担とならないよう配慮しているところです。

99ページからが給与費明細書、109ページが継続費に関する調書、110ページからが債務負担行為に関する調書、113ページが地方債に関する調書です。

以上で令和7年度一般会計予算の説明といたします。



◎議案第19号の説明

○議長（林 豊議員） 日程第2、議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案の内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえ、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,220万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,220万9,000円で、前年度に比べて1億3,357万7,000円の増額でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税は、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,477万7,000円でございます。こちらは、国民健康保険税準統一に向けた税率改正により、前年度に比べ3,541万円の増額を見込んでおります。

その下は廃目整理となっておりますが、こちらは退職医療被保険者制度の経過措置が廃止されたためのものでございます。

最下段、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金8億1,924万8,000円は、前年度に比べて1億3,043万1,000円の増額でございます。節1普通交付金8億984万3,000円は、保険給付費に充当するものです。節2特別調整交付金940万5,000円は、国保運営の安定化に資する事業の実施状況により交付されるものです。

4ページ、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金6,074万6,000円の内訳は、説明欄のとおりです。保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分と保険者支援分を合わせて3,259万1,000円で、前年度に比べて393万円の増額でございます。出産育児一時金繰入金166万6,000円は、出産育児一時金5件分を見込んでおります。事務費繰入金2,136万7,000円は、職員給与2人分と事務手数料等に係る繰入れてでございます。財政安定化支援繰入金493万9,000円は、前年度と同額でございます。

中段、款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,857万6,000円は、国保税減収等の調整のため繰り入れるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金2,775万4,000円は、前年度と同額を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,166万2,000円は、職員2人分の給与等の人件費や事務費等の計上でございます。

7ページを御覧ください。中段、項2徴税费、目1賦課徴収費518万5,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

8ページをお開きください。中段、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億137万8,000円は、令和6年度の医療給付費実績見込額に基づき算出しております。年齢階層が上がったことや医療の高度化などにより、1人当たりの医療費が増加傾向にあるため、1億2,697万1,000円の増額となっております。

その下、目 3 一般被保険者療養費428万6,000円は、前年度と比べて133万6,000円の増額です。

目 5 審査支払い手数料138万2,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料となります。

最下段、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費 1 億179万1,000円は、令和 6 年度の実績を基に試算したものです。

9 ページを御覧ください。中段、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金250万円は、5 人分を計上いたしました。

その下、項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費125万円は、25人分の計上でございます。

10ページをお開きください。款 3 国民健康保険事業納付金は総額 2 億4,690万4,000円で、前年度と比べて939万8,000円の減となります。納付金の内訳につきましては、項 1 医療分は 1 億6,828万2,000円で、前年度と比べて396万6,000円の減です。

項 2 後期高齢者支援金等は6,092万7,000円で、前年度と比べて483万3,000円の減です。

項 3 介護納付金は1,769万5,000円で、前年度と比べて65万9,000円の減です。いずれも国保財政の責任主体である県から示された納付金でございます。

11ページを御覧ください。款 6 保健事業費、項 1 特定健診事業費は、1,557万6,000円でございます。節 7 報償費、説明欄の報償金88万8,000円は、健診結果説明会で保健指導に従事していただく方への報奨金でございます。節12委託料1,304万円のうち、特定健診委託料1,157万6,000円は、700人分の健診委託料と健診結果説明会における運動指導委託料及び受診率向上のために未受診者のデータ分析、受診勧奨通知作成などを委託するものでございます。

3 行目、脳健康度チェック委託料22万円は、若い世代から脳健康に関心を持ってもらうきっかけとするために、デジタルツールを用いた脳健康度測定を健診結果説明会の会場で実施するものです。その下、特定保健指導委託料120万9,000円は、特定保健指導の実施率の向上と効果的な保健指導を目指し、オンラインによる個別保健指導を民間企業と連携して取り組むものでございます。

その下、項 2 保健事業費、目 1 疾病予防費632万5,000円のうち、節12委託料、生活習慣病予防検診委託料450万円は、生活習慣病予防検診150人分でございます。こちらは、委託契約医療機関での人間ドック受診に対し、町から支払うものです。節18負担金、補助及び交付金、生活習慣病予防検診費補助金45万円は、委託契約以外の医療機関での人間ドックの補助金で、15人分でございます。

1 枚おめくりいただき、13ページ、款10予備費でございますが、100万円を計上いたしました。

14ページからが給与費明細書でございます。一般職は 2 人分の人件費を計上しております。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。



◎議案第 20 号の説明

○議長（林 豊議員） 日程第 3、議案第20号 令和 7 年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号 令和 7 年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億4,676万6,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億4,676万6,000円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして、1,460万9,000円の増でございます。

本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が90.4%、地域支援事業費が5.1%、合わせて95%を占める予算でございます。

第2条は繰越明許費について、第3条は一時借入金の最高額、第4条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

4ページを御覧ください。第2表、繰越明許費は、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業について、令和7年度から令和8年度にかけて2か年の策定費用を設定するものでございます。事業費の総額を705万円といたしました。事業内容は、令和7年度に計画策定に必要な住民アンケートなどの調査、国の動向を踏まえ、素案の作成を行い、令和8年度にかけて計画を策定するものでございます。

1枚おめくりいただいた水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

事項別説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料2億4,920万7,000円は、令和6年12月1日時点の第1号被保険者の所得段階に基づき計上したもので、前年度に比べ1,404万9,000円の増でございます。

1つ飛びまして、款3国庫支出金から、4ページに移りまして、2段目、款4支払基金交付金、その下の款5県支出金、これらは保険給付費と地域支援事業にかかる費用について、それぞれの負担割合に基づき計上したもので、合計6億9,896万1,000円で、前年度に比べ1,072万6,000円の増でございます。

5ページを御覧ください。2段目、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、続く目2地域支援事業繰入金（介護保険事業分）、続く目3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、保険給付費と地域支援事業にかかる費用について、それぞれの負担区分に基づき、一般会計から繰入

れを行うものでございます。

目4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等の繰入金は、介護保険事務に係る職員の人件費の繰入れでございます。

節2事務費繰入金は、一般管理費、認定調査費及び認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入れでございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階から第3段階までの対象者972人分の計上でございます。これら一般会計から繰入金の合計は1億8,859万5,000円で、前年度に比べ1,016万6,000円の減でございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金500万円は、歳入不足を補うため、基金の取崩しを行うものでございます。

6ページをお開きください。款10繰越金は、500万円の計上でございます。

7ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,959万6,000円の計上は、職員の人件費、介護保険システムに係る委託料、電算システム使用料等の計上でございます。

8ページをお開きください。下段、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等334万2,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料と節12委託料、訪問調査業務委託料の計上でございます。

その下、目2認定審査会共同設置負担金692万8,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております介護認定審査会の負担金でございます。

9ページに移ります。款2保険給付費でございます。項1介護サービス等諸費は、要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費3億6,496万8,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、給付実績を勘案した計上でございます。

目2特例居宅介護サービス給付費10万円は、介護認定申請から認定まで一定期間がかかりますが、急を要する場合等申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

3段目の目3地域密着型介護サービス給付費1億5,542万4,000円は、認知症対応型グループホームや小規模デイサービスを利用されております方への給付費で、前年度に比べ189万1,000円の増額計上でございます。

目5施設介護サービス費3億8,318万4,000円は、施設に入所している方への給付費で、前年度に比べ1,751万9,000円の増額計上でございます。実績を勘案した見込額でございます。

10ページをお開きください。目9居宅介護サービス計画給付費4,815万6,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付費でございます。

2段目、項2介護予防サービス等諸費でございますが、これは要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます。サービス内容はほぼ同様でございます。

11ページに移りまして、下段、項3高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金 が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目1高額介護サービス費は、要介護1から5の方に対するもので2,052万円の計上でございます。

12ページをお開きください。2段目、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス

費は、施設入所やショートステイを利用したときにかかる保険対象外の食費、居住費、滞在費について、低所得層の方の負担を軽減するためのもので、2,636万4,000円の計上で、実績を勘案した見込額でございます。

13ページに移ります。中段、款3地域支援事業費、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2に認定された方や生活機能の低下が見られた方が生活介護などのサービスを利用した際の費用やケアマネジメント業務にかかる費用で、1,737万7,000円を計上いたしました。

下段から、次ページ上段にかけて、項2目1一般介護予防事業費は781万1,000円の計上で、主なものは節7報償費164万9,000円、14ページに移って、節12委託料433万1,000円で、らくらく健康塾、ふれあい広場などの介護予防事業の中心的な予算でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターが行います相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,609万9,000円は、地域包括支援センター職員の人件費、事務経費の計上でございます。

17ページをお開きください。款7予備費でございますが、969万9,000円の計上でございます。

18ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。



◎議案第21号の説明

○議長（林 豊議員） 日程第4、議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえ、歳入歳出それぞれ1億7,777万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,777万9,000円で、前年度に比べて96万7,000円の増額でございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。

予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1及び目2合わせまして1億3,513万7,000円で、前年度と比べて24万円の増額でございます。なお、保険料につきましては、均等割、所得割ともに前年度と同じでございます。

下から2段目、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金267万7,000円は、町の事務費に係る繰入金でございます。

その下、目2保険基盤安定繰入金3,786万1,000円は、低所得者に係る保険料軽減額分でございます。

4ページをお開きください。最下段、款5繰越金、項1繰越金は、183万7,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費133万8,000円は、主に資格確認書を送付する費用でございます。

下から2段目、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,306万円で、前年度と比べ7万2,000円の減額でございます。

6ページを御覧ください。款4予備費でございますが、184万円を計上いたしました。

以上、議案第21号の説明とさせていただきます。

_____ ◇ _____

◎延会について

○議長（林 豊議員） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎次会日程の報告

○議長（林 豊議員） 次会日程の報告を行います。

明日7日は、午前10時から本会議を開き、提出議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

_____ ◇ _____

◎延会の宣告

○議長（林　　豊議員）　本日はこれをもって延会いたします。

延会　午前１１時２３分

令和7年第1回皆野町議会定例会 第3日

令和7年3月7日（金曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第22号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 令和6年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号 令和6年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号 令和6年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度皆野町一般会計補正予算（第5号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第1号 教育委員会委員の任命について、説明、質疑、討論、採決

1、同意第2号から同意第15号 農業委員会委員の任命についての説明

1、同意第2号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第3号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第4号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第5号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第6号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第7号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第8号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第9号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第10号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第11号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第12号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第13号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第14号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、同意第15号 農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決

1、議員提出議案の報告及び上程

1、発議第1号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉　　会

午前 9時59分開議

出席議員（12名）

1番	新井健司	議員	2番	倉林郁雄	議員
3番	黒澤広治	議員	4番	大塚鉄也	議員
5番	林太平	議員	6番	常山知子	議員
7番	若林光雄	議員	8番	新井達男	議員
9番	林豊	議員	10番	四方田実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒澤栄則	副町長	長島弘
会計兼 管理 兼 会計課長	吉岡明彦	教育長	新井孝彦
総務課長	新井敏文	企画財政 課長	嶋田政則
参事兼 町民生活 課長	梅津順子	福祉課長	青木陽子
健康 こども 課長	太幡和也	税務課長	橋本賢伸
産業観光 課長	三橋博臣	建設課長	若林直樹
教育次長	白石純一		

事務局職員出席者

事務局長	山田	書記	黒沢倫之
------	----	----	------

◎開議の宣告

(午前 9時59分)

○議長（林 豊議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（林 豊議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第1、議案第18号 令和7年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は6日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

4番、大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） 何点か質問をお願いいたします。

ページ数13ページの項2県補助金、目5節1教育総務費県補助金について、もう一度説明をお願いいたします。

続いて、15ページ、款19項1目1給食費、新・給食センターについてなのだろうけれども、これも説明をお願いいたします。

また、ページ数27ページの節14防犯カメラ設置工事について、20か所と聞きましたが、どの辺に設置するのか、分かる範囲でお願いいたします。

ページ数28ページ、節12地域公共交通計画アドバイザーについては、アドバイザーの方が会議に出席するか。また、どのようなアドバイスをいただいているかを説明をお願いいたします。

ページ数27ページ、節12地域おこし協力隊についてなのですが、現在の事業と今後の事業を教えてください。

ページ数40から41にかけて、節18埼玉県障害者スポーツ協会について、ちょっと説明をというか、どのような組織でか教えてください。

ページ数47ページ、節18子ども食堂運営費補助金について、現在の状況と、あとは高齢の方も何人か来ていると聞きましたので、その人数的とか分かったら教えてください。

ページ数62、節18秩父音頭まつり補助金について、今年というか今度の秩父音頭まつりはどのような方向性で考えているかを教えてください。

あと、その下のページ数63のポピーまつりの方向性を教えてください。外来種の雑草の対策と

か、どのように解決したのか教えてください。

ページ数69ページ、款9 消防費、OB隊の補助金はどこにどのようにしているのだから、ちょっと教えていただきたいです。

ページ数95ページ、節14浄化槽汚泥全量引抜工事費、どのような工事だから教えてください。

最後に、大綱のページ数4の⑤、皆野町にぎわい創出補助金、イベントなど実施に関する団体に対する補助金とありますが、今まであるやっている団体と、また新たにイベントを行う団体と一緒にのだから。聞きたいのは、各地域のお祭りに対しても対象になるか、その辺を教えてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（林 豊議員） 大塚議員にちょっと確認いたします。

先ほど27ページで地域おこし協力隊の件で質問があったのですが、27ページではない、2つあったのですけれども、3つ目に地域おこし協力隊というのがあったと思うのですが、別のページでは……

○4番（大塚鉄也議員） 28です。

○議長（林 豊議員） 28の目7だね。

○4番（大塚鉄也議員） 28ページに地域おこし協力隊が2つ出ているのですが、今の地域おこし協力隊の活動内容と今後の活動内容をちょっと知りたいので、教えていただきたいです。よろしいですか。

○議長（林 豊議員） はい、結構です。ありがとうございます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文） 4番、大塚議員からご質問をいただいた総務課分の質問について答弁をさせていただきます。

まず、27ページの防犯カメラの設置工事の関係でございます。これにつきましては、町内に20か所設置するという予算でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として充当する予定でありまして、設置箇所につきましては、これから検討する予定であります。これまでも行政区、また各小学校の保護者等からもそういった設置をしていただきたいという要望がございますので、そういった地域の意見を十分に踏まえた上で、設置のほうは、場所については決定をしていきたいというふうに思っております。

それから、同じく27ページの公共交通のアドバイザーの関係でございます。アドバイザーにつきましては、福島大学の吉田教授をお願いをしております。会議への出席をしているかということでございますけれども、これまで公共交通の検討委員会、また法定の協議会、これらを開催しておりますけれども、こういった会議にも出席をいただいております。ただ、非常に多忙なスケジュールでございますので、都合がつかないときにはオンライン等でも可能な限り参加をいただいております。また、アドバイスの内容でございますけれども、この検討を始めるに当たりまして、当初こういった形で検討を進めたらよいか、その方向性等についてまずご指導いただいております。それから、会議の中でも、具体的なバスの再編ですとかデマンドの導入ですとか、そういった他自治体の事例等がありますので、そういった例を参考にいろいろなご指摘、ご指導をいただいているという状況でございます。

69ページのOB隊の補助金というご質問でございますけれども、OB隊につきましては、基本的に無償となっておりますので、OB隊に対する補助金としてはこの予算には計上してございません。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） 大塚議員の質問にお答えいたします。

まず、28ページ、地域おこし協力隊の現在の活動と今後についてということについてお答え申し上げます。現在、本町には、産業観光課所管では2名協力隊がおります。それぞれ共通の任務といたしましては、移住相談であるとか町の地域おこし、地域づくり、人づくり、そういったものを共通の任務として、それぞれの任務と併せて日々活動してございます。これまでイベント関係といたしましては、みなフェスであるとか町の観光イベントへの協力、それから移住相談、それから移住相談センター、みなのんちという愛称がございすけれども、こちらに週に1回ずつそれぞれ駐在をしまして、移住相談を受けるというようなことも通年で活動してございます。また、今後につきましては、当課所管のもので申し上げますと、現在活動中の2名のうち1名を商工関係で残しまして、そのほか観光系、それから農業振興系で1名ずつ、7年度に新規の採用を予定してございます。昨日の企画財政課長の説明にもございましたとおり、地域おこし協力隊、いろいろな課に来年度以降、配置をする予定でおります。当課につきましては、今申し上げたとおり、現在いる2名のうち1名足す商工、観光プラス農業振興ということで考えております。

続きまして、62ページ、秩父音頭まつり補助金に関して、今後の秩父音頭まつりの方向性というご質問でございました。こちらにつきましては、昨年の音頭まつりを実施する際、実行委員長であります町長からも、5年ぶりの開催でいろいろな課題は出るであろう。しかし、その課題を洗い出して改善につなげるため、あえて今までどおりにやるのだということもありました。そこで上がってきた課題を、当課としても事務局の商工会とともに検討してまいりました。また、参加者、係員として従事していただく方にもアンケートを実施して、どんなところが課題だ、あるいはこの秩父音頭まつりはどんなところを目指すべきかということについて意見を頂戴しました。その結果、こちらで検討したところ、それからアンケートの答えでも、町民が楽しむお祭りであるべきだという意見が多く、また実行委員会の中でも、そうあるべきだということで、方向性はある程度持ってございます。今後、参加者、踊りに参加する方、それから実行委員として従事する方、そしてそのお祭りを見に来る方、お祭りに携わる全ての方が楽しむためのお祭りにするにはどうしたらよいかということで、各関係者を集めて意見を頂戴したいということで、今月下旬に第1回目の会議を予定して、皆様からご意見を頂戴する予定でおります。いずれにしても、大きな方向性としては、参加者を含め全ての方が楽しめるお祭りに、よりしていこうということで考えております。

続いて、ポピーまつりの補助金について申し上げます。ご承知のとおり、令和7年度のポピーにつきましては、実施を見送るということで既に決定しお知らせをしているところでございます。この1年間休止をする理由でございますけれども、これまで繁茂してきた雑草対策を万全にすること、それから連作障害が起きていると思われるので、その対策をしっかりすること、そのために1年間休止するというようにしてございます。この間、お休みをしている間の取組ですけれども、雑草対策として適切な農薬の散布、それから牧場におきまして土質調査も実施いたしまして、より適切な農薬、肥料等を散布、施肥をいたしまして、きちんとポピーの咲く場所の養生をしたいと考えております。そして、通常どおり今年の秋には種をまいて、来年の令和8年度には従前のようなきれいなポピーを咲かせたいと考えてございます。そうした種であるとか肥料代、そういったもの、会場整備に係る費用、また観光宣伝費等を含めた金額を本町と東秩父村で折半した金額が当初予算書に計上をされているところでございます。

最後に、予算大綱からのご質問でございます。にぎわい創出補助金の内容について申し上げます。にぎわい創出補助金につきましては、昨年令和6年の第2回定例会の補正予算におきまして、予算をつけてい

ただき実施をしてきたところでございます。この補助金の趣旨は、商工業あるいは観光の振興につながる新規の取組について補助金を交付するというものでございます。今回、大綱にのせておりますものは、基本の骨組みはそのままですが、現在のところ、利用件数が1件にとどまっているという実態を鑑みまして、これまで3分の1だった補助率を4分の3にまで引き上げ、より活用しやすい補助金としているところでございます。お尋ねの中にありました各地域の祭りに使えるかということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、商工業、観光業の振興につながる新規の取組に対してということですので、既存のお祭りそのものに適用することはできないと考えております。あえて、あくまでそれに関連する商工業、観光業の振興につながる新たな事業の取組であれば対象になると考えております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 4番、大塚議員からの質問にお答えいたします。

47ページ上段の子ども食堂運営費補助金、こちらの実績についてでございます。まず、この補助金ですが、子供の孤食の防止、居場所の確保、世代間交流を目的としました事業を実施運営する個人または団体に対し補助金を交付しているものでございます。実績ですが、現在令和5年12月から月1回、総合センターにおきまして、み～なちゃん食堂が開催されております。中学生以下無料、高校生以上が200円ということで、毎回80食から100食が提供されております。そのうち高齢者につきましては3割程度、20人から30人と聞いております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 4番、大塚議員からの質問のうち、40ページから41ページに係る負担金補助金及び交付金の中の、41ページ下のほうにあります埼玉県障害者スポーツ協会負担金についてお答えいたします。

こちらの協会は、埼玉県でスポーツに対して普及啓発に係る事業を行う組織立っている協会でございます。県内の各自治体が特別会員の会費として年額6,000円を支払っているものでございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 続いて、教育所管分、お答えいたします。

まず、予算書の13ページ、款16県支出金、項2県補助金、目5教育費県補助金、節1教育総務費県補助金、内容が埼玉県公立学校情報機器整備事業費県補助金2,306万3,000円についてでございます。こちらは、現在、小中学生に1人1台充てておりますタブレット端末、こちらの更新のために対してお交付される県の補助金でございます。内訳といいますか計算式を申し上げますと、まず1台当たりの補助基準額という単価が5万5,000円示されております。それに予定台数は629台を掛けまして、県の補助金はその3分の2が補助額となっております。そういった内容でございます。ですので、残りは町負担ということになります。

続きまして、予算書の95ページになります。款10教育費、項6保健体育費、目3温水プール費、節14工事請負費の浄化槽汚泥全量引抜き工事費212万9,000円についてでございます。過日可決いただきました勤労福祉センターの運営終了後に、その施設の浄化槽の汚泥を文字どおり引き抜きを行うものでございます。令和7年12月をもって運営終了ということですので、その終了した後にこの工事を見込んでおります。これについては、保健所の指導も仰ぎまして、こういうふうにするというふうなご指示もいただいたところ

でございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。それでは、もう一度、再質問をさせていただきます。

タブレットに関しては、タブレット端末、不具合のあるものが出ているのでしょうか。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） お答えいたします。

台数については把握できておりませんが、これまで使ってきた端末、不具合出ております。先ほど申し上げた台数の中には予備機の方も含まれておりまして、今現在使っている端末の中で既に予備機が枯渇状態になっているぐらい、発生するものだと認識しております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 4番、大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

次に、OB隊の件ですが、消防団員の人員不足という問題で、OB隊が結構活躍されていると思います。

そのOB隊が活躍をしやすいするにはどのような方法があるのですか、ちょっとよろしくお願いします。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

OB隊につきましては、これまで消防団員の後方支援という形で、あくまでも団員の補助的な活動ということに重点を置いて活動してまいりました。ただ、昨今団員の減少、また高齢化というのが非常に問題になっております。そうしたことから、消防団全体の消防力の強化をどう図っていくかというところが課題になっております。豊田団長ともお話をしておりますけれども、例えばOB隊をもう少ししっかりとした活動ができるような機能別分団として位置づけたらどうかという話も出ておりますので、今後はそういった再編、OB隊のさらなる活用ができるような形での消防団の再編を検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。私も何人かの団員と話しして、やっぱりOB隊が出るのが、条例にちょっと引っかかるという関係とか、皆野町の消防団に対する条例が、昔からの条例でちょっと改善できればなという意見も聞いております。昨日の議会でも、言葉悪く言うと条例違反という言葉が2つ出て、一つの監査に関することでは、もう昭和44年なんて私や総務課長が生まれた次の年の条例であります。もう55年以上たっているような条例、せっかく町長が若くなり柔軟性がいいのだから、そういうところを精査して、条例を見直すというのも一つの手だと思います。町長、その辺は、条例に関してはどのように考えています。

○議長（林 豊議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 4番、大塚議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

今、総務課長から回答申し上げたとおり、団員の不足を今OB隊員、今ある資源、人材を活用して、より柔軟に対応していこうということがございました。それに対して条例等がハードルになっているとか支障になっているという部分があれば、法律等に抵触しない範囲の中でしっかりと対応してまいりたいと

思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） どうもありがとうございます。秩父音頭に対しても、昨年の実行委員会では数多くの会議を開いて、よりよいお祭りをという方向性で終わり、まだ実行委員会1回、先ほど説明がありましたアンケートの回答だったと思います。今月の終わりにまたスタートするのであらうと思いますが、しっかりといい方向性で秩父音頭も盛り上げていきたいと思います。

また、今回の予算で大分大きな金額が出ております。このタイミングではなく、事前に説明をしていただいたり、内容の何か話があればなと感じております。議会もスムーズな議会にするためにも、事前な説明をお願いいたします。

以上、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 2番、倉林です。よろしくお願いいたします。

説明書の3ページをよろしくお願いします。歳入の件です。款1町税、項1町民税、目1個人、節2滞納繰越分、それと引き続きまして、同じく目2法人、節2滞納繰越分についてお伺いします。

まず、1の319万円、滞納繰越分について、滞納先件数について教えてください。

2、滞納者における最年長経過年数は何年か教えてください。また、町内外に別にあるのかお伺いいたします。法人について、法人先は何社あるのか教えてください。もう一つ、事業は現在稼働しているのかお伺いいたします。

同じく、同ページで、款1町税、項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分、家屋、同じくその下へ行きまして2滞納繰越分、こちらの分については、前年比588万6,000円の増加というふうに見られておりますが、人口減少の中、新築増築件数の見込みとする要因は何か教えてください。

下の300万円についての滞納繰越分、空き家、相続税等が一部要因があるのかお伺いいたします。

ページ数4、款4配当割交付金、項1配当割交付金、節1配当割交付金、それと同じくなのですが、その下の株式等譲渡所得割交付金と、節1株式等譲渡所得割交付金についてお伺いします。この項目においては、投資家の増加と見られるのが現状と思われますけれども、現在、埼玉県における金持ち偏差値では、皆野町は全市町村に比べて下位から2位、62位の39.2、全国で1,125位でございます。人口減少が進む中で富裕層が減少している中、増加となる要因は何か教えてください。

同じく5ページ、款8ゴルフ場利用税交付金、項1ゴルフ場利用税交付金、目1ゴルフ場利用税交付金、節1ゴルフ場利用税交付金、これに関しまして、現在皆野町のゴルフ場については2つあると思いますが、秩父国際、ミッションヒルズ、利用税1から8までありまして、この2個については、利用税は300円が県に納付されると思います。そのうちの7割が210円、これが116万7,000円を増やすためには年間185名の増加が見込まれると思いますが、当観光事業としての業者との宣伝アピールが必要と思われますが、何か対策の考えがあるのかお伺いいたします。

ページ数29、款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算費、次のページに行きます。節17パソコン購入費についてなのですが、これは新規代替の購入かを確認をしたいと思います。また、パソコンは何台分なのか教えてください。

ページ数47、款3民生費、項2児童福祉費、この中で、一番上にあります物価高騰対策子育て応援給付

金2,184万円について、児童2万円というふうに聞いていますが、児童は何歳から何歳までの子供が対象なのか教えてください。あと、件数についても確認をしたいと思います。

ページ数58、款6農林水産業費、項2林業費、節12委託料、この中で、目2林道整備費の林道環境美化委託料14万8,000円について、委託先作業として何をするのか教えてください。

ページ数75ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節17備品購入費とありますが、小・中学校児童生徒用タブレット端末機の購入4,403万円、これについて更新分とあるが、耐用年数の経過によるものなのか、小中学校で何台購入か確認をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） 2番、倉林議員のご質問にお答えいたします。

予算書3ページ、款1町税のうち、個人住民税、滞納繰越分について、まず人数でございますけれども、79名でございます。この内訳は、町内在住の方が58人、町外の方が21人でございます。最も古いものというところでございますけれども、平成8年度の課税の分がこのうち最も古いものとなっております。

続きまして、法人住民税の繰越分、事業者の数でございます。4社でございます。この4社は、現在稼働中でございます。

続きまして、固定資産税の現年分、家屋の増の要因ということでございますけれども、昨年中に新築となった家屋、こちらが、家屋の調査をさせていただきまして27棟ございます。この内訳は、住宅が16棟、住宅以外で11棟でございます。店舗ですとか倉庫、こういったものでございます。固定資産税の滞納繰越分、空き家、相続の未済等が原因があるかというようなご質問でございますけれども、相続ができない等で滞納となっている案件は、なくはございませんけれども、多くない状況で、このような場合ににつきましては、町で相続人を調査いたしまして、相続人に固定資産税をお願いをするといったことで対応をしてございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 2番、倉林議員のご質問にお答えいたします。

29ページの電子計算費、次の30ページになりますけれども、備品購入費の職員パソコン購入費でございます。これにつきましては、職員の情報系のパソコンの更新を行うものでございまして、今年度更新を行ったその残り分ということになります。台数といたしますと50台を予定してございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） ご質問にお答えいたします。

4ページから5ページにかけまして、款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、これらの増額の要因についてのご質問にお答えいたします。これら2つの交付金につきましては、どちらも埼玉県が一括徴収したものを市町村に配分するものとなっております。それぞれ株の配当所得、それから株の譲渡所得に対して課税されるものでございますので、これら埼玉県からの積算の見込みの資料に基づきまして増額を見込んだものでございます。近年の株取引の活発化、そういった社会情勢の状況によりまして増額傾向にございます。こうしたことから、令和7年度においても一定の増額を見込んでおるものでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） 続きまして、産業観光課所管、関係があるところについてお答え申し上げます。

5 ページのゴルフ場利用税交付金でございます。ご質問の中に、観光としてPRをしているかというお尋ねがございました。現在のところ、ゴルフ場について町の観光施設として扱ってのPRというのは特段行っておりません。現在、ゴルフ場2か所については、観光協会の会員に入っておられないということもございますので、今後、観光協会への入会等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） お答えいたします。

ページ47ページになります。47ページ上段です。節18負担金、補助及び交付金の中の物価高騰対策子育て応援給付金2,184万円になります。こちらは、物価高騰の影響を大きく受ける子育て世帯を支援するため、児童1人当たり2万円を給付するものです。対象につきましては、児童手当の支給対象者、0歳から18歳、計1,092名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 建設課長。

○建設課長（若林直樹） 続いて、建設課所管の事業について説明をさせていただきます。

58ページ、目2、林道整備費、そのうちの林道環境美化委託料の業務内容でございますが、こちらは大字三沢地区の林道新美の山線の除草作業の業務委託料でございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 続いて、お答えいたします。

予算書の75ページ、款10教育費、項1教育総務費、目が事務局費、節17備品購入費の小・中学校児童生徒用タブレット端末購入費4,403万円についてでございます。まず、1つ目、耐用年数ですけれども、このタブレット端末、令和3年度から使用してございまして、令和7年度で5年を経過します。これによりまして入替え、更新を行うものでございます。

2つ目、台数のご質問ですけれども、児童生徒分、小中の内訳、申し訳ございません、控えてございませんけれども、児童生徒分が547台を見込んでおります。それに予備機の考え方が、その台数の15%というふうな係数で掛け合わせておりまして、それが82台ということになります。合わせまして629台を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 一通り答弁は終わったようですが。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 3ページの各法人税、個人の滞納分について、こちらのほうは督促状況はどのようになっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） 再質問にお答えいたします。

税の督促でございますけれども、納期限が過ぎまして20日、一定期限内に納税がない場合には督促状を
発布してございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 分かりました。ありがとうございました。

5ページのゴルフ場利用税について、ぜひともこれは町にとっては大きな財源になると思いますので、
一日も早く観光のほうの組合というような形が、交渉が取ればいいのかと思います。また、町のホーム
ページにも入れて、特にミッションヒルズについては、宿泊のできるいいところだと思います。特に夜
景なんかいいと思いますので、そういうのも観光の中で町もどんどん取り入れたほうがよろしいかと思
いますので、ぜひこれは積極的に推進をお願いしたいと思います。

それと、議長、すみません、何点かちょっと質問をしそねたのですけれども、2つばかり追加でよろ
しいでしょうか。

○議長（林 豊議員） どうぞ。

○2番（倉林郁雄議員） ページ数15、款18寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税、節1ふるさと納税、
こちらのふるさと納税には増額130万円とあるのですけれども、前年同様に返礼品として何か前年に比べ
て増加があるのか、お伺いをいたします。

それと、69ページ、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節7報償費、こちらの消防団の退職
金なのですけれども、今年度、退職者状況について、もしお分かりになれば教えてください。

以上2つ、追加でございます。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

69ページ、消防費の退職報償金500万円計上してございます。この退職報償金につきましては、今年度
末で退団をした団員を対象に、来年度7年度において支払いをするものでございます。現時点において、
まだ退職の届け等が出ておりませんので、人数については、今現在では確定をしてございません。こ
れまでの実績を踏まえて500万円計上してございます。ちなみに、令和6年度の退職者に交付いたしまし
た人数につきましては6人となっております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） ご質問にお答えいたします。

予算書15ページ、款18寄附金の中のふるさと納税、こちらが130万円の増額を見込んでおります。こち
らの増額の要因につきましては、現在、町のほうでもふるさと納税につきましては貴重な財源ということ
で取り組んでございます。そうした中で、返礼品といたしましては、新たに町の中で創業された事業者で
すとか、返礼品の中でも、特に体験型の返礼品のほうに力を入れてございます。町の中で実施されるトレ
イルランニングのイベントですとか、そういったイベントの参加費もふるさと納税の対象の商品となる
ということで、こういったメニューを増加をいたしまして寄附額のほうも増えているという状況でございま
す。そうしたところから、予算上も130万円の増額を見込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） どうもありがとうございました。私の質問は以上で終わります。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

3番、黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） 3番、黒澤です。皆野町予算大綱の中から2点ほどお伺いいたします。

2ページの（2）、生活環境の整備の中から、③の行政区への草刈り費用補助が対話から事業化されたということで載っておりますが、地域の草刈り事業を行政区単位で行った場合、年度内に2回、限度として、1回につき1万円の上限を交付するということになっております。これは、行政区においてもその草刈りしている面積、あるいは町道の距離によってもかなりの差があるかと思うのですけれども、これは一律上限1万円ということか、ちょっとお伺いします。

次に、2点目、④の小規模水道水質検査の拡充363万8,000円、これは有害物質とされるPFAS等の検出検査を追加するということですが、それは大変いいことだと思います。この水質検査の項目が、現行の水質検査の1項を追加されるということだと思います。皆野町には小規模水道設備、12組合ですか、あると伺っております。この水質検査が1項追加されることにより、今までの現行の水質検査料がかなり増加、追加されるのか、お伺いしたいと思います。

以上2点お願いいたします。

○議長（林 豊議員） 建設課長。

○建設課長（若林直樹） 3番、黒澤議員の質問にお答えいたします。

予算大綱の2ページ、生活環境の整備の中の行政区への草刈り費用補助についてお答えいたします。こちらにつきましては、事業の要件といたしまして、延長300メートル以上、こちらの除草をした場合に、すみません、こちら上限1万円と記載させていただいているのですが、予算をつくっている段階では上限と考えていたのですけれども、一律1万円というふうに現在考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子） お答えいたします。

予算大綱4番、小規模水道水質検査の拡充についてでございますが、こちらは、現在は県の自家用水道条例に定められた検査については、小規模水道組合に2分の1の負担をさせていただいておりますが、こちらのPFASの検査につきましては、県条例で定められた検査ではないため、来年度につきましては、町が全額負担する予定で、組合のほうの負担は求めておりません。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） どうもありがとうございます。行政区の草刈りの補助が一律ということでお伺いをいたしました。できれば各行政区においても草刈りの距離が2キロ、3キロぐらいあるような行政区もでございます。そうした中で、一応一律ということになると、差が出るということも変でございますが、そういうところも少し今後考えていただけるかどうか、再質問させていただきます。

○議長（林 豊議員） 建設課長。

○建設課長（若林直樹） 質問にお答えいたします。

こちらの要綱につきましては、来年度4月1日から施行されるものでございます。まだ始まっていない事業でありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） ありがとうございます。ぜひ今後検討をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、小規模水道検査のほうの再質問で、小規模の水道組合は、この水質検査を維持していく中で、かなり負担が、一番大きい負担金だと思います。負担がかかる金額になっております。できれば水質検査に必要な最低限の項目等で今後検査をしていただき、もしそれでも済まないというか、やはりこれだけの負担がかかってくるわけでございます。1回の検査に町の補助金2分の1をいただいても、かなりの金額がかかります。必要最低限の水質検査の項目で済むように今後検討していただけるかどうか、お伺いいたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子） お答えいたします。

水質検査につきましては、現在も県の条例で定められた最低限の検査項目を実施しております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 黒澤広治議員。

○3番（黒澤広治議員） 分かりました。もう県のほうのあれで決められているのでは、それ以上のことは、少なくできるとは思えませんが、ぜひ補助金の2分の1をもう少し増額できるよう、今後検討をしていただくをお願いいたしまして、終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。本年度の予算書を頂きましたけれども、ちょっと納得いかない点が非常に多いので、ご質問したいと思います。

まず最初に、この予算計上に当たって、給食センターについては2回全員協議会も開いて説明を受けてきて、今回は、設計が終わって予算計上するについて、仕上がったら何ら議会にも一言も音沙汰ない。これは議会無視も甚だしい。

それと、先ほど大塚議員からも出ましたけれども、大きい事業もかなりあるわけです。特に防災無線とか。そういうことについても、防災無線については3年間で5億円も更新にかかるということなのです。それらについても何ら一つ議会前に説明もない。それで予算を計上してきた。これについて、まず副町長に、何でこういう形で計上してしまったのか、答弁を求めます。

それでは、質問に入りたいと思います。まず最初に、防災無線について、3年間で約5億円をかけて、本年度は1億7,000万円だという高額な事業でございます。これについて、まずはどういうことをやって5億円もかかるのか、これについて説明を求めたいと思います。

それと、今ある防犯施設について、私の住んでいるところなんかは、うちの中にいるとほとんど聞こえない。何を言っているか分かりません。こういった施設に更新という形で5億円もこれからかかるということについて、総務課長に内容の説明を求めます。

それでは、細かい事項に入る前に議長をお願いしたいのですが、先日、総務課長にお願いして、現在使っている防犯施設の利用状況等について調べていただいて、コピーを頂いておりますので、議場の皆さんにひとつ配付をしていただきたいと思いますと思いますが、取り計らっていただきたいと思います。

○議長（林 豊議員） 防災無線の利用状況ですよね。

○12番（宮原睦夫議員） そうそう。

○議長（林 豊議員） 許可いたします。

○12番（宮原睦夫議員） では、お願いします。

○議長（林 豊議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 0 0 分

再開 午前 1 1 時 0 0 分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 配付をいただきましてありがとうございました。質問の参考にしたいと思いで、配付したのを見ていただくとおり、防災について利用状況、防災関係だけですと、一昨年が6回、年です。それで、昨年度は3回という報告書が出ているわけでございます。あとは、ほかにいろんなことに防災無線を利用していますけれども、これについて絶対駄目だということではないのです、私も。最終的には4年前、私は文化会館の電気工事について5,000万円の予算計上をしたわけです。それにもかかわらず、必要ないのではないかとということで、執行部と協議してやめた事項もある。今回もこの防災無線、使えるものであれば壊れるまで使ったらどうかという考えも一つあるわけです。それと、5億円も更新に金がかかるのだったら、東秩父でもこのタブレットの形でやっている。また、新しい形としてはスマホも大変充実してきているわけです。これらを利用して考えたらもっと安くこの事業ができるのではないかと私は考えておりますが、その辺について執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊について、本年度は約7,500万円の予算計上をされているわけでございます。この事業については、国からの全額補助でやっている事業でございます。補助金についても利用方法、何でも補助事業をやればよいというものではないのです。一昨年のみかも山のお茶葉の事業があったでしょう。あれについてだって、私は100%駄目だからやめろと言った。そうしたら案の定そうでしょう。1,700万円、町の持ち出しが300万円。それで何一つやっていないでしょう、現在。そういうこともあるので、補助事業については慎重に取り組んでいただきたい。それで、この地域協力隊についても、またデジタルラボ事業等についても、私は何をやるのか。やって町に対して何の効果があるのかよく分からない。これらについて課長の取りあえず答弁を求めます。

次に、地域おこし協力隊、31ページです。650万円の計上がされておりますが、この内容等について。また、これは昨年度もやっていると思いますので、どういう効果があったのかお尋ねをしたいと思います。

次に、92ページ、給食センターの解体の予算設計費として440万円計上しておりますが、これについては業者に設計をさせるということでございますが、解体の工事費ぐらいだったら町の建設課だってこのぐらいの設計できるのではないですか。昨日、教育長と話した中では、今度建設課とプロジェクトチームをつくったということでございますが、このプロジェクトチームというのは何を、どういう人たちが関わり合って今後やっていくのか、この説明もお願いしたいと思います。

それと、次の給食センターについて、今まで2回、先ほど申し上げましたけれども、2回も全員協議会

で議会にも説明してきたわけです。設計ができたなら何で議会に話もしないのですか。新井教育長、どういう考えを持っているのか、まずはお聞きしたいと思います。

あと、設計ができたなら、この中二階の問題も私は指摘してあると思うのです。そういったことについて何らひとつ回答もないのです。予算で6億円本年度は計上しました。まだ来年もかかるわけです。私の聞いたところで10億円からかかると。そういった重要な町の一番大きい事業について、議会に説明しないのはどういうわけなのですか。これは議会無視も甚だしい。

次に、温水プールについて、この温水プールについては一昨日、廃止の方向での可決ができたわけでございます。私は20年来、この温水プールは早くやめるべきだと言ってきたわけでございます。今回の執行部の方針について、やめる方針について、町長をはじめお骨折りいただきました皆さんに対して心から感謝を申し上げます。それと、議員各位にも、賛成をしていただきました皆さんに改めてお礼を申し上げさせていただきます。その中でまだ、やめるにもかかわらず、講師の謝金115万円、あるいはセンター運営委員会、これは金額が少ないですけれども、なぜこんなことが必要なのですか。もうやめるのだったらしっかりやめてしましましょうよ。

それと、95ページ、施設利用補助金として259万円の計上をしてございますが、これについての説明をお願いします。

以上6点について質問を申し上げます。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 12番、宮原議員からのご質問にお答えいたします。

新・学校給食センター並びに防災行政無線につきまして、多大な費用にもかかわらず、議会無視も甚だしいというご質問でございますが、今回、給食センターにつきましては、これまで2回全員協議会を開催させていただきましたが、その内容と変更がないということで予算を計上させていただきました。

また、防災行政無線につきましては、平成24年から初期投資をして行った更新事業でございますので、更新ということで新規ではなく、その時点で議会の皆様のご同意をいただいたという事業の更新でございますので、計上させていただきました。

しかしながら、議員さんご指摘のとおりのことと考えられますので、今後予算計上するに当たりましては、しかるべき時期に、議員の皆様へ情報提供するように努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） お答えいたします。

先ほど事前に説明がなかったというご指摘をいただきましたけれども、今、副町長が申し上げましたように、事業内容の大きな変更はなかったということでございますけれども、実際に予想はできましたけれども、建築工事費が高くなったということで、より細かい説明の機会を確保しなかったという点では、大変申し訳ないというふうに思っております。今後、入札あるいはまた最終的に本契約を結ぶ議会等がございすけれども、その前にしっかりと全員協議会等で説明をしていきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 防災行政無線の関係についてお答えさせていただきます。

まず、事業内容ですけれども、先ほど副町長も申し上げましたが、現在の施設につきましては、24年、25年度の2か年で計画をし実施をしております。さらに難聴地域等があることから、26年に追加で子局設

備を増設しております。現在の施設の概要ですけれども、役場の庁舎内に親局設備がございます。これは、操作卓を中心としてそこから情報を発信をするという装置でございます。それから、町内は山間地域でございますので、非常に電波の通りが悪いということで、美の山の山頂に中継局が1か所ございます。さらに、町内に71か所子局設備、スピーカーから放送を流す設備がございます。そのうちの1局、三沢の峰地内にはさらに再送信子局といまして、美の山からの電波を再度受けて三沢地内に流すという施設でございます。そうした施設のにも複雑な構成になっておりますので、そういったことから今回更新費用も多額に上っているとご理解いただければと思います。総額では5億3,350万円を予定してございます。これにつきましては人件費の高騰、それから資機材の高騰等が要因となっております。

また、壊れるまで使用したらどうかということでございますけれども、今回更新しますのは、今言った設備関係で、子局の柱等についてはそのまま使えますので、これについては現状をそのまま使わせていただくという予定であります。

また、近年のスマホの普及に伴いまして、そういったものの活用ができるのではないかとということで、資料のほうには東秩父の情報、分かる範囲内で書かせていただきました。東秩父も1,000世帯で構築費が3億円かかっているということになります。今後こういった方法がいいか町としてもしっかり検討しなければいけないと考えております。ただ、国のほうからは、災害時にしっかりと町民に情報が伝わるよう施設を維持管理していくことということで通知も来ておりますので、そういった面を考慮いたしますと、一定の時期を迎えた段階で更新が必要というふうに考えております。現状でも一部施設においては不具合が生じておりまして、沖電気に保守委託を頼んでおりますが、一部の設備については、今後部品等が調達できないということで、保守ができないということも言われております。そうしたことから今回、防災行政無線としての更新をしていくということで、町としても更新を決定させていただきました。議員さんご指摘のとおり、今後は先進地の状況ですとか国の状況を踏まえて、こういった設備を導入するのがよいか、引き続き担当としても研究検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 私のほうからは、ご質問のうち地域おこし協力隊、全体的なところ、それからデジタルラボみななの取組についてお答えいたします。

まず、予算大綱の（6）、地方創生・共創のまちづくりの推進の中の③、地域おこし協力隊の委嘱7,558万円でございます。こちらは、今回地域おこし協力隊の団員数といたしましては、現在の着任している隊員2名、こちらは継続でございます。この2名に加えまして、デジタルラボ所属の隊員として5名、それから各行政分野の課題に取り組む隊員として5名、合わせて12名分の隊員の予算を計上しております。これらの隊員に対する報酬、活動費、それからサポート経費、募集の経費など、総額といたしまして、予算大綱にございます7,558万円という予算を計上させていただいております。各隊員の予算につきましては、それぞれ該当の費目ごとに、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、それぞれの目的に分けて計上してございます。

続きまして、デジタルラボみななの取組でございますが、こちら予算書でいきますと28ページでございます。予算書28ページの12、地域おこし協力隊委託料の4,908万円、このうちデジタルラボ所属5名の隊員に対する経費といたしましては、2,950万円でございます。4,908万円のうち2,950万円。

それから、下の29ページでございます。29ページの節18負補交の中の2行目、地域活性化起業人負担金

590万円、こちら2つの予算を合わせまして3,540万円、こちらがデジタルラボみなもの運営に関する予算として計上してございます。デジタルラボみなものにつきましては、昨年補正予算にて予算を措置させて事業を開始をさせていただきました。取組といたしましては、全国的に人口減少に伴う働き手の不足などにより、デジタルを活用いたしました業務の効率化、そういったものが必要となっております。しかしながら、皆野町のような小規模な事業者が多い地域では、なかなかこの自社でデジタルの分野、業務の効率をよくしよう、紙からデジタルにして便利にしようというような取組がなかなか進まない状況でございます。また、各事業者でそこに対するコストも割くことが難しいという状況でございます。こうしたことから、民間資本によるデジタル会社を昨年10月に立ち上げていただきました。そこに、そういった民間企業と連携をしながら地域の事業者の課題の解決に取り組もうというところがデジタルラボの取組の目的でございます。国の財政措置のある地域おこし協力隊、隊員制度を活用して社員として働いていただくことで、人件費等のコストが削減できますので、地域の事業者の皆様が無償でデジタルの支援が行えるという取組でございます。この4月から3名の隊員につきましては、既に内定等出ておりまして決定しております。4月から3名の隊員と埼玉りそな銀行からの出向のデジタルの専門家合わせた4名で事業者に対するデジタルの支援を開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） 続きまして、お答え申し上げます。

ご質問いただきました予算書61ページの地域おこし協力隊の委託料に関連してでございます。こちらのページに記載してございます地域おこし協力隊の委託料につきましては、来年度新規で委嘱を予定をしている協力隊1名分ということになります。商工振興費に計上してございますので、商工業の振興、重点的に考えているところは情報発信、観光業についてもですけれども、町内の商工事業者、観光事業者の情報発信であるとか、インターネット上で検索に当たりやすくするような工夫であるとか、なかなか個人の事業者、中小規模の事業者では手が回らないようなところを手伝っていただくとともに、行く行くは町内の観光資源、あるいは事業所さんを使った外部からの誘客、観光ツアーの実施等も考えているところでございます。しかしながら、ご質問の中でありました効果ということに関しましては、こちらは今申し上げたのは今後委嘱を予定しているものでございますので、既に活動中の隊員について申し上げたいと思います。

現在活動中の2名の隊員につきましては、総務費の中の移住定住促進費というところで予算を措置して支援をしております。来年度につきましては、現在活動中の2名のうち1名は、その活動の趣旨が移住定住というところよりも、まちづくり、コミュニティに近いということで企画財政課のほうへ移管をして、1名のみが移住定住促進費に残るというような形になってございます。現在活動中の隊員でございますけれども、通年の取組としまして移住相談、あるいは、寄ってんべえみなものんちに駐在し、移住相談を受けたり、地域の人の輪づくりなどを行っていただいております。また、観光イベントもお手伝いをいただくとともに、これまでなかなか子供から高齢者まで、手に取っていただけるような皆野町にお土産がなかったところ、缶バッジであるとか関連のお土産品を作っていただく等、ご活躍をいただいております。また、人づくりというところで申し上げますと、みんなの部活というものを立ち上げたり、ミナノサミットというものも定期的に開催し、若い世代を中心に、これからの皆野町はどうあるべきか、こんな課題に対してどう取り組んでいったらいいかなどという話合いの輪を少しずつ広げていただいているところになります。効果というところで、なかなか数字に現れるものは難しいかもしれませんが、例えばみん

なの部活の活動のうちの一つ、片づけ部などの活動では、高齢者の居宅の片づけ等で大変助かったというような話も聞いております。ただ、これは本来、協力隊が常にその仕事をやり続けるということではなくて、地域の住民の皆様に、例えば独居高齢者が家の片づけができなくて困っているという課題があるということ、そして何人かが少しボランティアで力を合わせれば、その小さな課題が解決するというようなロールモデル、お手本を示してくれているような気がします。こういったようなものをどんどん広げていって、町民皆さんがそれぞれ地域で起こっている課題の解決に当たっていただけるような、そんな取組のスタートをつくってもらったのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） お答えいたします。

教育所管分についてでございます。まず、お言葉の中にありました新・学校給食センターのプロジェクトチームについて、その所掌範囲と構成メンバーでございます。このプロジェクトチームが所管いたしますのは、既に入札を終えておりますけれども、今年度の事業としての学校給食センター敷地整備工事、それから来年度以降計画しております本体建設工事、また現学校給食センターの解体工事、大まかにはこの範囲でございます。メンバー構成ですけれども、まず教育委員会事務局からは、これまで携わってまいりました職員が1名、それから建設課から3名の職員、そこがまずもってのメンバーでございます。そこに当然、建設課長、教育次長も随時報告を受け、また協議をしというところに加わってまいります。さらに加えまして、来年度の選定にはなりますが、設計監理業者、業者の人間もそのチームに加わって進捗を図っていくというふうな考えでございます。

次に移らせていただきまして、予算書の92ページ、款10教育費、項6保健体育費、目2学校給食費、節12委託料の中で、学校給食センター解体撤去工事設計業務委託料についてのご質問でございます。お答えいたします。この委託料ですが、令和8年度を予定しております現学校給食センターの解体撤去工事、そのための設計業務委託料としてでございます。この解体撤去工事は、国の補助金を財源の一部として想定してございます。国の補助金交付では、書類審査等、一連の手続の正確性が問われることから、その根拠となります設計段階から、業者委託による綿密な段取りが必要ではないかというふうに考えてございます。この委託業務については以上でございます。

次に、予算書94ページ、温水プールの関係でございます。目3温水プール費の節7報償費の中で、講師謝金の115万円についてのご質問でございます。中身といたしますと、幼児、小学生、また一般の方の水泳教室を見込んでいるものが大半でございます。終了するのというふうなご質問でございますけれども、かねてから申し上げたつもりではおりますが、運営している限りは、利用者の方に気持ちよく最後までお使いいただきたいというふうな考えがございます。

それと、同じ科目の中ですけれども、勤労福祉センター運営委員の謝金、こちらについても、これまでの運営の中で様々ご意見ですとか協議をいただいてまいりました。今回の廃止というふうなところも、ご報告も含めまして、それとまだ運営も続いておりますので、そこも最後まで委員の皆様には丁寧に、こちらでもご説明をする場は設けたいというふうには考えております。

続きまして、95ページの目は同じく温水プール費ですが、節18負担金、補助及び交付金の中の施設利用補助金についてでございます。こちらにつきましては以前、全員協議会でもご説明をさせていただいたかと思っております。勤労福祉センターの運営終了に伴いまして、秩父市温水プールを水中運動の代替手段

として、秩父市温水プールの利用の補助をさせていただくというための予算計上でございます。この予算額そのものは、これまでの勤労福祉センターをお使いいただいていた傾向を踏まえまして、見込みとして見込ませていただいたものでございます。補助開始後の状況も見まして、予算額についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） それでは、再質問させていただきます。

先ほど副町長のほうから答弁いただきましたけれども、もうちょっとこういう理由で議会にも説明しなかったということを説明をしていただきたいと思います。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） まず、学校給食センターから申し上げますと、これまでの中で議員の皆様には周知した内容と金額につきましては若干の増加がありましたが、内容の変更はございませんということで、今回、事前の周知を行いませんでした。

防災行政無線につきましては、先ほど総務課長から詳細な答弁がありましたが、24年の段階で、議員の皆様方にご同意をいただいたということで、その更新ということでございましたので、今回周知をいたしませんでした。

しかしながら、先ほども申したとおり、今後につきましては、しかるべき時期にご相談するように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長にも一つ、先ほどは、完成したから議会には説明しなかったということでございます。完成したら、当然議会に説明するのは当たり前でしょう。途中で2回も全員協議会を開いて説明をしてきて、最後になったら何ら報告もない。私に対してだって、最初はこの計画だって12億円だったでしょう。これだって、中身を見たときに、2階建ての見学室あるいは会議室とある。こんなのはいらないのではないかとということで提言したら今度は2億円下がった。それらについてだって、私もいろいろ申し上げてきたのです。もっといい方法はないかとということで。それと、教育委員会のやり方として敷地の造成費、当初は教育委員会は2,200万円という説明をしてきた。前の議会でも私も申し上げました。そんなにかかるわけない。半分もあればできるのではないかといたら今度は1,300万円になった。それでもまだ高過ぎるよと言ったら、今度はあれでしょう、先日の入札では、その工事500幾らで落札したでしょう。そんなにいいかげんな設計はないでしょう。だから、業者の言うとおりにやってきたからそういうことになる。教育長、説明をお願いします。

○議長（林 豊議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、昨年9月の全員協議会で建設に対する構造であるとか、あるいは概算の工事費についてご説明をいたしました。その後、予想はされましたけれども、物価あるいは人件費の高騰で、事業内容は変わりませんが、事業費が大きく増額してしまったということで、今回事前にご説明をしなかったことについては大変申し訳ないと、先ほど申したとおりでございます。説明を今後しないということではございませんで、しかるべきときにきちんと議員の皆様には説明をしなければ本契約を結べない

というふうに考えていますので、その点をご理解いただきたいと思います。そして、今現在、設計が完成の手前といいますか、最終的に精査もしているところでございますので、完全に完成した状態でご説明というのは、この議会までにはできなかったのではないかなと思いますけれども、総じて議員の皆様の事前に説明がいただきたかったという、そういうことは十分理解をいたしましたので、今後ともその辺に十分気をつけて進めてまいればなというふうに思っております。

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 教育長、敷地の点についてまだ答弁されていない。何でそんなに2,000万円から500万台までになってしまうのですか。いいかげん過ぎるのではないですか。その点について説明してください。

○議長（林 豊議員） 暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（新井孝彦） 先ほどのご質問にお答えいたします。

補正予算の関係とも関連があると思います。昨年、第3回定例会で可決されました一般会計の補正予算の予算計上につきましては、既存物の解体撤去と給水管の布設、下水道管の切り回し工事を見込んでおりました。令和8年度の完成に向け、速やかに本体工事に入るために、でき得る工程の進捗を図って、地元業者の発注の機会にするためという考えもございました。その後、建設課と協議し、工事全体の工程と施工内容をよりつぶさに検討いたしまして、また見込んでいた既存の下水道管の切り回しをせずに工事ができるように工夫、見直しをしたことで、事業費の削減が可能と判断して、今回の補正に計上したというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の教育長の答弁だとちょっと足りないのです。そうでしょう。まだ12月議会ではなかったですか、あれ計上したのが。そのときは1,300万円だっけ。それが今回は五百何万円で入札して落札している。私が言えばどんどん下がってしまう。水道の経緯だってそうでしょう。あれだって12月議会で、次長の説明の中で、水道管は75ミリを使うのだということで説明を受けて、それについて私はそんな必要ないと言ったら、今度は50になった。それだけだって360万円安くなっている。そういうことについて一言も触れないで、教育長、答弁していたのではおかしいよ。こういうことでこうなりましたと言わなければ。私が指摘したからそうなったのでしょうか。そうでなければそのままいってしまったのだよ、1,300万円。もう一回答弁してください。

○議長（林 豊議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） お答えいたします。

確かに宮原議員のいろんなご指摘で見直しをするということは過去にもございまして、今回もそのご指摘を受けて、改めて精査をして再検討したものでございます。このような結果になってしまっても大変責任

を痛感しているという次第でございます。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 34 分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 防災無線、給食センターにつきましては、全員協議会でまたご協議をいただきまして、ありがとうございました。その中で、やはり今後の問題として、特に教育委員会には工事、設計等については慎重にやっていただきたい事項が大変ありましたので、今後ひとつ気をつけてやっていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、温水プールの廃止に伴って講師の謝礼、あるいはセンター運営委員会の謝礼等が予算計上されておりますけれども、これはもう12月で廃止するのだから要らないのではないですか。その点について説明をお願いします。

それと、95ページです。施設利用の補助金259万円、この内容について先ほどよく聞き取れなかったもので、再度答弁願います。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 宮原議員のご質問にお答えいたします。

まず、講師謝金の件でございますけれども、先ほどの答弁と重なりますが、やはり令和7年12月の運営終了までの間は、利用者の皆様にもこの施設を気持ちよく、楽しく使っていただきたいという中で、やはり水泳大会のようなイベントも、これまでと同様に最後まで楽しんでいただきたい、そういう考えがございます。ご理解をいただきたいと考えております。

また、次の施設利用補助金につきましてはですが、こちらは昨年の全員協議会でもご説明させていただいた機会があったかと思っておりますが、皆野町勤労福祉センターの運営終了の代替策というご説明の中で、秩父市温水プールの利用の補助金として設けさせていただいているものの予算計上でございます。対象は町民の方と、これまでお使いいただいていた利用団体、そちらに向けての秩父市温水プールを使った際の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 以上で私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 1 番、新井健司です。5 点ほど質問させていただきます。

まず、53ページ、款4衛生費、項4下水道費、目1下水道費、節18負補交、皆野・長瀬下水道組合公共下水道負担金1億9,033万1,000円、多くの負担金を支払っております。町長のご挨拶の中にもありました

が、八潮市の陥没等が起こっております。再度、皆野町の道路については大丈夫かをお聞きします。

続きまして、71ページ、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節14工事請負費、消火栓用ホース格納箱撤去工事費64万4,000円、これについて内容をお聞かせください。

続きまして、75ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料の中の町立小学校統合準備総合支援事業業務委託料698万5,000円、これについて内容をお聞かせください。

続きまして、87ページ、款10教育費、項5社会教育費、目3文化財保護費、節12委託料の中の埋蔵文化財データベース構築320万1,000円、これについて内容をお聞かせください。

それと、予算大綱の3ページ、(4)、健康づくり機運の醸成と健康受診率向上の中の②番、企業と連携した特定保健指導、これについて詳しく内容をお聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 1番、新井議員から質問のありました71ページ、消火栓用ホース格納箱撤去工事の内容についてご説明いたします。

これにつきましては、行政区で設置しております消火栓用ホースの格納箱につきまして、大分老朽化が進んでいるという状況でございます。そうしたことから以前の定例会におきまして、林太平議員からも、今後どう管理していくのだというご質問をいただいて、町としても撤去を含め検討してまいりますという答弁をした経過がございます。そうした経緯を踏まえまして、行政区の意向調査を昨年の12月に実施しております。その実施の状況ですけれども、設置の維持継続を希望するというのが10行政区、基数といたしますと48基となっております。撤去を希望する行政区が17行政区で、基数が26基となっております。この26基を対象といたしまして、行政区についても財政的に非常に厳しいということから、行政区と協力をいたしまして町で撤去するという事で考えてございます。その経費を計上したものでございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子） 1番、新井健司議員のご質問にお答えいたします。

53ページ、下水道負担金の関係で、町内の下水道の状況についてお答えいたします。1月28日に発生いたしました八潮市の下水道管の破損による道路陥没事故を受けまして、緊急点検を2月3日に実施いたしました。全ての下水道管を点検するのは現実的ではないため、管の腐食発生の原因となる硫化水素ガスが発生しやすい箇所、皆野、長瀬合わせまして18か所を点検いたしました。その結果ですが、マンホールの蓋の裏にさび等は見受けられましたが、特に問題はなかったと報告を受けております。

あともう一点、予算大綱(4)、健康づくり機運の醸成と健診受診率の向上の②番、企業と連携した特定保健指導の内容についてお答えいたします。こちらは、スマートフォンやパソコン等を活用したオンラインによる特定保健指導となります。まず初めに、専属のトレーナーが初回面談で一人一人のなりたい理想の姿を引き出します。参加者には食事や運動の記録をつけていただき、食事管理や運動実践を行っていただきます。担当トレーナーは、個人の状態に合わせたアドバイスをおおむね3か月間行う予定です。今回、町が予定しているのは、成果保証型プランというもので、初回面談のときから体重がマイナス2キロ、腹囲がマイナス2センチという結果に達成しなかった場合には、最終評価後の請求は発生しない仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 答えいたします。

まず、予算書75ページです。款10教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、その中の節12委託料、町立小学校統合準備総合支援業務委託料698万5,000円についてでございます。この内容というご質問だったかと思えます。こちらは、小学校統合に向けた準備業務のうち、特に知見やノウハウが必要な業務について、小学校統合の業務経験がある業者に委託をさせていただきまして、その業務サポートを受けるものでございます。具体的には、一例として申し上げますけれども、通学手段の調査という中で、バス路線、また路線外、そういったところの児童の居住分布に合わせて、運行ルートですとかダイヤの関係、そういったところを皆野町の条件に合った方法を探すような調査業務、また統合の準備にはかなり多くの業務が発生します。そういった業務をリスト化して、その中でスケジュールの立案ですとかそういった計画の作成、そういった業務を経験のある業者の力を借りて進めたいというふうなものでございます。

続きまして、87ページです。款10教育費、項5 社会教育費、目3 文化財保護費、節12委託料の中で、埋蔵文化財データベース構築320万1,000円についてでございます。こちら埋蔵文化財関係事務の根幹となります文化財包蔵地の管理、また所在地確認につきましては、これまで過去に調製されました紙地図、紙台帳で行ってきてございます。この紙地図については縮尺が小さいために所在地の判別の精度が低く、専門知識を持った担当職員でなければ判断ができないような状況がございます。この職員が不在のときには問合せに回答ができない場面も多く生じてございます。今回このデータベース構築によりまして航空写真、また筆界の図面、また文化財包蔵地の所在、そういったものを重ね合わせるなど、課題であった精度を上げることができまして、特定の職員でなくとも問合せに対して正確に迅速に対応ができるようにしたいものでございます。接遇の向上と窓口業務の軽減が図られるものだと考えてございます。

説明は以上でございます。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） どうもありがとうございました。それでは私から、まず下水道の関係ですが、うえたん号に同行したときに、私スクーターで同行しました。そうしますと、マンホールの道路との段差、またひび割れ等を確認することもありました。そういった時にも町から下水道組合のほうには何か連絡等しているかお聞きします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（梅津順子） 答えいたします。

マンホールの段差等の申出が町には今のところございませんので、特に下水道組合にお話ししていることはございません。

○議長（林 豊議員） 新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 分かりました。今後問合せがあった場合にはぜひ対応をお願いしたいと思います。

続きまして、消火栓用ホース格納箱の撤去工事、これについては真鍮製の管鎗などの盗難ということもありましたので、今後もぜひ行政区と連絡を取り合って撤去していただきたいとか、申出があれば対応をしていただきたいと思います。また、私もうえたん号で同行したときに感じたのですが、この格納箱がある近所には消火栓とか防火水槽がございます。その標識が古くなって、さびまたは色あせて見えないという場所を結構見ました。私が気づいた点では既に総務課にお話しして、既に対応していた部分もあります。今後はそういったことも行政区の方たちと連絡を取り合って対応していただければと思います。

お願いします。

小学校統合準備総合業務委託料、これ分かりました。700万円近い金額でございますので、子供たちにとってよかったと思える事業にさせていただきたいと思います。お願いして終わりたいと思います。

もう一点、埋蔵文化財データベース構築、これは私はとてもいいことだと思います。1点お願いしたいことがございます。私の耳に上長瀬の県立自然の博物館、あそこを訪れた方が、金崎の古墳を訪ねるというケースがあったそうです。道が分からず住民の方が案内していただいたというケースがあったそうです。今後はこのデータベースを活用して、観光のほうにもぜひとも役立てていただきたいことをお願いして、この件についても終わりにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、予算大綱、ライザップとの連携、これ非常にいいことだと思うのです。もしも結果がよければ、特定保健指導だけでなく町民全体にやっていただければ私はいいのではないかなと思うので、この結果をまた出次第、教えていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

6 番、常山知子議員。

○6 番（常山知子議員） 2 点ほど質問をします。

1 点目、42ページ、項 1 社会福祉費、目 3 老人福祉福祉費、節19扶助費、高齢者外出支援タクシー利用料金助成金219万1,000円とありますが、今回、いわゆるお出かけタクシーの見直しが行われたと理解していますが、もう一度、どのような見直しをしたのか伺います。

もう一点は、先ほど全員協議会の中で説明をしていただきました皆野町防災行政無線の更新工事なのですけれども、耐用年数が来ているからということなのですが、現在使用している行政無線は本当に聞こえない地域があったり、後からそうした地域に戸別受信機を設置してもらっています。では、その辺については、今度は改善されるのかどうか、先ほど聞かなかったのですけれども、改善されるのかどうか伺います。

2 点です。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 6 番、常山議員の質問にお答えいたします。

高齢者外出支援タクシー利用料金助成金について、令和 7 年度の変更点というところでございますが、今後計画しているデマンド交通との区別がつきやすいように、まず愛称のお出かけタクシーを、高齢者お出かけタクシーと名称を変更いたします。また、1 年間の実証実験、試験運用として利用券の使用方法を今までの半額相当から利用者に任せる形としたいと考えております。これは、公共交通計画策定に係るアンケート等の中でもご要望が多かったものでございます。配布枚数等は変更せず、地区ごとに決められたつづりの枚数を配布をしたいと考えております。

なお、この方法で、来年度一定期間行う中で、利用者の様々なお声をいただき、またタクシー業者とも協議を重ねながら、今後進めていく公共交通のデマンド交通等の計画とも併せた形で、改めて高齢者お出かけタクシーの運行をどのようにすべきか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 防災行政無線の関係についてお答えさせていただきます。

今現在でも聞こえない地域があるということで、これが更新によって改善されるかというご質問でございますが、今回更新をする中で、やはり24年、25年に設置したスピーカーより性能が向上をしてございます。そういった意味からいけば、今よりは聞こえやすくなるということで考えております。ただ、今は住宅の気密性等も非常に向上しておりますので、家の中にいて、特に今は夏でも冬でもエアコンを効かせて、閉め切った状態が多いということですので、その点については特段によく聞こえるようになるというふうな改善は、あまり見込めないかなというふうに考えております。ただ、外でお聞きいただく分には、スピーカーの性能が上がる分、聞きやすくなるものと考えておりますが、なかなか近いところはうるさいと。遠いところは聞こえないということで、担当としても非常に苦慮しているところでございますが、これにつきまして、また設置に当たっては業者と角度調整ですとか音量調整、そういったところを含めて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） まず、高齢者お出でかけタクシー、それについて、見直しについて答弁をいただきました。その中の利用券の使い方を利用者に委ねる、任せる。これについては、私は何度も質問をし、改善を求めてきました。やっと実現できたと思います。本当によかったと思うのですが、しかし、タクシー代の半額補助でも高い。タクシーはなかなか使えないという町の人を声をよく聞いています。先日5日の内海議員の質問でも、自己負担を小さくしていかなければいけないと。タクシーはいざというときのためにとっておく、そういう用途になってしまうのです、そういうタクシー券。ですから、公共交通の見直しの一環として、町の人々が気軽に出かけることができるように高齢者外出支援を考えていただきたい。このタクシー券、町民に対して使い勝手がいい、そういうお出かけタクシー券にしていきたいと思いますが、これは副町長、どうですか。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） お答えいたします。

地域公共交通計画、これから利用増進計画を策定いたしますが、その中のデマンド交通、デマンド乗り合いタクシーとの兼ね合いも併せまして、町民の皆様が外出しやすい制度設計に向けて詰めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） もう本当に、公共交通の基本計画、策定しました。「何でまだ始まらないの、この実証実験が」、そういう声を聞いているのです。もうスピードを持ってこういうのはやってください。計画だけ立てても駄目なのです、実際にやってみないと。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、防災行政無線、説明を受けたので、大方分かったような気がするのですが、ぜひ戸別受信機、少しは性能がよくなるから今より聞こえやすくなるだろうというのですが、本当に戸別受信機を各家庭に設置していただきたいのですけれども、その辺はどうですか。先ほど金額的にも7万円ぐらいでできる。4,000世帯、計算したら2,800万円、そんなにかからないのではないのですか。2億。

〔「2億です。億、億」と言う人あり〕

○6番（常山知子議員） すみません、失礼しました。

〔「大金持ちは分かんないね」と言う人あり〕

○6番（常山知子議員） はい、すみません。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 戸別受信機の関係についてお答えいたしますが、今現在でも聞こえないという申出をいただければ設置をしてございます。町が一方的に設置をしても聞かない方は聞かないという方になりますので、希望される方については設置させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） 失礼しました。金額的にちょっと間違っていました。しかし、本当に台風など大雨のとき、皆さんもう雨戸を閉めて、そうすると防災無線聞こえないのです。そういう点では、やっぱり各家庭に戸別受信機があると私は安心かなと思うのですが、そういう面で、うるさいと思う人もいるかもしれないけれども、音量設定をしたりして上手に使っている人もいます。またこれで更新してよくして、それでまた聞こえないというところがあったのでは、私はもう何のために更新してしまうのだろうというふうに思います。ですから、その事業が始まる前から、この辺は聞こえづらい、聞こえないという、もう役場のほうでしっかりとそれを見ておく、見ておくというか調べておくことが私は必要ではないかと思いますので、皆さんが本当にいざというときに聞こえるように、ぜひ良い防災無線を設定していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

5番、林太平議員。

○5番（林 太平議員） 5番、林太平です。まず最初、皆野町予算大綱のほうの7ページの8、土木費のところで、前年度から比べると5,519万5,000円、このぐらい減額したと。いろんなことで、給食センターを造るとか、今の言う無線、高額な基金、それとあとここにある地域協力隊等々には相当な補助金でやるからいいという考えかも分からないのですけれども、まず最初、地域の皆野町の建設業界の人とかいろんな方も相当いる中でこれだけ減額されて、やらないとなると、今、職人さんを見つけるにも大変な時代、そして町の公共事業もない。いろんなことになって、これからまだお祭りのことをちょっと質問しますので、その辺にも響くのではないかと心配しております。ぜひともでっかい給食センターとかいろんな問題については、大手企業が多分入ってくる。そうすると町の業者さんにすると、でっかい仕事はやっているように見えるけれども、町の業者さんは大変だという話が充分聞こえてきます。いろんなことで町の面倒を見てもらうのには、やっぱり職人さんがいなくなることも問題なので、業者さんなるべくフォローしてもらおうようなことを考えてもらえればと、1点はその返事をもらいたいと思います。

2点目、65ページ、節12委託料というところで、今度は皆野町で地籍調査をするということで、ここへ予算が取ってあります。これについては、相当な補助対象になっているという話もありますので、そしてこの間の説明でいくと金沢地区かなというような話もありますので、その辺のところもできたらお願いいたします。

あと2点。商工会、今朝、秩父音頭まつりの質問がありました。私もそこが重複するので、役員会をやるという話は聞いていますけれども、前年度は580万円で、その前の金があったからそれを使ってやるということで、秩父音頭まつりをしましたけれども、それは予算的には1,000万円以上の予算、これがどのぐらいなあれで去年のお祭りができたのだから、数字が分かったら教えてもらえればと思います。

それと、あと1点、消防、新井健司議員が質問したことをそっくり同じことを考えていましたら、先に質問されたのでダブっていますけれども、ただ、総務課長に言っていた前のことを覚えていてもら

ってやってもらうということで、よかったのですけれども、あの中にあるホースはほとんどが今の消火栓の圧には耐えられないホースのほうが多いという話を聞いています。その辺のところも多分予算の関係でいったらとても今回はできませんとなると思うのですけれども、ホースが入っているのが、ただ出したら使えて、はねてしまったのでは問題ではないのかと、その辺のところを考えて答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 豊議員） 副町長。

○副町長（長島 弘） 5番、林太平議員さんのご質問にお答えします。

予算大綱の土木費の減額に関わる関係でございますが、給食センターの建設におきましても、町内業者が落札していただけるように、一体工事ではなくて、外構工事と分離発注をしたいというふうに考えております。また、給食センターの工事について、条件付きの入札を行うような形を取りまして、町内業者を極力使うような、そんなような形の入札方法、方策を今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 建設課長。

○建設課長（若林直樹） 質問にお答えいたします。

65ページ、地籍調査の関係です。地籍調査事業業務委託料390万円ですが、財源のほうが歳入のほうで今回計上されております土木費国庫補助金としまして50%、県の補助金といたしまして25%、町の持ち出しが25%となっております。こちらが財源の内訳です。金沢地区を今回地籍調査の第一歩目として進めるわけでございますが、その理由といたしましては、隣接している本庄市及び神川町側の一部が既に皆野町との境界の地籍調査が終了しております。また、この地籍調査の成果が、現在町で計画している森林伐採計画において役立てられることなどに伴って、鳥打地区から始めることといたしました。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） 秩父音頭まつりの決算の関係につきましてお答え申し上げます。

まず、議員ご指摘のとおり、昨年に行われました第56回秩父音頭まつりにつきましては、町の補助金、それから急遽中止になりましたその前年、第55回のご寄附いただいた分を一旦町へ収入しておりましたので、それを補助金に加えるような形で、通常分580万円、その寄附金に相当する分405万4,000円、計985万4,000円を町補助金としてまつり実行委員会に支出をしてございます。その他共済団体負担金等もろもろの収入ございまして、昨年度の秩父音頭まつりの収入決算額は1,134万1,778円となっております。支出の決算でございますけれども、繰越金142万3,105円を含んで収入額と一致をしているところになりますので、歳出の合計につきましては約991万9,000円、祭りが実施できたということになってございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 消火栓ボックスの関係でお答えさせていただきます。

中に入っておりますホース等につきまして、町からの補助金というのは今制度的にはございません。行政区で購入して設置していただいているという状況にございます。そうしたことから、アンケートを昨年実施したわけですが、行政区のほうからは、もし撤去する中で使えるものがあつたら、ぜひ利用させていただきたい、譲り受けたいというお話も受けております。そうしたものは有効活用させていただくように進めたいと思っております。また、消防団のほうにも、毎年数本ではありますが、各分団に新しいホース

を支給してございます。そういったことから、消防団として使わなくなったホース、まだ利用できるものについては、希望する行政区等と調整をいたしまして有効活用していければと思っております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 林太平議員。

○5番（林 太平議員） まず、この第4項の土木費については、ぜひとも町の業者さんを大切に考えてもらって、いろいろやってもらうようお願いいたします。

それと、地籍調査につきましては、本庄のほうがやっているということで、小鹿野、秩父も相当やっているという話は聞いていますけれども、やっぱり町のため、今後のいろんなことには役に立つという話も相当聞いていますので、継続でずっとやっていけるのでしょうか、それをまず最初、答弁をお願いします。

○議長（林 豊議員） 建設課長。

○建設課長（若林直樹） 質問にお答えいたします。

令和7年度が第一歩目でスタートしますが、継続的にやっていく予定でございます。

以上です。

○議長（林 豊議員） 5番、林太平議員。

○5番（林 太平議員） 分かりました。

それと、秩父音頭まつりにつきましては、早急に役員会を開いて、去年の反省会をちゃんとしてという意見が前にもあったのですが、それがなかなかできないで、3月とかにやるという話なのですが、ぜひとも早めに1回総括をしてから、今年の秩父音頭まつりにかかったほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、ホースの件につきましては、答弁いただいたとおりで、使えるものがあったらよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（林 豊議員） 質問は終わりですね。

他に質疑はございませんか。

8番、新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 令和7年度皆野町予算大綱、2ページ目の生活環境の整備、①、地域公共交通の利便増進に向けた取組1,341万9,000円、先ほど常山議員が質問していましたけれども、ちょっとダブリますけれども、私のほうからも質問させていただきます。

これ私も実際、地域公共交通計画を見させていただきまして、私も委員だったので、よく分かっているのですが、地域公共交通に関して、今まで何回、会議を持っていたのかちょっと記憶にないのですが、とにかく私は今、総務教育の関係で、平成24年行政視察、9月21日に山梨の身延町を行政視察してまいりました。そのときに、前町長、石木戸町長も一緒だったのですが、そのとき、一応身延町の行政視察をした後、それから恐らくお出かけタクシーができたのではないかなというふうに記憶しております。それで当時、平成20年5月に身延町地域公共交通活性化というか身延町の公共交通に関する準備ですが、ちょっと読ませていただきます。平成20年5月、身延町地域公共交通活性化協議会を設置、6月に地域交通総合連携計画を策定、同年10月身延地区、翌年21年6月下山地区、同年10月中富地区、それとあと下部地区と試験運行を開始しています。それで……

〔「質問は」と言う人あり〕

○8番（新井達男議員） まずいですか。これは、とにかくこのようなことでやっているのですけれども、身延町の場合というのは、既に公共交通を始めて3年で運行しているわけです。それにしても、どうも皆野町はもうこの当時からどのようにお出かけタクシーがあるかどうかということで、いろいろ相談して、相談というのではないけれども、検討委員会を設けているのですけれども、あまりにもちょっと公共交通に関する案が……

○議長（林 豊議員） 新井達男議員に申し上げます。

質問内容を簡潔にまとめてください。大体趣旨は分かりますけれども。

○8番（新井達男議員） 簡潔に。失礼。

とにかく私が言いたいのは、あまりにも公共交通に関して時間がかかり過ぎるのではないかとということ、ただそれだけです。これから、あまりにも時間稼ぎし、今までのお出かけタクシーではあまりにも高過ぎるので、安くできないかということで、大人、参考ですけれども、片道300円、小中学生100円、未就学児童、無料。どうですか、このような形で。それで、私も行ったのですけれども、N T Tシステム購入の初期費用は3,000万円、国庫補助事業適用システムの保守管理使用料は年間60万円ということ、これうたっていますけれども、当町においてはどうですか、N T T方式を採用するという気はありますか。

以上です。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） お答えいたします。

公共交通会議の開催の回数ということでございますけれども、令和5年、令和6年度、2か年にわたって検討委員会を7回、協議会を今現在2回、これから3月に3回目をやる予定でございます。特に新井議員におかれましては議員選出ということで、検討委員会の委員として今年度4回会議を開催してございます。それにご出席をいただいて、今のような提案は特に検討委員会の中ではいただいておりますので、そういった考えは今のところございません。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 新井達男議員。

○8番（新井達男議員） 私は、確かにこの委員会に参加してはいたけれども、あまり質問しなかったのですが、ただ私は一言、N T T方式が最適ですかどうかやりませんかということだけしか私は言っていないです。

以上です。答弁は結構ですから。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） 何点かお聞きしたいと思います。

ページで28ページ、節12委託料のところで、前の議員からも何人もの議員から地域おこし協力隊の関係については質問をいただいておりますけれども、私からもお願いしたいと思います。今日の埼玉新聞等によりまして、この地域おこし協力隊の任命が皆野町でも行われたということは新聞にも載っておりました。その募集関係でいくと50人の中から1人選ばれたというような文面でもございまして、この協力隊のこの選考方法について、まずその辺の経緯等が分かりましたら教えていただきたいと思います。この地域おこし協力隊については、この後のページで、先ほども皆さん方からも質問出ていますが、ページ数で31ページ、また56ページ、それでまた60ページの節12の各委託料の欄にも載っておるところでございますが、大

変大きな金額がかけられております。したがって、この関係の活動の目的、内容等、分かる範囲で教えていただけたらと思います。

次に、ページで30ページ、節18、行政区の活性化支援補助金として80万円の予算が計上されております。この行政区に対する補助金とはどのようなものかお聞きしたいと思います。

あと、ページで90ページ、節10需用費の施設の修繕料で330万5,000円という形で修繕費が載せられております。この内容等についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 7番、若林光雄議員のご質問にお答えいたします。

予算書28ページ、節12委託料、地域おこし協力隊委託料に関連した地域おこし協力隊のご質問でございます。議員おっしゃいましたように、本日新聞におきましてデジタルラボみなもの取組の紹介が掲載されました。このデジタルラボみなものにつきましては、先ほど宮原睦夫議員からご質問もいただきましたように、令和7年度予算において5名の隊員の予算が計上してございます。そのうち1名の隊員につきまして、3月1日付で委嘱を行ったものでございます。この募集の状況なのですけれども、デジタルラボみなもの募集におきましては、皆野町の地域おこし協力隊として募集をかけております。インターネットのデジタル系に強い情報サイトですとか、そういったところを活用いたしまして、昨年末から年明けにかけて募集をかけましたところ約50名の応募がございました。デジタル分野への関心の高さというところがうかがえたと思います。その中から、当然町の協力隊、それとデジタルラボの社員という立場がございましたので、採用に当たりましては、デジタルラボ側、それから皆野町においても審査をさせていただいております。具体的には、デジタルラボの中で2回面接を実施いたします。その中ではデジタルのスキルですとか、そういったところを確認をしておるところでございます。そこでしっかりとデジタルの技術を持っていると、町に貢献できるということが確認できた方が皆野町の面接のほうに進んでまいりまして、副町長を含め面接を行っております。その面接の結果、今回第1号の隊員となった方が3月付で採用されたというところでございます。

なお、今後デジタルラボ、今現在2名の内定も出ておりますので、4月1日現在においては3名体制で稼働するということを予定しております。

引き続きまして、地域おこし協力隊全般に関するところでございます。こちらにつきましては、予算書の中でそれぞれの費目で分けて計上してございます。まず、ページでいきますと、28ページの、今申しました地域おこし協力隊委託料4,900万円の中に、企画財政課で所管いたします生きがづくり・ウェルビーイング向上の隊員の活動経費が3名分含まれてございます。こちらの活動内容につきましては、今、駅前のみなのんちのコミュニティースペースを活用しまして、地域外の方が多く集まっていただくようなコミュニティの活動が活発になってきてございます。そういった取組を地域の中の住民の方々と分かち合えるようなコミュニティをつくっていくということが目的でございます。住民の方々と関わりながら、それぞれの趣味や特技を生かして活躍ができる場の創出、そういった地域の取組を支援したり、一緒にイベントを行ったりとか、そういったようなところを考えております。それから、公民館の講座ですとか、今後統合が予定されている小学校、その後の活用についても、地域の方から活発な地域活動に活用したいというお声もございますので、そういった地域のコミュニティ活動が活発になるような支援も含めての活動としております。

続きまして、予算書の46ページでございます。46ページ中段の地域おこし協力隊委託料550万円でございます。こちらは、健康こども課所管の地域おこし協力隊でございまして、子供の居場所づくりとして、子ども食堂の運営が今始まっておりますが、さらに活発に行っていただくような活動を期待しておるところでございます。

続いて、すみません、ちょっとページ戻りまして31ページでございます。31ページの地域おこし協力隊委託料650万円の計上でございます。こちらは、現在も昨年度から活動している移住支援の協力隊1名分の予算でございます。金額が通常550万円のところ650万円となっておりますのは、2年目からは隊員自身の創業、起業に向けた支援として100万円が加算できるところがございまして、それを加算した650万円の予算としております。

続きまして、56ページ、こちらが産業観光課所管でございます。農業とジビエの利活用の関係の隊員1名の予算を計上しております。こちらは、有害鳥獣等による農作物の被害の軽減ですとか、またジビエの利活用、そういったところを進めていただく隊員の採用をとということで1名、予算を計上しておるところでございます。

それから、最後に60ページになります。60ページの地域おこし協力隊委託料550万円、こちら産業観光課の観光分野の協力隊になります。インターネット等を通じまして町の観光情報、それからイベント情報の発信、さらに観光イベント等の企画運営、こういったところの業務での1名というところで見込んでおります。

以上、全体といたしまして、既存の2名の隊員に加えて、デジタルラボで5名、それから今申し上げました各分野5名、合わせて12名の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 予算書30ページの行政区活性化支援補助金についてお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、これまで地域づくり奨励事業で実施しておりました内容を今年度で一部廃止をさせていただきまして、利用が多いものについて改めて再編をさせていただいたというものでございます。7年度から新たに行政区活性化支援補助金という形で補助金を創設いたしました。主な内容につきましては、町長のほうで今、地区別懇談会を実施していただいておりますけれども、その中で行政区において様々な課題があるということで、町からも何らかの支援をお願いをしたいというような声をよく伺います。そうしたご意見も踏まえまして、対象となる事業ですけれども、細かい規定は特に設けてございません。行政区の活性化、課題解決のために行政区が主体的に実施するものを対象とするということにしておりまして、できる限り行政区の意向に沿った形で、使いやすい補助金となるように制度設計をしております。総額が5万円を超える事業に対しまして、一律4万円を補助金として交付するというものでございます。区長からの申出に基づきまして、内容についてはその都度調整をさせていただいて交付ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 続いて、教育所管分、お答えいたします。

予算書90ページになります。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節10需用費の中で施設修繕料330万5,000円についてでございます。金額のご質問ですので、若干細かくなりますが、ご容赦い

ただきたいと思います。こちら内訳としまして、まず皆野小学校、国神小学校の体育館の照明電球の交換を94万円見込んでおります。それから、マレットゴルフ場のコース整備としまして、ローラーの転圧ですとか、またコース沿いのフェンス、そちらは複数年度に分けて取りかかっているものの継続でございます。こちら合わせて80万円。次に、運動公園の夜間照明設備の修繕、こちらが126万5,000円、そのほかに全般的な修繕、スポーツ公園等も含まれます。そちらで30万円見込ませていただきまして、合計330万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 7番、若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。いろいろ細かく説明をいただきました。ありがとうございました。内容的には先ほどの説明で結構なのですが、1つ、先ほどの90ページの関係の施設の修繕料についてでございます。下田野における運動公園の関係については、いろいろと利用者も多く、以前の私からの質問に対しての答弁で順位をつけて実施していただくというお話がありまして、1つ今回、今年の中で夜間照明ということは取り入れてもらったようでございます。順次これからも継続的な計画をお願いしていきたいと思っております。

1つ、最後にまとめとして、町長にお聞きいたしたいと思います。今回の予算で57億4,500万円という大変大きな数字となったわけでございます。こんな関係で、今年は懸案でもあった新・学校給食センターの建設がスタートいたします。その関係もあって、他の予算等は大変削減された項目等もでございます。町民が期待していた土木建設関係で先ほど林議員からもお話がありましたように、大幅な減額もありますし、また先ほどの運動公園の関係ではないのですが、修繕関係とか、その改善関係を必要とするものが繰越し、または持ち越しというような予算になっているかと思えます。また反面、先ほど細かく説明いただきました、この地域おこし協力隊の関係については大幅な増額となっております、この事業内容と、先ほど確認はできましたけれども、今後この隊員の活動の状況、そしてまた経過の観察、また評価等、細かなチェックを行って、町民が期待するようなまちおこし協力隊であってほしいと思いますが、町長、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 豊議員） 町長。

○町長（黒澤栄則） 7番、若林光雄議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、今回はかなり大きな予算ということになりました。これは、給食センターの関係、そして防災行政無線の関係というのがございます。これにはそれぞれ過疎債、緊急防災・減災事業債等、いわゆる有利な起債を活用するということで、なるべく財源の確保を図りながら大きな事業も進めていく。そして、大きな事業についても、なるべく地元の事業者さんに関わってもらえるような立てつけで、何とかできる限り進めていこうということで検討を進めさせていただいているところでございます。また、大きな予算で地域おこし協力隊というものがございますが、これについては全額国費で措置されるということで、町の持ち出しはないものでございます。ただ、町の持ち出しがないからと言って安易にということではなく、しっかりと取組を進めていきたいと思っております。国のほうでも、この地域おこし協力隊については、令和8年度で1万人をとということで目標を掲げてございます。全国で令和5年度ベースですけれども、受入れ可能な自治体が1,461自治体あるということにすると、単純に割り返しても1自治体に7名程度ということを目ざしているという状況でございます。皆野町もこのところしばらく地域おこし協力隊というものを募集をして活動を続けてきておりますが、始めた当初にはなかなか地域おこし協力隊というも

のを募っても、お越しをいただけないという現状もございました。ただ、最近は募集をかけさせていただきますと、ぜひ皆野町で頑張りたいという手が挙がるようになってきたことが、今非常に価値あることなのではないかなというふうに思っております。議員ご指摘のとおり、町民の皆様にとって幸せ、ウェルビーイングが訪れるような活用の仕方地域おこし協力隊、そしてその取組は、町民の皆様にご理解をいただいて、町民の皆さんと一緒に取り組んでいく形になることが最終の目的でございますので、そういったことにつながるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 若林光雄議員。

○7番（若林光雄議員） ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます、終わります。

〔議長、暫時休憩をしていただきたいと思います〕という人あり〕

○議長（林 豊議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時53分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 大分皆さん張り切ってたくさんやっていただいたので、重複しないように質問をさせていただきます。また、再質問もしないつもりでいますので、簡単明瞭にお答えをしていただければありがたいと思います。

まず最初に、予算書の水色の前の8ページで債務負担行為の一覧表がありますけれども、その中で皆野町学童保育所指定管理費というのがこの債務負担行為の中になっていまして、令和8年度から令和11年までの4年間、当該年度の予算で定めると、こういうことになっていいますが、学童保育所というのは私の記憶であります、明星福社会と学童保育所との管理委託の契約が5年ごとの見直しとかというようなところでずっと契約をしていますけれども、これはこの債務負担行為というのは、それとの関係で、どういう関係なのか教えていただきたいと思います。

それから、歳入で、6ページの款13項1目4節1、その説明欄、学校給食保護者等負担金613万5,000円、これは学校の子供は給食費は無償ということになっているようですけれども、これはどういう方から、どこの方から給食費の保護者負担分をいただいているのかお伺いします。

それから、9ページの款15項2目1節2児童福祉費国庫補助金の中の節の説明欄で、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金、これが24万2,000円かな。これは虐待についてなのですけれども、具体的にどんな事業なのかということと、過去に虐待の事例があったかどうか。また、それに対応したことがあるのかどうかをお伺いします。

それから、13ページの款16項2目5節2学校教育費県補助金、その説明欄で市町村立小中学校外部人材配置事業費県補助金129万3,000円、これは小中学校に対しての外部人材ということですが、こういった人材がどこに配置をされる予定ですか、お伺いをいたします。

歳出のほうに移りまして、22ページの款2項1目1で、節の18負補交、説明欄に区長会補助金57万6,000円

と区長会交付金24万3,000円、これはどういうわけで区長会補助金、交付金と、二重と言っては変ですけども、どういう形のもののなかにお伺いします。

それから、31ページの款2項1目10節18負補交、説明欄で子育て世帯定住促進奨励補助金、これは2,000万円、これはいいとして、どういう性格かということ、移住就業等支援金、これについては、どんな対象者で、どういうふうな支給の仕方で、何人ぐらいを予定しているかということをお伺いいたします。

それから、34ページで、款2項2目2節18負補交、説明欄に税還付不能金等補助金10万円、その次の節22償還金、利子及び割引料、これが還付金が460万円で、還付加算金15万円となっていますけれども、これの性格はどのような支出なのですか、お伺いします。

それから、81ページの幼稚園費です。款10教育費、項4幼稚園費、それで目1幼稚園費、これが8,387万9,000円を計上されておりますけれども、前年度比が7,200万円。1,000万円増加です。それでたしかこの前の年は6,000万円台だと思うのですけれども、この増額要因と、それから今年度、皆野町立の幼稚園に入園する子供さん、園児、これが7年の4月から入る入園者は何人ぐらい入りますか、お伺いします。

以上、お願いします。

○議長（林 豊議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（三橋博臣） 四方田議員のご質問にお答えいたします。

お問合せの31ページの子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金と移住就業等支援金についてお答え申し上げます。まず、子育て世帯等定住促進事業住宅取得奨励補助金でございますけれども、こちらにつきましては、子育て世帯、新婚世帯または転入者が町内の住宅を取得する際に、その補助金を交付するものでございます。基本的には新築住宅であれば50万円、中古住宅の購入であれば25万円を補助の基本額としておりまして、加算として、子育て世帯であるとか新婚世帯であれば30万円の加算、それから町内の建築業者で家を建てる場合には20万円の加算、またさらに子育て世代のお子さんがいらっしゃれば、お子さん1人につき10万円の加算があるというものでございます。こちらについては、今申し上げたような加算の種類もかなりありますので、きっちり定額で幾ら掛ける何件ということではございませんが、過去の実績から、令和7年度当初予算では15件から20件程度を見込んでございます。

続いて、移住支援等支援金でございますが、こちらは埼玉県と共同で行っている事業でございます。簡単に申し上げますと、都心部から埼玉県内の指定市町村10市町村に移住をして仕事を続ける、あるいはこちらに来て仕事を見つけると。仕事を継続するというような方に、一定の条件に当てはまった場合に支援金を交付するものでございまして、単身者の場合には60万円、世帯の場合には100万円、こちらについても子育て世帯には30万円の加算があるというような形になります。したがって、支給額ですが、おいでいただく方が単身なのか複数の世帯ごとの移住なのか、そして子育て世帯であるのかどうなのかによって、一律ではございませんが、令和6年度の実績が2件ありましたので、1件増額して3件分で360万円見込んでおるところでございます。ちなみに、最初に埼玉県と共同で行っている事業と申し上げました。これに係る県の補助金が、予算書で申し上げますと11ページ、県補助金のうち目4企画費県補助金の中に移住就業等支援金県補助金ということで、4分の3の補助率で270万円計上されております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 22ページ、行政区に対する補助金交付金についてお答えさせていただきます。

まず、区長会の補助金ですけれども、これは区長会として区長会を運営するに当たっての運営費に対す

る補助となっております。区長会として総会ですとか、そういったものを開催する費用等に充てていただいております。もう一つの交付金ですけれども、これは1行政区当たり9,000円という根拠で交付をしておりますが、区長会として研修等も実施しておりますので、そういった費用に充当するという事で、交付金として交付をしてございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） ご質問にお答えいたします。

予算書、歳出34ページ、負補交の税還付不能金等補助金でございますけれども、課税の誤り等あった場合に税額を更正をするわけですが、その更正につきましては時効がございまして、その期間を過ぎたものにつきまして補助金として還付をするものでございます。

その下の税の還付金460万円でございますけれども、こちらにつきましては、時効前の税額の更正があった場合に還付をするといったものでございまして、例えば法人住民税の修正申告ですとかそういったものが含まれます。

その下の還付加算金でございますけれども、納付してからの、先ほどの税を還付するまでの期間、この期間に応じて、いわゆる利子分として加算をして還付をするものでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） お答えいたします。

まず、ページ数8ページの債務負担行為につきまして、こちら資料ございませんので、調べて回答させていただきます。

それから、9ページ中段です。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金の中の児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の24万2,000円です。こちらにつきましては、地域における児童虐待の防止対策、社会的養育及び障害児支援の一層の普及促進を目的とする事業に対する補助でございます。補助率は2分の1、内容ですけれども、子育て支援センターや皆野幼稚園、明星保育園、国神保育園への巡回相談業務、それから専門職の派遣業務が対象となっております。それから、虐待事例の案件でございますが、こちら今確認しておりますので、後ほどご回答させていただきます。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） 続いてお答えいたします。

まず、予算書の歳入6ページです。款13分担金及び負担金、項1負担金、目4教育費負担金、節1学校費負担金の中の学校給食費保護者等負担金について、どういった方からという質問です。学校給食費につきましては、議員おっしゃったとおり無償化をしてございますけれども、この無償化の対象は小中学生でございます。したがって、ここで負担金徴収しておりますのは、幼稚園児の給食の保護者からいただいているものと、あとは教職員ですとか会計年度任用職員、大人から徴収しているものを受け入れる科目でございます。

続きまして、予算書13ページに移ります。13ページ上段になります。款16県支出金、項2県補助金、目5教育費県補助金、節2学校教育費県補助金の中で、市町村立小中学校外部人材配置事業費県補助金についてでございます。こちらにつきましては、小中学校に配置をする職員でございます。教員の業務を支援する教員業務支援員という位置づけで、教員の業務負担軽減のためにサポートを行うものです。働き方改

革の一環で進めているものでございます。繰り返しになりますが、小中学校に配置している会計年度任用職員になります。

続きまして、81ページに移ります。下段の款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費、全体の額での増額というふうなご質問でありました。こちらにつきましては、今、園児の中にも特別な支援を要する園児が見受けられます。こちらに対応するために会計年度任用職員を増員しまして、これから対応していくための予算増が主なものでございます。新入園児の人数というご質問ですけれども、令和7年度9名です。年長で1名、年少で8名でございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 1つ忘れてしまったので、もう一つ。47ページの款3項2目1児童福祉総務費、節19扶助費、説明欄の中にこども医療費3,240万円、その下のひとり親家庭等医療費510万円、このひとり親家庭というのは、歳入の12ページのほうで県の補助金、ひとり親家庭等医療費支給事業補助金として183万7,000円が歳入のほうで入っているようですけれども、この医療費については、今、子供は幾つまで、何歳まで無料になっているのかと、それから、ひとり親家庭等医療費の510万円、これは何か条件といたしますか、収入とか家族構成とか、そういった制限というか、そういうものは両方ともないのですか。それとも、平均に全部押しなべて支給をするということなのでしょうか。

ちょっとすみません、追加でお聞きします。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） お答えいたします。

47ページの中段、節19扶助費、こども医療費とひとり親家庭等医療費についてでございます。こども医療費、ひとり親家庭等医療費、年齢ですけれども、18歳までの子供の医療費保険適用分のうちの自己負担額相当分を支給しているものでございます。こちらにつきましては、県の補助金のほうが適用となっております。ひとり親家庭のほうも同様で、保険適用分の自己負担額相当分を支給しております。実績ですけれども、受給者、保護者56名、児童81名となっております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。大体分かったのですけれども、1つだけちょっとお話をしたいと思います。幼稚園費が増加していくことと逆に、入園者はどんどん、どんどん減っていっています。恐らく今年も5歳児が出ていって14人ということになりまして、この4月からは8人が入るというようなことになると28人になります。幼稚園の園児が、全部で。という計算になるので、前々から私も申し上げていたとおり、これ経費のほうはどんどん毎年毎年増えていって、園児がどんどん減っていく。それで、町で生まれている人数が、令和3年には39人いたのですが、令和4年が29人で、5年が23人、何と今年も、6年度はまだ分かりませんが、何か25人というような数字になっているので、この子が急に減っている人は、時代があと3年もたつと、もう3歳児になって入ってくるときになるときに、ますますどんどん減って、それがずっと20人台、30人台ぐらいで生まれたいのが来ると繰り返下がりていきますと、本当に何人もいなくなりますから。そういうことを教育委員会、あるいは健康こども課、福祉課のほうで何か先々のことを考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（林 豊議員） 教育長。

○教育長（新井孝彦） ご質問にお答えします。

以前も議会の答弁もございまして、将来の幼児教育については、公立の幼稚園と、それから私立の保育園という皆野町の実態がございまして、そこで慎重に検討していくというような答弁もさせていただきました。その後、健康こども課と協議を重ねてきていますけれども、まだ一つの道筋が見えてこないという非常に難しい状況ではありますけれども、検討は続けております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。終わります。

○議長（林 豊議員） 先ほどの答弁は、回答が準備でき次第、入れたいと思います。

他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 4点ばかり質問させていただきます。

歳入の関係になります。9ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2学校教育費国庫補助金、説明欄での学校施設環境改善交付金約3,397万円ということです。学校給食センター建設の財源となる交付金ということで説明がされました。計画当初は7,000万円程度の交付金を見込んでいたかと思うのですが、半分以下ということでもあります。こういった施設の国の補助率、どの程度なのか、この金額を予定しているということについて説明をいただきたいというふうに思います。

それと、2点目なのですが、28ページの地域おこし協力隊の関係です。大塚議員、宮原議員、若林議員からも質問がされておりますので、重なる部分があるかと思うのですが、お許しいただきたいと思います。

ここでも4,908万円について、昨日の企画財政課長の説明で言いますと、現在在籍している1名、新たな分野で委嘱する2名、デジタルラボで委嘱する5名、計8名分の委託料との説明がありました。ただ、今日の答弁を聞いていますと、何かこの辺が人数が変わっているような感じですので、再度お願いしたいと思います。

それと、併せまして31ページの目10移住定住促進費のここでも地域おこし協力隊委託料650万円、関連して46ページ、ここでも児童福祉費の中で委託料として地域おこし協力隊、委託料550万円、56ページでも農業費のところでも地域おこし協力隊委託料550万円の計上、そして60ページの商工費の中でも地域おこし協力隊委託料550万円の計上がされています。トータルすると、産観の課長も答弁でされておりましたが、全体で12名分ということで説明がされておりました。企財課長もそういう説明がされたかと思うのですが、昨日の説明を含めて、もう一度はっきり全体で何人なのか、お聞きしたいと思います。

2点目なのですが、地域おこし協力隊の募集業務の委託料の関係です。350万円の計上となっているわけなのですが、募集の業務、どこに委託しているのか、お聞きしたいと思います。

また、先ほど企財課長のほうから答弁はされているのですが、この募集に当たって、町の主体性といいますか、どのように反映されているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

3点目なのですが、42ページになります。これも常山議員からも質問がされております。項1社会福祉費、目3老人福祉費、節19扶助費、それで高齢者外出支援タクシー利用料金助成金219万円とありますが、この間、令和7年度から高齢者お出かけタクシーとの名称を変更するというふうに、もう既に決まっているかと思います。そういったことで、予算書には旧の名称で出ているわけなので、この辺の細かいことですが、統一性を図っていただきたいというふうに思います。これは要望になります。

それで、昨日の企財課長の説明では、前年度と比べて約63万円の増額で、利便性向上のためタクシー料金の補助額の増額など、実証実験をして制度の見直しを図る、このような説明がされているのですが、この間、私の一般質問なり、また今日の答弁の中でも発行枚数については増やさないと。そういうことが言われているわけなので、この補助額の増額の予定といたしますか理由についてお聞きしたいと思います。

最後になりますが、92ページの項6 保健体育費、目2 学校給食費、節12委託料、ここで説明欄での新・学校給食センター建設工事監理業務委託料約816万円というふうに計上されております。順調にいきますと来年の6月、令和8年の6月頃までに給食センターが竣工されるという予定になっているかと思います。そういったことで、この管理委託料につきましては、それまでの間というふうに理解してよろしいのかどうか、それとも令和7年度分だけの委託料なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、この間、宮原議員からも質問がされているのですが、学校給食センターの建設工事費6億5,666万円の計上でありまして、継続事業費のところで2年間の総額として11億803万円が示されております。昨年の9月2日、全協の説明会の中で概算建設工事費として9億2,167万円が示されておりました。そして、昨年の12月の補正第4号で、学校給食センターの敷地整備工事費として2,000万円の追加補正がされたということは、9月に示された建設費からこの金額といたしますか、1,337万円は分離発注をしたというふうな形になるかと思うので、それを除きますと、建設費として9億830万円が建設工事費になるかと思うので、先ほどの全協の中で資料が示されております。この敷地の整備工事費、これを除いた工事価格として9億449万円ですか、そういった金額が示されております。これらの金額と消費税分10%はしようがないにしても、この間といたしますか総額と建設費の説明を全協で配られた資料を基に説明をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 11番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

28ページ、地域おこし協力隊に係る予算でございます。現在の隊員と今後の採用の関係を改めてご説明いたします。まず、現在の2名の隊員おりますけれども、この2名については継続でございます。ただ、予算上は2つの課に分かれることになりまして、1名は企画財政課、1名はそのまま産業観光課に残るという形に変更になるものでございます。

まず、28ページの地域おこし協力隊委託料4,908万円の中に、現在の隊員1名、それから企画財政課のほうで新たに採用する隊員2名、これを含めた3名、企画財政課所属の隊員3名の分が入っております。それに加えて、デジタルラボミナの採用の隊員の分5名も含まれておりますので、こちらの4,900万円の中には8名の隊員の予算が含まれているということでございます。

続いて、31ページ、移住定住促進費の中の地域おこし協力隊委託料650万円につきましては、現在の産業観光課所属の隊員1名がそのままそこに残るという形で、1名分の計上でございます。

続いて、46ページ、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の中の地域おこし協力隊委託料550万円、こちらは健康こども課で採用を新たにす地域おこし協力隊1名分でございます。

続いて、56ページ、農林水産業費、農業振興費の中の地域おこし協力隊委託料550万円、こちらは産業観光課で新規に採用する1名分でございます。

最後に、60ページになります。商工振興費の中の地域おこし協力隊委託料550万円、こちらも産業観光

課で新規に採用する地域おこし協力隊1名分の予算となっております。

以上、合わせまして全部で12名分の予算を計上しておるところでございます。

引き続きまして、予算書28ページにお戻りいただきまして、地域おこし協力隊募集業務委託料350万円でございます。こちらはデジタルラボ所属の地域おこし協力隊の募集に関する経費でございます。デジタルラボ所属の地域おこし協力隊に関しましては、5名の採用の予算を持っておりますところ、4月1日現在では3名の採用が決まっております。残り2名の協力隊員の採用をこの年度途中にかけてしていく中で、これらの募集業務を人材募集の会社といいますか、人材採用会社のほうに委託をさせていただくものになるものでございます。

なお、町との主体性といいますか、その採用に関しての町との調整の部分でございますけれども、町の地域おこし協力隊でもございますので、当然そういった調整はさせていただきます。デジタル分野に強いというだけでなく、地域の中で地域の事業者としっかりやり取りが地域の目線でできること、それから地域の活動、そういったものにも積極的に活動していただいて、地域の方々と交流をしていただくこと、それから町が実施するようなイベントにも積極的に協力をさせていただくこと、そういったような条件を町側としてはつけさせていただいております。そこにデジタル分野でのいろいろな条件、そういったものを加味しまして、デジタル人材がインターネット上の募集サイトを見ている方が多いものですから、そういった方々が見ているインターネットサイトへの掲載ですとか、あるいは情報系の学部がある学校への働きかけですとか、そういったような人材を獲得する業務を委託する経費となっております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 質問にお答えいたします。

私からは、43ページの上段の説明欄にある高齢者外出支援タクシー利用料金助成金についてお答えいたします。まず、この助成金については、皆野町高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業支援要綱に基づきまして、外出のための移動手段の確保が困難な高齢者に向けての助成ということで定められております。愛称がお出かけタクシーと親しまれておりますことから、高齢者の方がこれから計画されるデマンドタクシーと区別しやすいために、その愛称を高齢者お出かけタクシーという形で変更する考えでございます。

また、今回の予算の増額の理由につきましては、予算計上の際に、申請者数が317人おりまして、その中で利用者が187名いらっしゃいます、高齢者の中でも、申請をしたけれども、いわゆるお守りで持っていて、ご利用されない方が多くいらっしゃるのが事実でございます。来年度の変更の中でご利用者の増加を踏まえまして、増額計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（林 豊議員） 教育次長。

○教育次長（白石純一） お答えいたします。

まず、予算書のページが9ページでございます。最下段になります。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節2学校教育費国庫補助金の中の学校施設環境改善交付金のご質問でございます。お答えいたします。

こちらの内容ですけれども、この交付金の共同調理場というふうな扱いで補助を受ける内容でございますけれども、まず新增築という区分の中で、アレルギー室、今度新しく設けますけれども、そこが対象の内容になっておりまして、これは補助率が2分の1でございます。この金額の計算ですけれども、平米当

たりの基準単価というのが示されておりまして、それに実際の面積と補助率2分の1を掛け合わせております。また、アレルギー室以外の部分、こちらは改築という区分になります。こちらの補助率は3分の1となりまして、こちらにつきましても計算式がございまして、平米当たりの基準単価、それから面積、それに補助率を掛け合わせたりということで金額が算出されております。それを合わせまして3,396万5,000円になってございます。

続きまして、92ページ、歳出に移らせていただきます。92ページの中の最下段の部分になります。款10教育費、項6保健体育費、目2学校給食費、節12委託料の中の新・学校給食センター（仮称）建設工事監理業務委託料の件でございます。こちらが単年度かどうかというご質問でございました。こちらの815万8,000円と、次のページの工事請負費6億5,666万円、こちらが合わせまして、令和7年度、8年度事業となつてございます。先ほどご質問の中で、予算書の最初のほうの7ページ、継続費の部分触れていただきましたけれども、そちらの継続費の表の一番右の部分に、7年度と8年度に分けて年割額というのが記載がございすけれども、先ほど申し上げた委託料と工事請負費を合わせた金額が、7年度にあります6億6,481万8,000円でございます。したがって、単年度ではなくて2年度にわたつての事業になります。

それから、先ほどの全員協議会の中の資料でというふうなご質問の部分ですけれども、まず昨年9月の全員協議会で事業費をお示ししました9億2,000万円、その中から既に入札が終えました既存解体工事費の部分は、見込んだ予算よりも落札額が大分下がりがちで、既に金額の要素は変わっていることが事実でございます。その辺は、本日お配りした資料では反映できておりません。ご容赦いただきたいと思います。

それから、また別の資料になりますけれども、予算の要求段階の事業費としてお示ししました一覧の中では、工種別に算出をしておりますけれども、それが予算要求時点で設計額を基にして算出したものが9億9,493万9,000円、資料の中でお示ししましたけれども、それからこの後、発注を控えるわけですが、そこでさらに高騰を見込んで今回の予算要求額を算出しております。内容とすると、人件費の単価が今後さらに高騰するであろう見込み分を10%ですとか、鋼材等の建築資材、また空調設備、厨房機器等の高騰も、やはり約10%程度の高騰を見込んでおります。それらの結果、資料の中で予算要求額として算出の基礎といたしましたのが、結果10億9,400万円の事業費というふうになってございます。予算計上にあつては、設計段階での分かり得ている事業費で予算要求をしているわけですが、今後、入札発注に向けてさらに事業費の削減に向けて考えを持って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。そこで、地域おこし協力隊の関係なのですが、新年度は12名の協力隊を予算計上しているということで、分かりました。この地域おこし協力隊の目的といいますか、協力隊の方が地域に定着して、将来を含めて地域おこしなり地域の活性化に寄与していただくといえますか、つながるような立場にあらうかというふうに思いますので、ぜひそういった立場で協力隊の採用等については十分配慮していただきたいというふうに思います。

それと、高齢者お出かけタクシーの関係なのですが、運転免許証の返納者も増えているようです。そういったことも含めた形での増額というふうに理解をさせていただきますが、いずれにしても利便性の向上には、先ほど常山議員からも申されました。いかにして自己負担を軽減するか、そういったところにかかっているかと思しますので、交付枚数を増やすとか、また一昨日も私のほうからも提言させていただ

いたのですが、タクシー料金の4分の3を町に負担するとか、そういった方法を検討をしていただく中で、利用者の負担軽減を図るように努めていただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

学校給食センターの関係、理解しました。いずれにしても、今年の6月頃には入札が図られると思いますので、できる限り昨年の9月に示された関係といいますか、改めて敷地の造成費は除いた形で約9億449万円ということであります。これに消費税を込めて約10億円近いということになるかと思いますが、できる限りこの金額に沿うような形で、ぜひ努力をしていただきたいというふうに、先ほど次長のほうからもそういった答弁をいただきましたので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 先ほど回答を保留しておりました件でございます。10番、四方田議員からのご質問にお答えいたします。

予算書の8ページです。債務負担行為におきます皆野町学童保育所の指定管理費についてでございます。まず、こちらは指定管理制度で運用いたします学童保育所、こちらは令和8年の4月1日から運営することを可能にするため、令和7年度中に契約する必要があるでございます。そのため、令和7年度から令和11年度までの5年間で、令和8年度から令和11年度分の4年間の負担行為をしておく必要があるでございます。

なお、令和12年度につきましては、その次の令和13年度からのものの負担行為をすることとなります。よって、この4年間の負担行為ということになります。

それから、虐待件数でございますけれども、こちら要支援ということになりますが、虐待ではございませんが、家庭状況から、関係機関によります情報共有ですとか支援が必要な家庭というのが例年間で四、五件ございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ありがとうございます。引き続き債務負担行為のところでは、結局令和7年に、明星福祉会だと思っただけけれども、相手が。それとの契約更新の時期になるわけですか。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） お答えいたします。

今回の指定管理が令和3年から7年度までの5年間となっておりますので、7年度中に指定管理の指定をする必要があるございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） そうすると今度は4年なの。いつも5年と決めていたみたいだったけれども、今度は4年。なぜそんなこと言うかという、学童保育所も将来、幼稚園も含めて、かなり再編していかなければならないような時期が来るような気がするのです。だものだから、あんまり長期計画で契約なんかしていると、また面倒なこともあるのかななんて思って質問したわけなのですが、今度は4年ということなのですね。それでいいのか。

○議長（林 豊議員） 健康こども課長。

○健康こども課長（太幡和也） 指定管理の期間は5年ですけれども、今回この負担行為をするのは4年間分ということになります。

- 議長（林 豊議員） 四方田実議員。
- 10番（四方田 実議員） 了解しました。ありがとうございました。
- 議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。
- 続いて、討論を行います。討論ございませんか。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。
- これより議案第18号を採決いたします。
- 本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。
- よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（林 豊議員） 日程第2、議案第19号 令和7年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
- 議案の説明は6日に終了しております。
- よって、これより本案に対する質疑を行います。
- 質疑のある方は、議席番号を告げて挙手をお願いいたします。
- 4番、大塚鉄也議員。
- 4番（大塚鉄也議員） ページ数11ページ、特定健診事業費、節12特定健診委託料1,157万6,000円、700人分と聞きましたが、皆野町の受診率はどのくらいでしょうか。
- 議長（林 豊議員） 町民生活課長。
- 町民生活課長（梅津順子） 令和6年度の受診率でよろしいですか。
- 〔「はい」と言う人あり〕
- 町民生活課長（梅津順子） 令和6年度につきましては、まだ3月まで終了しておりませんので、2月27日現在となります。受診者数437名、受診率28.9%でございます。
- 以上です。
- 議長（林 豊議員） 大塚鉄也議員。
- 4番（大塚鉄也議員） その率が多いのでしょうか。以前、皆野町は少ないと聞いて、ちょっと心配していたのですが、年々増えておりますか。
- 議長（林 豊議員） 町民生活課長。
- 町民生活課長（梅津順子） お答えいたします。
- 決して多いとは言えないのですが、昨年度の同じ時期、同時期と比べますと、令和5年度2月28日現在で25.4%でした。そこと比べると3.5%増えております。

以上です。

○議長（林 豊議員） 大塚鉄也議員。

○4番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

2番、倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） ページ数3ページになります。2の歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節2滞納繰越分ということで410万円、この3項目、医療費、介護、後期高齢、これいずれにしても全部の繰越分というふうになっておるのですが、滞納分の収納に関して、町としての考えをちょっと確認したいと思います。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） 2番、倉林議員のご質問にお答えいたします。

滞納に当たっての町の対応、考え方ということでございますけれども、まず払えるのに払えない、払わないという、納めないという方につきましては滞納処分、差押えですとか、こういったことを強化して対応をして徴収に努めてまいります。一方で、資産もなくて、払いたいけれども払えない。払う能力がないといった方につきましては、滞納処分の執行停止をいたしまして、その期間が3年間続くようだと、法定された期間が過ぎて、その時点でも納付能力がないと判断される場合には、その分は不納欠損という処理のほうに回る、欠損をすると、こういった方針でやってございます。滞納繰越分が増えないように、そういった処分の停止後は、現年課税分を確実に徴収することで滞納繰越額を増やしていかないと、こういった形で取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） ありがとうございます。例えば後期の方で年金を受給している方もこの中の滞納者に入っているかと思うのですが、年金からの差押えをするという中で、差押えは実現することなのでしょうか。ちょっとその辺を確認したいと思います。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） お答えいたします。

今、後期の方というのは後期高齢者、75歳以上の方ということ……

〔「高齢者で年金を受給している方が滞納している場合」と言う人あり〕

○税務課長（橋本賢伸） そういった場合には、差押えにつきましては、差押え禁止額というのがございます。これに該当しない部分での差押えは実施をできるということでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 倉林郁雄議員。

○2番（倉林郁雄議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第3、議案第20号 令和7年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は6日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号を告げ挙手をお願いいたします。

なお、関連ページを告げてから質疑をお願いいたします。

6番、常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ページ数でいいますと15ページなのですが、項3 包括的支援事業・任意事業費、報償費、講師謝金15万6,000円、節7、2事業について関連質問をします。2月21日に文化会館で上演されました「ぼけますから、よろしくお願いします。」ですが、この上映会は、明治安田生命保険の私の地元応援募金を活用して、公民館と共催で行ったということですが、費用はどのくらいかかったか伺います。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 6番、常山議員の質問にお答えいたします。

今年度の「ぼけますから、よろしくお願いします。」の上映に関しまして、費用でございますが、16万5,000円の上演委託料となっております。

なお、この講師謝金についてですが、地域包括支援センターの事業として、毎年高齢者の身の回りの話題をテーマに講演会や研修会等を行ってまいりました。今年度は認知症をテーマといたしまして、大変要望の多かった「ぼけますから、よろしくお願いします。」という映画を上映いたしましたところ、313人の来場者があり、大盛況に終わったところでございます。来年度につきましても、多くの方がご参加いただけるような事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 常山知子議員。

○6番（常山知子議員） ありがとうございます。今、課長から答弁いただきましたように、313人を超える人が映画を見に来たということで聞いています。本当に見た人から聞きますと、身につまされる映画だったと。町はいい映画をやってくれたと、皆さん大変喜んでおりました。講師の話を聞いたり、そういうこともとても大事なのですが、実話に基づく映画は、見る人を、いつまでもそういうものが頭に残っていて、気をつけなくてはなとか頑張ろうかな、地域で頑張ろうというふうに思わせると思いますの

で、ぜひ今答弁にもありましたように、こういう支援事業、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひますので、課長、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

5 番、林太平議員。

○5 番（林 太平議員） ちょっと参考までにお聞きたいします。

最近、朝晩になるといろんなデイサービスの車が相当走って、町の中も朝と夕方になると相当走っています。まず、参考までに、介護サービスとかいろんな問題で、どういうのがどの程度、施設介護サービスとか、いろんな地域包括とかいろんなのがありますけれども、この点についてどのぐらいの人数が、そして皆野町で今こういう施設を利用している人が何人ぐらいいるのか、分かったら教えてもらえればと思います。

○議長（林 豊議員） 福祉課長。

○福祉課長（青木陽子） 5 番、林太平議員の質問にお答えいたします。

議員のご質問についてですが、予算書の 9 ページにあります保険給付費の居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス給付費、施設介護サービス費などの説明をもってお答えとさせていただきたいと思ひます。

まず、1 の居宅介護サービス給付費ですが、自宅で受けるケアを中心とするサービスで、訪問介護、いわゆるヘルパーサービスなどや訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、また数日間泊まりに行くショートステイサービスなどが含まれます。参考として、令和 6 年度 12 月分のサービスの受給者は、要介護 1 から要介護 5 の方、合わせて 283 人いらっしゃいました。また、地域密着型介護サービス給付費については、これは住み慣れた地域で介護や生活支援を行うサービスとして、町ごとに指定を受けて、その地域に住む方が優先的に受けられるサービスでございます。認知症の対応型グループホーム、小規模多機能型の居宅介護、地域密着型の小規模なデイサービスなどが含まれます。令和 6 年の 12 月分の受給者は 62 名いらっしゃいます。議員のご自宅のお近くでバスなどを見かけたという、それについては、このいずれかの送迎のバスだったかと思ひます。また、5 番の施設介護サービス費についてですが、こちらは介護保険施設に入所して受けるサービスになっております。特別養護老人ホーム、通称特養と言われますが、リハビリを中心とした老人保健施設、また療養型の医療施設などが含まれます。こちらが令和 6 年 12 月分の施設入所者は 122 人いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 林太平議員。

○5 番（林 太平議員） いろいろ参考になりました。分かりました。明日は我が身なので、一生懸命気をつけてやりたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第4、議案第21号 令和7年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は6日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第5、議案第22号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第22号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 議案第22号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,499万6,000円を減額し、総額を47億7,941万7,000円とするものです。

第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為の補正について定めたものです。

次の2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。

5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、秩父広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資など4つの事業を追加するものです。

第3表、債務負担行為補正は、基幹系標準準拠システム対応の期間を令和6年度から令和7年度まで、金額を6,682万4,000円に変更するものです。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。

3段目、款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、普通交付税8,463万9,000円の増額は、普通交付税の再算定に伴う追加交付分を計上するものです。

最下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金337万5,000円の増額は、保育士等の処遇改善を目的とした人事院勧告により、公定価格の引上げが図られたものです。

6ページをお開きください。中段の款19繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金2,000万円の減額及びその下、目4財政調整基金繰入金1億1,925万2,000円の減額は、普通交付税の増額や事業費の確定に伴う歳出予算の減額に伴い、予定した繰入れを減額するものです。

7ページを御覧ください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,293万1,000円の減額は、ワクチン接種者が見込みより少なかったため減額するものです。

8ページからが歳出です。なお、各費目における人件費の補正は、主に人事院勧告に基づく給与表の改定に伴うものです。また、事業費の確定に伴う補正については説明を省略し、その他の主なものについてご説明いたします。

16ページをお開きください。16ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金の2行目、障害者自立支援給付費負担金1,229万2,000円の増額は、主に報酬の改定によるものです。

18ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、子どものための教育・保育委託料1,506万8,000円の増額は、保育士等の処遇改善を目的とした人事院勧告により公定価格の引上げが図られたものです。

19ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料、予防接種委託料2,615万5,000円の減額は、主に新型コロナウイルスワクチン接種者が見込みよりも少なかったことにより減額するものです。

ページ飛びまして、35ページをお開きください。35ページの款10教育費、項6保健体育費、目2学校給

食費、次の36ページに移りまして、節14工事請負費、新・学校給食センター（仮称）建設敷地整備工事費1,000万円の減額及びその下の節18負担金、補助及び交付金、水道加入負担金334万4,000円の減額は、議会での指摘をいただきましたことを踏まえ再検討した結果、事業費の減額を行うものです。

37ページを御覧ください。下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、節24積立金、財政調整基金積立金（積立分）7,270万5,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

その下、目2減債基金費、節24積立金、減債基金積立金（積立分）1,855万3,000円の増額は、普通交付税の再算定において、臨時財政対策債の償還に要する経費として臨時財政対策債償還基金費が交付されたため、その分を減債基金に積み立てるものです。

38ページからが給与費明細書、45ページが債務負担行為に関する調書です。

以上で令和6年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第6、議案第23号 令和6年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第23号 令和6年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 議案第23号 令和6年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万9,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ10億6,215万1,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金322万8,000円の減額は、保険者努力支援交付金及び特定健康診査負担金等の見込みに対するものでございます。

中段、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金755万4,000円の増額は、一般会計からの繰出金額が決定したことによるものです。

その下の段、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金705万4,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1及び目2合わせて5万7,000円の減額は、人件費等に係る補正でございます。

最下段、款2保険給付費、項1療養諸費、目3一般被保険者療養費67万1,000円の増額は、今年度の給付実績に基づき計上したものです。

5ページを御覧ください。中段、款6保健事業費、項1特定健診事業費115万5,000円の減額の主なものは、健診結果説明会に従事する栄養士、保健師等の専門職に係る報償金を減額するものです。

その下、項2保健事業費、目1疾病予防費192万3,000円の減額は、生活習慣病予防健診費の補助申請件数が当初見込みを下回ったため減額するものです。

6ページ以降は給与費明細書となっております。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第7、議案第24号 令和6年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第24号 令和6年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 福祉課長に議案内容の説明を求めます。

福祉課長。

〔福祉課長 青木陽子登壇〕

○福祉課長（青木陽子） 議案第24号 令和6年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

1ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に105万8,000円を追加、歳入歳出それぞれ11億7,782万7,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。3ページをお開きください。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は809万5,000円の減額でございます。

次の款3国庫支出金から4ページ中段、款5県支出金までは、令和6年度交付額の確定等による補正でございます。

4ページ下段、款8繰入金、項1一般会計繰入金は、繰入れ基準に基づき目1から目4まで、合わせて1,101万7,000円を減額するものでございます。

5ページに移ります。歳出でございます。主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の減額は、職員の人件費の補正でございます。

中段、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等は357万7,000円の減額で、介護認定の際の主治医からの意見書作成手数料と、訪問調査業務委託料の補正でございます。

下段から次ページにかけての款2保険給付費は、それぞれのサービスの実績を勘案した支出見込みによる補正でございます。

8ページをお開きください。3段目、款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センター職員の人件費の増額です。

9ページに移ります。款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして1,477万8,000円を増額するものでございます。

12ページからは給与費明細書でございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第8、議案第25号 令和6年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 議案第25号 令和6年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 議案第25号 令和6年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、内容をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ528万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,949万3,000円とするものでございます。

水色の仕切りからが予算に関する説明書です。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収保険料、合わせて531万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。上段、款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金528万1,000円の減額は、保険料の減額によるものでございます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎承認第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第9、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度皆野町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和7年1月15日、令和6年度皆野町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 承認第1号 令和6年度皆野町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、低所得者に対する物価高騰緊急支援給付金について、早期に予算化する必要があるため、専決処分したものです。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,987万3,000円を追加し、総額を48億4,441万3,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正について定めたものです。

2ページから3ページが第1表、歳入歳出予算補正です。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正は、給付を行うのが令和7年度からになるため、必要な費用を繰り越すものです。

次の水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。上段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金3,977万1,000円の増額は、エネルギー、食料品の価格高騰に対応する物価高騰緊急支援給付金の財源として、国からの交付金を受け入れるものです。

次の４ページを御覧ください。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費の計3,987万3,000円の増額は、低所得者に対する物価高騰緊急支援給付金事業に必要な経費を計上したものです。

５ページからが給与費明細書です。

以上で令和６年度皆野町一般会計補正予算（第５号）の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより承認第１号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第１号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ４時４２分

再開 午後 ４時４３分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎同意第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第10、同意第１号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第１号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、長谷河初男氏が令和７年３月31日をもって辞職することから、後任として高橋天氏を任命したいものでございます。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。



◎同意第2号から同意第15号の説明、同意第2号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第11、同意第2号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

同意第2号から同意第15号までは、全て農業委員会委員の任命でありますので、提案理由の説明については一括してお願いいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第2号から同意第15号 農業委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員の任期が令和7年3月31日をもって満了することから、皆野町農業委員会の委員候補者等審査会による審査の上、東光義氏、四方田克己氏、大濱英一氏、齊藤克氏、浅見寿太郎氏、小池幹夫氏、横田和子氏、四方田順造氏、若林雄一氏、浅見幸弘氏、中畦泰男氏、葦原義人氏、田島一男氏、眞下一正氏を任命したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより同意第2号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第3号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第12、同意第3号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第4号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第13、同意第4号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第5号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第14、同意第5号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題と

いたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。



◎同意第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第15、同意第6号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。



◎同意第7号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第16、同意第7号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。



◎同意第8号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第17、同意第8号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。



◎同意第9号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第18、同意第9号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は同意することに決定しました。



◎同意第10号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第19、同意第10号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第10号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は同意することに決定しました。



◎同意第11号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第20、同意第11号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第11号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第 1 2 号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第21、同意第12号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第12号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第 1 3 号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第22、同意第13号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第13号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第13号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第 1 4 号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第23、同意第14号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第14号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第14号は同意することに決定しました。



◎同意第15号の質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第24、同意第15号 農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより同意第15号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第15号は同意することに決定しました。



◎会議時間の延長

○議長（林 豊議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。



◎日程の追加

○議長（林 豊議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、発議第1号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号以下を順次日程に追加し審議することに決定いたしました。



◎議員提出議案の報告及び上程

○議長（林 豊議員） 追加日程第1、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第1号の1議案です。



◎発議第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 追加日程第2、発議第1号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海勝男です。発議第1号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

主な改正内容ですが、法律改正に伴い、町議会個人情報保護条例において、法律の条項を引用している箇所に条項ずれが生じ、必要な改正を行うほか、字句の改正を行うもので、詳細については、お手元の新旧対照表のとおりであります。

なお、施行期日は令和7年4月1日となります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 豊議員） 追加日程第3、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 豊議員） 追加日程第4、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 豊議員） 追加日程第5、広報常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（林 豊議員） 追加日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（林 豊議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（林 豊議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



◎閉会の宣告

○議長（林 豊議員） これで本日の会議を閉じます。

令和7年第1回皆野町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 5時04分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長 林 豊

署 名 議 員 宮 原 睦 夫

署 名 議 員 新 井 健 司